

日米ステップファミリー会議2011 報告書
The Comprehensive Report on the US-Japan Stepfamily Conference 2011

SAJ・野沢慎司【編】
Edited by SAJ and Shinji Nozawa

日米ステップファミリー会議 2011 報告書
The Comprehensive Report on the US-Japan Stepfamily Conference 2011

目 次
Table of Contents

ごあいさつ	Preface	緒倉珠巳	i
ここに至る道筋 — 謝辞にかえて	Acknowledgements	野沢慎司	iii
講演者・報告者紹介	Contributors		iv

第 1 部 公開講演 アメリカのステップファミリー — 増大する家族形態の理解はどこまで深化したか
Keynote Speeches on Stepfamilies in the US: Development in Understanding the Growing Family Formation

司会：石井クンツ昌子
Chair: Masako Ishii-Kuntz

1. アメリカにおけるステップファミリー研究の現在	ローレンス・ギャノン、マリリン・コールマン	2
The Status of Stepfamily Research in the United States	Lawrence Ganong & Marilyn Coleman	
2. ステップファミリーでうまくいくのはどんなことか	マリリン・コールマン、ローレンス・ギャノン	14
What Works in Stepfamilies	Marilyn Coleman & Lawrence Ganong	

第 2 部 シンポジウム 日本のステップファミリー — 研究・実践の現状と展望
Symposium on Research on and Supportive Activities for Stepfamilies in Japan

パート I 制度と現実をめぐる研究の展開 Part I: Research on Stepfamilies in Japan

司会：永井暁子
Chair: Akiko Nagai

3. ステップファミリーにおける家族関係の社会的・構造的困難	野沢慎司	33
Social and Structural Aspects of Difficulties in Stepfamilies	Shinji Nozawa	
4. 継母の役割アイデンティティ — 多様性と変化	菊地真理	44
Role-Identities of Stepmothers in Japan: Their Diversity and Changes over Time	Mari Kikuchi	
5. 日本のステップファミリーをめぐる法制度の現状と課題	早野俊明	53
An Overview of the Legal Systems Regarding Stepfamilies in Japan	Toshiaki Hayano	
6. 継親子間の養子縁組の締結をめぐる実情 — インタビュー調査の知見をもとに	駒村絢子	60
Interviews with Parents and Stepparents on the Adoption of Stepchildren	Ayako Komamura	
7. コメントおよび質疑応答 I	コメンテーター：マリリン・コールマン、ローレンス・ギャノン	72
Discussion I	Discussants: Marilyn Coleman & Lawrence Ganong	

パート II 支援実践の広がりと展望 Part II: Developing Supportive Activities for Stepfamilies in Japan

司会：茨木尚子
Chair: Naoko Ibaraki

8. S A J の 10 年と今後の展望 — 継親・実親への支援を中心として	緒倉珠巳	80
SAJ's First Decade and Beyond: Support for Stepparents and Biological Parents	Tamami Ogura	
9. 親の離婚・再婚を経験した子どもへの支援	桑田道子	87
Support for Children of Divorced and/or Remarried Parents	Michiko Kuwata	
10. コメントおよび質疑応答 II	コメンテーター：ローレンス・ギャノン、マリリン・コールマン	95
Discussion II	Discussants: Lawrence Ganong & Marilyn Coleman	

おわりに — INPUT から OUTPUT への 10 年、そしてその先へ	Afterword	茨木尚子	102
Photo Album			104

表紙デザイン 緒倉珠巳

ごあいさつ

緒倉珠巳（SAJ 代表）

春暖の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、私たち SAJ の設立 10 周年を記念する日米ステップファミリー会議（2011 年 7 月 2～3 日）が、無事開催できましたこと、心より御礼申し上げます。東日本大震災直後の混乱した社会状況の中、多くの外国人が日本を出国していく状況を目の当たりにし、何度も「中止かもしれない」といった不安が頭をよぎりました。日米ステップファミリー会議の直前まで、会議開催の可否について検討を行ってまいりましたが、今回講師としてお越しいただいたローレンス・ギャノン氏とマリリン・コールマン氏の会議開催に向けた強い意志により、開催を決意することができました。両氏の勇気とご厚意に、深く感謝いたします。また、この開催直前にご尊父様のご逝去され、心身ともにお辛い状況にもかかわらず、多くの準備や指揮にご尽力いただいた明治学院大学社会学部教授の野沢慎司先生に、平素のご指導およびご厚情と併せて深謝いたします。

震災後から会議開催までの 4 ヶ月は、私たちが歩んできた 10 年を濃縮したように感じた期間でした。SAJ は大きな組織のように思われますが、その活動は細く地道で、継続が困難にさえ思うことも度々ありました。それでも、10 年前に得られた示唆と情報をもとに着実にそして慎重に、一歩ずつ歩んできた自認と、歩みを共にしていただいた支援者によって現在の SAJ が存在することを改めて実感した次第です。当事者だけで活動を継続することは決してできませんでした。

繰り返しになりますが、この会議も野沢先生をはじめとする多くの研究者や支援者のご理解とご協力により、開催することができました。これぞ SAJ という組織の特徴であり、推進力といって良いと思います。当事者はその当事者としてのニーズをたくさん抱き、問題を解消すべく行動しますが、ステップファミリーとしての暮らしは、ヴィッシャー夫妻¹がおっしゃられた通り、海図なき航海の様相を呈します。その航海は何度も方向を見失うこともありますが、SAJ は、SAA 発信の情報や、日本のステップファミリー研究者や支援者によって適宜サポートいただけたことによって、自分たちの位置を把握し、進むべき方向を選択することができました。これが、社会におけるステップファミリー支援に必要な基本の姿ではないかと強く実感します。

これまで、明治学院大学主催のステップファミリー研究会に参加させていただき、研究会の先生方の温かい励ましや研究の最新情報を頂く度に、多くの方へフィードバックを急

きたい、広くお伝えしたいと考えていました。それが今回、この日米ステップファミリー会議という、日本だけではなく、アメリカの最新研究情報も加えてのご報告が叶い、この上ない精度の高い発表の場を設けさせていただくことができたと思います。当日は当事者だけではなく、多くの研究者、支援者、学生にもご参加いただくことができました。10年前に比べ、遥かに高く変化した社会意識を感じ取れます。しかし、今回の会議についてのマスメディアの反応は鈍く、震災に絡まない事業への取材は難しい時期であったことは想像できるものの、残念感が拭えないのも事実です。改めてこの開催報告書を公開することで、これからの多様化する家族について、多くの皆様に理解を深めていただけるようお願いばかりです。

10 年前の話を何かと言葉に表しておりますが、やはりその当時との違いをひしひしと感じています。10 年前は「ステップファミリーってそういう家族なんだ？でも日本とアメリカじゃ文化が違うんじゃないの？」という感想が多くありました。ですが「日本のステップファミリー」に着目し、そして研究者の方からアカデミックな見解を提示いただいたことで、その疑問が解消され、その違いが何で生じるのか、またその理由によってケアする課題が異なることなどを明確にすることができました。これは日本のステップファミリー支援に重要な情報であると確信しております。どうかこの報告書を手にされた皆様にもご理解いただき、ステップファミリーのサポーター、あるいは当事者として有益にご活用いただけることを願っております。

最後になりましたが、日米ステップファミリー会議開催にあたりご協力いただきました、明治学院大学社会学部附属研究所、日本家族社会学会、お茶の水女子大学教授 石井クンツ昌子先生、日本女子大学准教授 永井暁子先生、通訳にご活躍いただいた NPO 法人コミュニティサポート研究所の齋藤明子様、SAJ 副代表 吉本真紀さんをはじめとする全国から参加してくれた SAJ スタッフの皆様に対しても御礼を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

2012 年 3 月

注

- 1 ヴィッシャー夫妻 — 全米的なステップファミリー支援組織 SAA の創設者である心理学博士のエミリー・ヴィッシャーと医学博士のジョン・ヴィッシャー。アメリカのステップファミリー研究や支援においてバイブル的な著書を多く残している。

ここに至る道筋 ― 謝辞にかえて

野沢慎司（明治学院大学）

社会学部附属研究所プロジェクト「ステップファミリー研究セミナー企画 2011」代表

この報告書は、2011 年 7 月 2～3 日に明治学院大学で開催された「日米ステップファミリー会議」（SAJ、明治学院大学社会学部附属研究所プロジェクト、日本家族社会学会による共催）の 2 日間にわたる講演とシンポジウムの内容をほぼ網羅して収録しています。そもそもこの会議は何のために、いかにして開催されたのか、その道筋をちょっとだけお話しさせてください。

日本で初めてのステップファミリー支援団体 SAJ が誕生し、その協力を得ながら日本のステップファミリー調査が始動したのが 2001 年でした。2011 年には 10 周年記念イベントを開催したいということが私たちの間で次第に話題になりだしたのは 2009 年頃だったのでしょうか。10 年に及ぼうとする SAJ の実践活動とステップファミリー調査研究の歩みを振り返り、今後を展望する時期にさしかかっているという認識もありました。企画がなかなか具体化しないまま 2010 年を迎えましたが、突然それが具体化しました。その年の秋にイタリアで開かれたシンポジウムで 4 年ぶりにお会いしたマリリン・コールマン先生とラリー・ギャノン先生が、翌年、ある国際学会に参加するために来日することになったとおっしゃったのです。何というタイミングでしょう。帰国後、SAJ のスタッフや研究仲間と検討を重ねて開催に至ったのがこの「日米ステップファミリー会議 2011」なのです。

ギャノン&コールマン夫妻には、2006 年秋にミズーリ大学に 2 週間ほど滞在させていただいたときに初めてお会いしました。アメリカのステップファミリー研究の大家のところに押しかけた未知の日本人研究者を大変温かく迎えてくださいました。そこで多くの出会いがあり、研究上も大きな刺激を受けました¹。お二人は、全米的なステップファミリー支援組織である SAA (Stepfamily Association of America)²とつながりながら調査研究を続けてきた著名な家族研究者です。SAA の創設者であるヴィッシャー夫妻、とくに妻のエミリーこそが偉大なネットワークであり、アメリカのステップファミリー研究の仕掛け人であると教えてくれたのはコールマン先生です。エミリー・ヴィッシャーは、SAA という組織を作っただけでなく、研究セミナーなどを頻繁に開催し、ステップファミリーに関心のある研究者が知り合う機会を積極的に作ったそうです。いわばエミリーは、コールマン先生やギャノン先生などアメリカのステップファミリー研究第一世代の産みの親です。エミリーの薫陶を受けたお二人ほど 10 周年記念にふさわしいゲスト講師はいません。

ご存知の方も多いと思いますが、2001 年に SAJ が企画した最初のイベントがヴィッシャー夫妻を日本に招いての講演会でした。しかし、予定されていた 11 月来日の直前にエミリーさんが急逝されました。ヴィッシャー夫妻に会う機会を永遠に失ったことは返す返すも残念です。しかし、当時 SAA の会長・CEO だったマージョリー・エンゲルさんがその代理で来日しました。その講演会やセミナーのインパクトについては、私の報告（本書 3 章）で触れました。このイベントは、多様な領域の日本の研究者と当事者が出会う場となりました。すでにステップファミリーの法学研究を進めていらした早野俊明先生に初めてお会いしたのもこのときです。当時大学院に入ったばかりだった菊地真理さんや桑田道子さんを含め、ステップファミリーに関わる研究者、支援実践者、当事者がネットワーク

を形成し、連携し始めるきっかけとなりました³。

帰国後のマージョリーさんから最初にいただいたメールの冒頭に「人生とは何かの企てに夢中になっているときに別の何かが起こってしまうもの（Life is what happens to you while you're busy making other plans.）」というジョン・レノンの歌の一節が引用されていたことを今でも覚えています。SAJ が創立記念イベントを準備している最中にエミリーさんが亡くなり、私たちが 10 周年記念イベントを企画しているときに彼女に育てられたマリリンとラリーが来日の計画を立てていたという偶然に、人生の不思議を感じます。

今思えば、マージョリーさんが来日した 2001 年秋は 9.11 のテロ事件直後でした。ニューヨークにほど近いボストンから急遽飛んできてくれたマージョリー・エンゲルさんの使命感の強さに今更ながら感じ入ります。そして 10 周年記念イベントの直前に 3.11 の東日本大震災が起きました。3.11 の激震は準備を進めていた私たちを大きく揺さぶり、一時は開催を諦めかけました。しかし、ゲスト講師のお二人から来日を躊躇する言葉は一度も聞かれず、その前向きな姿勢に押されて、何事もなかったかのように準備が進められました。

開催の 3 日前、ついにご夫妻が東京に到着しました。10 年前にマージョリーさんが宿泊したのと同じ明治学院国際会館に二人がチェックインしたその日の深夜、予期せぬ父の訃報が私に届きました。翌日からの準備や打ち合わせを皆に任せて、私は急遽帰郷することになりました。同僚の茨木尚子先生、SAJ の緒倉珠巳代表と吉本真紀副代表ほか、SAJ のスタッフの皆さんに、私がやるべきことをすべて肩代わりいただいたおかげで、無事会議当日を迎えることができたのです。私自身も何とか日程調整がつき、2 日間の会議にフル参加することができたことは不幸中の幸いでした。お礼の言葉が見つかりません。

会場には実に多様な方々が集い、10 年前以上に貴重な出会いの場となりました。日本家族社会学会に共催いただいたことも大きな力添えになりました。長年アメリカの学界で活躍され、ギャノン&コールマン夫妻と 25 年以上にわたる交友関係をお持ちの石井クンツ昌子先生には、学会の研究活動委員長としてとくに心強い支援をいただきました。講演会の司会のみならず、通訳の面でもご活躍いただき、議論を盛り上げてくださいました。

1 日目は、ステップファミリー研究と実践の世界的中心国アメリカの最前線を、お二人の碩学に、わかりやすく、ときにユーモアを交えてご解説いただきました。フロアからの忌憚のない質問にもずばりと答えていただきました。震災後の節電で空調が抑えられた東京の 7 月の蒸し暑さをものともせず、熱く語るお二人のパワーに圧倒されました。本書 1～2 章が当日の会場の雰囲気伝えていきます。

2 日目は、日本における 10 年間の研究と実践の成果をお二人に聞いてもらう番です。パート I は社会学と法学の見地からの研究成果報告。当日のプログラムには含まれていなかった最若手研究者、駒村絢子さんの飛び入り「補充報告」は、当日報告できなかった部分を補って加筆していただき、本書に 6 章として収録しました。パート II では、SAJ の活動展開と子ども支援の実績をそれぞれ緒倉代表と桑田さんが明快に報告なさいました。10 年来の共同研究者である永井暁子先生と茨木先生がパート I とパート II の司会を務めてくださいました。ご登壇・ご執筆の皆さんのご尽力に心より感謝いたします。

日本側の報告者は英語原稿(スライド)を作成して事前に両先生に目を通していただき、当日貴重なコメントをいただきました。日米の比較から浮かび上がってきた論点を要約すれば、①ステップファミリー内部の関係性やそのダイナミクスは似ていること、②むしろ

ステップファミリーを取り巻く社会環境と社会制度の違いが大きく、それが個人や家族の生活に影響を及ぼしていること、の2点に集約できるでしょう。もちろんそこにまとめきれない多様な発見が2日間の会議の中には溢れていました。それがこの報告書の各所に埋め込まれているはずです。

2日間の会議運営で目を見張ったのは、SAJ スタッフのチームワークです。会場設営や受付から記録作成までを手際よく進めてくださる姿を目の当たりにして、SAJ という組織の底力を感じました。当日の会議の様子は、2台のビデオカメラで精密な動画映像として記録され、会議後に速やかに文字おこし原稿が作成されたことに感動さえしました。

きれいに編集されたビデオ映像を見、整理された原稿を読むと、当日の興奮の中で見落とし聞き漏らしていた重要な細部に気づき、文脈をつかみ直すことができました。アメリカと日本からの報告が、様々な点で呼応し、共鳴していることにも後から気づきました。コールマン&ギャノン先生の二人語りと質疑応答の部分も、録画データに基づいてできるだけ正確に訳し直してここに収録し、会議に参加した人も、していない人も読む価値のある基礎資料の作成を目指しました。このようなかたちで当日の記録を残すことをご快諾くださった両先生には、改めて感謝の意を表します。

当意即妙かつ正確な通訳の齋藤明子さん、通訳だけでなく細やかな心遣いのホスト役をいただいた吉本さん親子には大変お世話になりました。当日アルバイト・スタッフとして活躍してくれた院生・学生の皆さんをはじめ多くの方々に支えられてこの会議は開催され、この報告書は完成しました。登壇者の菊地さんには報告書の最終校正も手伝っていただきました。明治学院大学社会学部附属研究所の坪井栄子さんには裏方で終始支えていただきました。そして最後に、会議の企画から報告書の編集作業、美しい表紙のデザインに至るまで、SAJ 代表・緒倉さんの超人的なお仕事ぶりとリーダーシップには何度も感服させられました。その熱意とパワーに心からの謝意と敬意を表します。

このようにして完成したこの報告書が、ステップファミリーに関心をよせるすべての人のもとに大切なメッセージを届けてくれると信じています。それは、エミリーとジョン・ヴィッシャーが再婚した1959年（私が生まれた年です！）以来、二人が苦労して編み上げたステップファミリーを巡る人々のネットワークが、日米の国境を越え、海を越え、時を越えて連鎖・拡張した結果もたらされた果実のひとつなのです。

注

- 1 2006年度のアメリカ滞在経験とアメリカのステップファミリー研究の動向については、次の拙稿で簡単に紹介している。野沢慎司, 2008, 「ステップファミリー研究の動向 — アメリカからの視点」『家族社会学研究』, 20 (2), 71-76。
- 2 1977年にヴィッシャー夫妻によって設立されて以来、30年にわたって活動を続けてきたSAAは、2006年に活動を停止し、その資源と活動はアラバマ州にあるオーバーン大学を拠点とする「全米ステップファミリー・リソース・センター (NSRC=National Stepfamily Resource Center)」に移管された。NSRCのウェブページ (<http://www.stepfamilies.info/>) 参照。
- 3 このイベントの内容については、SAJ が発行した報告書『第1回ステップファミリー支援イベント実施報告書』（2002年10月）に詳述されている。

講演者・報告者紹介

Contributors

●ローレンス（ラリー）・ギャノン、マリリン・コールマン

(Lawrence H. Ganong and Marilyn Coleman)

いずれもミズーリ大学、人間発達・家族研究学科教授。ステップファミリー研究の先進国アメリカにおける第一人者。ともに長年にわたりステップファミリーの調査研究に携わり、多数の著書・論文を発表している。



お二人の共著書に、*Remarried Family Relationships*（〔再婚家族関係〕 Sage, 1994）、*Changing Families, Changing Responsibilities: Family Obligations Following Divorce and Remarriage*（〔変わる家族、変わる責任 — 離婚・再婚後の家族義務〕 Erlbaum, 1999）、*Points and Counterpoints: Controversial Relationship and Family Issues in the 21st Century*（〔論点と反論点 — 21 世紀における関係性と家族をめぐる論争点〕 Roxbury Publishing, 2003）、*Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Intervention*（〔ステップファミリーの家族関係 — 発達、動態、介入〕 Springer, 2004）、*Family Life in 20th Century America*（〔20 世紀アメリカの家族生活〕 Greenwood, 2007）がある。共編著に、*Handbook of Contemporary Families: Considering the Past, Contemplating the Future*（〔現代家族ハンドブック — 過去に学び、未来を見据える〕 Sage, 2004）がある。

●野沢 慎司 (Shinji Nozawa)

明治学院大学、社会学部教授。専門は家族社会学、社会的ネットワーク論。SAJ 発足当時からステップファミリーの共同調査研究に携わってきた。単著に、『ネットワーク論に何ができるか — 「家族・コミュニティ問題」を解く』（勁草書房、2009 年）、共編著に『Q&A ステップファミリーの基礎知識 — 子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、2006 年）および『オンライン化する日常生活 — サポートはどう変わるのか』（文化書房博文社、2008 年）、編訳書に『リーディングス ネットワーク論 — 家族・コミュニティ・社会関係資本』（勁草書房、2006 年）、論文に“The social context of emerging stepfamilies in Japan: Stress and support for parents and stepparents,” in Jan Pryor ed., *The International Handbook of Stepfamilies: Policy and Practice in Legal, Research, and Clinical Environments*, (John Wiley & Sons, 2008) などがある。

●菊地 真理 (Mari Kikuchi)

大阪産業大学、経済学部専任講師。専門は家族社会学、家族関係学。インタビュー調査をもとに、継母からみたステップファミリーの家族形成プロセスを明らかにする研究を進めている。また、2001 年よりスタッフとして、2004 年からは運営委員として、SAJ のステップファミリー支援活動にも参加。共著に『Q&A ステップファミリーの基礎知識 — 子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、2006 年）、『論点ハンドブック 家族社会学』（世界思想社、2009 年）、『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』（八千代出版、2012 年）がある。

●早野 俊明 (Toshiaki Hayano)

白鷗大学、法学部・法科大学院教授。専門は民法（家族法）。論文として、「ステップファミリーをめぐる法的課題と展望」『家族（社会と法）』27号（日本加除出版、2011年）、「代理懐胎子の特別養子縁組について」『戸籍時報』664号（日本加除出版、2011年）、「ステップファミリーにおける面接交渉」『家族と法の地平』所収（尚学社、2009年）、「民法第798条ただし書の制限適用——未成年後見養子縁組との関連において」『戸籍時報』642号（日本加除出版、2009年）、「子連れ再婚家族（ステップファミリー）の法律関係——連れ子の養育費について」『戸籍時報』589号（日本加除出版、2005年）などがある。

●駒村 絢子 (Ayako Komamura)

慶應義塾大学大学院、法学研究科後期博士課程、日本学術振興会特別研究員。2012年4月より早稲田大学、比較法研究所助手。専門は民法（家族法）。SAJには、2009年、実態調査への協力依頼を機に入会（サポート会員）。論文に「離婚後の子の監護法制に関する一考察——オーストラリア連邦家族法における離別後の共同養育推進を手がかりに」『法政論究』84号（2010年）、「継子養子縁組の締結プロセスについて——ステップファミリー当事者を対象としたインタビュー調査の知見から」『法政論究』89号（2011年）などがある。

●緒倉 珠巳 (Tamami Ogura)

SAJ（ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン）代表。2001年のSAJ設立後まもなくの9月よりスタッフとして参加。当初はニュースレター制作やサポートグループの地域開催を担当。広報担当兼務を経て、2005年より副代表、2010年より代表。ステップファミリー当事者。再婚して8年目。共著に『Q&A ステップファミリーの基礎知識——子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、2006年）がある。

●桑田 道子 (Michiko Kuwata)

女性ライフサイクル研究所、予防・啓発スタッフ。家族法、社会保障法をバックグラウンドとして、対人援助実践学を研究。家族支援、離婚・再婚の分野で当事者支援に携わり、家族・人間関係を悩む人への臨床援助理論として、相談援助職従事者のための研修を児童相談所や福祉事務所、家庭裁判所等で行う。SAJ発足当時よりスタッフとして参加。共著に『法と心理の協働——女性と家族をめぐる紛争解決へ向けて』（不磨書房、2006年）、『女性ライフサイクル研究』（13、17-21号、2003、2007-2011年）がある。

●茨木 尚子 (Naoko Ibaraki)

明治学院大学、社会学部教授。専門は障害者福祉、社会福祉運営。主にSAJの当事者組織としての活動支援に携わってきた。共編著に『Q&A ステップファミリーの基礎知識——子連れ再婚家族と支援者のために』（明石書店、2006年）、共著に『オンライン化する日常生活——サポートはどう変わるのか』（文化書房博文社、2008年）、論文に「NPOにおける家族支援とソーシャルワーク——ステップファミリー当事者による支援組織の活動から」（吉本真紀との共著、『ソーシャルワーク研究』Vol. 32、相川書房、2008年）、「ステップファミリー支援のあり方についての研究——オンライン・オフラインの支援活動の評価をとおして」（『研究所年報』41号、明治学院大学付属研究所、2011年）などがある。

第 1 部 公開講演 アメリカのステップファミリー

—— 増大する家族形態の理解はどこまで深化したか

Keynote Speeches on
Stepfamilies in the US: Development in Understanding the Growing Family Formation

開催日：2011 年 7 月 2 日（土曜） 14:15～16:15

場 所：明治学院大学（白金キャンパス） アートホール

司会：石井クンツ昌子（お茶の水女子大学）

Chair: Masako Ishii-Kuntz (Ochanomizu University)

1. アメリカにおけるステップファミリー研究の現在

The Status of Stepfamily Research in the United States

ローレンス（ラリー）・ギャノン、マリリン・コールマン（ミズーリ大学）

Lawrence Ganong and Marilyn Coleman (University of Missouri)

（日本語訳：野沢慎司）

*〔 〕内は訳者が文脈を補い、説明した部分を示している。注も訳者が追加した。

ごあいさつ

ラリー・ギャノン：私たち二人は、東京の街ですでに何度も迷子になる経験をしました。ですから、今日この場に來られたことを格別に嬉しく感じます（笑）。



まず申し上げておきたいのは、アメリカ国民が、この数ヶ月間、日本の人たちのことを思い続けてきたということです。大震災とその後に起こったことを私たちは、もちろんすべてのアメリカ人を代表しているわけではありませんが、大変心配していました。

また、ここにお招きいただいたことを、野沢慎司さんと明治学院大学に感謝します。素晴らしい歓迎をいただいた、日本

家族社会学会の石井クンツ昌子さん、SAJ 代表の緒倉珠巳さん、SAJ 副代表の吉本真紀さんに心より感謝いたします。

マリリン・コールマン：ラリーと私は再婚して 32 年になります。一緒に研究を続けてきた年月はそれよりも長いです。私たちは個人的にも、そして研究者としても、ステップファミリーに関心を抱き続けてきました。私たち二人はこの会議の参加者なので明日の報告原稿も事前に読ませていただきました。アメリカと日本のステップファミリーが置かれている状況が非常に似ていることに驚いています。ただし、日本の状況は、アメリカの 20 年前の状況に近いと思います。なぜこんなことを言うかということ、未来への希望を伝えたいと思うからです。アメリカのステップファミリーの状況は、20 年前に比べるとはるかによくなりました。

SAJ のような組織の存在は非常に重要です。今日、ここに SAJ のメンバーの皆さんがたくさん参加してくださっていることは実に素晴らしいことです。というのも、アメリカの SAA という団体も、アメリカのステップファミリーの状況をよくする上で非常に重要な役割を果たしてきたからです。

アメリカのステップファミリーに関する人口統計

ラリー：まずステップファミリーに関する人口統計を紹介することから始めましょう。アメリカのステップファミリーの数はどれくらいでしょうか。それを知ることは、20年前よりも現在のほうが難しくなっていました。というのも、アメリカ政府は、ステップファミリーの数を調べることをやめてしまったからです。2000年のアメリカの国勢調査では、ステップファミリー世帯数を把握しようと試みました。ところが、ステップファミリーの家族関係はとても複雑で正確に把握するのが大変難しいため、そのような試みを諦めてしまったのです。それで最近の国勢調査では、そうした質問はされなくなりました。

マリリン：いくつかの統計からわかっていることもあります。新たな婚姻カップルのうち

スライド3 ステップファミリーの人口統計

- アメリカでは、新たに結婚したカップルのうち、配偶者の一人がそれ以前に少なくとも一度は結婚経験があるカップルが半数を占める。
- アメリカの子どもたちの約15%が、継親と親のカップルと一緒に暮らしている。
- アメリカの子どもたちの40%以上が、シングルマザーのもとに生まれ、その多くが18歳になるまでに継父をもつことになる。

約半数が少なくともどちらかが再婚です。15%の子どもたちがステップファミリー世帯で暮らしています。人口の大きいアメリカのような国では、これはかなりの子ども数に上ることを意味します。多くの子どもたちは、18歳になるまでにシングルペアレントの家族を経験し、ステップファミリーを経験するのです。

ラリー：ステップファミリーの数を計測する上でやっかいな問題は、多くのカップルが法律婚でないこと、あるいは法律婚に至るまでに非法律婚の時期を経験することです。政府にとってもそのようなステップファミリーの数をつかむのは困難です。

マリリン：もうひとつの問題は、「家族」と「世帯」の違いにあります。政府の統計局が数え上げるのは「世帯」、つまり住居単位の数です。ステップファミリーの多くは、再婚した父親をときどき子どもが訪れるというかたちの家族です。しかし、このような「父親と子どもが一緒に世帯に住んでいない」タイプのステップファミリーを数え上げることはほぼ

スライド4 ステップファミリーの人口統計

- アメリカの成人10人のうち4人が、少なくとも1人のステップ親族をもっている。
 - 18%が生ずる継親をもっている(そのうち33%が30歳未満)
 - 13%が少なくとも一人の継子をもっている(そのうち22%が65歳以上)
 - 30%が継きょうだいか異父母きょうだいをもっている(30歳未満に限れば44%)
- 約40%のアメリカ人は継祖父母をもっている。

不可能です。このようなケースも含めれば、国勢調査データに基づくステップファミリーの数よりも、実際のステップファミリーの数ははるかに大きいことになります。

ラリー：幸いなことに、ピュー財団(Pew Foundation)が最近アメリカで全国調査を行いました。その調査結果によれば、アメリカの成人人口の40%以上の人が、ステップ親族を少なくとも一人持っています。ステップ親族に含まれるのは、継親、継子、継きょうだい、継祖父母…だったと思います。そして、30歳未満のアメリカ人に限れば、50%以上がステップ親族を少なくとも一人持っています。

このスライド4の最後に挙げた統計ですが、アメリカ人の40%が継祖父母をもっていま

す。これはアメリカ社会のどの人種・民族集団についても同様に言えます。アメリカでは、日本同様に高齢化が進んでいますので、この点はますます重要になってきています。家族を3世代、4世代と幅広く見てみると、ステップの親族関係がかなりたくさん存在することがわかります。

アメリカにおけるステップファミリーの歴史的な変化

マリリン：19世紀前半のアメリカでは、再婚はほぼすべてがパートナーと死別した後に形成されました。しかし、現代のアメリカのステップファミリーのほとんどは離婚後に形成されます。

ラリー：この事実がなぜ重要かという点、離婚後に再婚した場合、親は二人とも健在です。さらに継親が存在する。もしかするともう一人継親が存在するかもしれないですね。100年前の親との死別後のステップファミリーでは、親が一人と継親が一人だけの家族になったわけですから、アメリカのステップファミリーに関するこの変化は重要です。おそらく日本でも同じようなことが起こったと思います。

マリリン：もうひとつ、最近になってますます一般化したのは、法律婚でないステップファミリーです。同棲しているだけなので、この形態のステップファミリーについてはわかっていないことが多いのです。家族関係がどれくらい安定的なのか、どのような状態で暮らしているのかなど、このタイプのステップファミリーの状況についてほとんどわかっていません。

ラリー：法律上の再婚をするカップルでも、そのほとんどが再婚前に同棲します。同棲しているカップルが結婚に至らずにずっと未婚のままでいつづけるのかどうかを見極めるのは難しいです。

マリリン：アメリカではステップファミリーに含まれる人が多いわけですが、それでもステップファミリーに対するスティグマ〔社会的に否定的なレッテルを貼られること〕が今でも相当あります。これは、野沢さんの明日の報告でも触れられる点だと思いますが、日本では初婚のときと同じような核家族の形態に戻りたいと考えて継子との養子縁組を考える人が多いということですね。アメリカでもそのような傾向が今もあります。社会からの偏見を避けるために、子どもを養子にするわけです。しかし現在のアメリカでは、かつてよりも養子縁組がしにくい状況になっています。なぜ難しくなったかという点、継父が継



子と養子縁組するためには、血縁のある父親が親としての権利を放棄する必要があるわけです。ところが、現在では権利を放棄してもよいと考える父親はきわめて少なくなりました。ですから、再婚によって親を失うのではなく、むしろ両親がいる上にさらに継親が加わるというかたちになります。この点は、現在の日本の状況と

はずいぶん違うのかもしれませんが。

再婚が子どもに与える影響

ラリー：アメリカでは、再婚が子どもに与える影響に関する研究が実にたくさん行われてきました。おもにどのような領域で研究がなされているかをスライド 6 に示しておきました。全般的には、継子の立場にある子どもは、両親と一緒に暮らしている子どもに比べて、こうした領域に関する点数の平均値を比較するとわずかに悪いという

結果をこれらの研究は示しています。しかし、大多数の子どもたちは、親の再婚から悪い影響を受けているわけではありません。この点は、まさに何百という数に上るアメリカの研究が一致した結果を示しています。

マリリン：研究者たちは、ステップファミリーの子どもたちが、ふたり親家族の子どもたちに比べてうまくやれていないのはなぜかを明らかにしようとしてきました。そしてこの点について様々な考察がなされてきました。ひとつの考え方は、継子たちはストレスを多く経験しているのではないかというものです。両親の離婚からストレスが生じます。親のひとりが世帯から出ていくことになります。残った家族は生活費を何とかしてほしいということになります。子どもが転校しなければならないこともあります。関連する多くのストレス源があります。離婚自体、この後どうなるのかと将来についての不安をもたらします。そういう離婚に関わるストレスがあるために、子どもたちの状態があまりよくないのだという見解です。

ラリー：別の研究者たちが目を向けたのは資源をめぐる問題です。こうした研究者たちは、離婚とそれに続く再婚が、子どもたちの親や継親に多くの負担を強いるのではないかと考えています。様々な資源、金銭的な資源だけでなく、〔気力・体力的な〕エネルギー資源、時間という資源、そして情緒的安寧が損なわれてしまいやすいというのです。この説に従えば、ステップファミリーの親や継親は、子育てと仕事、さらにそれ以外の義務を果たすために、こうした資源を酷使してしまい、利用可能な資源が目減りしてしまっているというのです。〔だから子どもたちに十分なケアや注意を向けられないという説です。〕

マリリン：もうひとつの要因としては、子どもたちが経験する様々な変化があります。子どもたちは、最初はふたり親家族だったのに、親の離婚によってひとり親家族になり、再婚によって再度ふたり親家族になるという変化を経験することになります。日本ではどうかかわからないのですが、アメリカでは子どもというものはどうも母親を独占したがるようです。だから、シングルペアレントの家族形態は嫌いじゃないようです。しかし、母親が再婚するとなると、お母さんを別の人と共有する状態になるわけです。なかにはそれがど

スライド6
ステップファミリーについて
何がわかっているか？
ステップファミリー生活が子どもたちに及ぼす
影響については多くの研究が行われている。
- 学業成績
- 対自的問題行動(自傷、抑鬱、過食、薬物乱用など)
- 対他問題行動(暴力、非行、いじめなど)
- 友人関係などの人間関係
研究者たちは、継親をもつ子どもたちが、両親と
暮らす子どもたちとの違いを示すのはなぜなの
かを明らかにしようとしている。

うしても嫌だという子どももいます。それで、そういう子どもたちは反抗したり、抑圧された感情を行動に表したりします。それは自分の母親を継父と共有しなければならないからなのです。

おわかりかと思いますが、再婚すれば新しい配偶者と一緒に過ごす時間が必要になります。そのため、それまで子どもと一緒に過ごしていた時間を削らなくてはならなくなることが多いです。ですから、母親が再婚すると子どもたちは喪失感を経験します。なぜなら、かつてのように母親の関心が自分だけに注がれることがなくなったと感じるからです。

ラリー：15年ほど前に、非常に有名なアメリカの社会学者が「子どもを持つ女性が再婚することは、それだけで自分の子どもに対して児童虐待を犯していることになる」と発言して物議を醸したことがありました。これはとんでもない発言です。データ誤読の好例です。継子に対する虐待の報告例が少しばかり多いという当局から発表されたデータから過度の一般化を行って、このような極端な発言をしてしまったわけです。アメリカでこのような報告の基になっている記録の作成者は、虐待したのが継父なのか、単に子どもの母親が一夜をともにした男性なのか、区別していません。後者の場合は、本来なら子どもの家族とは関係のない男性ということになります。ですから、統計上、継親とカウントされているケースも、実際には無関係な大人による虐待ということも多いはずです。実際、あのようなとんでもない発言があって以来、研究者たちはこの点について非常に慎重になりました。アメリカでは、ステップファミリーの虐待についてあのような極端な発言は格段に減りました。あれは15年前、20年前のことです。その頃と比べると、私たちははるかにまともな認識を持つようになったと思います。

平均してみると、ステップファミリーの子どもたちがふたり親家族の子どもたちよりもちょっとだけ悪い結果になったのはなぜかをめぐっては、ほかにもいくつか学説があります。もうひとつだけ、「選別仮説 (selection hypothesis)」と呼ばれる学説を紹介しましょう。これは、基本的に、離婚あるいは再婚する人はそもそもほかの人と違うところがある、という説です。それで、その子どもも違った特性を持っていて、親が離婚しなかったとしてもそのような違いが生じたのではないかという仮説です。ほかの人と違う特質というのは、遺伝的特性やパーソナリティなどに違いがあるということです。

スライド7
**ステップファミリーについて
何がわかっているか？**

- 再婚の結婚満足度は初婚と同程度であるが、再婚の方が離婚する率が高い。
- 初婚の夫婦に比べて、再婚の夫婦の方が互いの異質性が高い。
- 家計をどうしているかは、再婚カップルの方が多様なやり方をとっている。ただし、どのようなやり方がベストかはつきりしない。
- 再婚した女性は、初婚の女性に比べて就業している比率が高い。

再婚家族の複雑さ

マリリン：ステップファミリーについてわかっていることをもう少し話したいと思います。私たちが知っていること、あるいは私たちが知りたいと思っていることかもしれません。ひとつは、再婚における離婚率のほうが初婚の離婚率より高いのですが、再婚の結婚満足度は初婚の場合と同じくらい高いという点です。さらにも

うひとつ言っておきたいことは、再婚する人たちのなかには、二度目の結婚に非常に満足していて、今度こそは間違いない結婚ができたと思う人たちがいる一方、何度も何度も再婚を繰り返す人たちもいます。アメリカ人は希望を失わない国民だなどと言われるのですが、結婚を何度もやり直していつかはぴったりくる結婚に出会えるのではないかと希望を抱き続ける人もいます。しかし、ほとんどの再婚は安定したものです。再婚に幸せを感じている人は多いし、カップルの関係も非常に安定しています。



ラリー：再婚によって作られる家族は、初婚の家族に比べて複雑です。その複雑性に関わる問題のひとつに子どもの数が多いこと、そしてその子どもたちがどこに住むかという問題があります。再婚後の世帯には、平日にはいないけれど週末だけそこに暮らす子どもを含んでいることがあります。逆に、平日はそこに暮らしているけれど週末にはいない子どもを含んでいることもあります。あるいは、つねにそこに暮らしている子どもを含んでいるけれど、それとは別の、前の結婚での子どもがときどきやってきてはまた帰って行くという場合もあります。

このような複雑さがステップファミリーの研究を非常に困難にしているだけではなく、再婚家族の生活に関わる様々な問題を複雑にしています。家計の支出を誰がどのように負担するかという問題がその一例です。

アメリカでもっとも多いステップファミリーのタイプは、継父が母親とその子どもと一緒に暮らしているケース、その次に多いのが夫妻の両方とも継親で、以前の結婚での子どもがいるケースです。このふたつのタイプの世帯においては、別の世帯に暮らす父親から子どもの養育費が送られてきます。また、継父は別の世帯に暮らす子どもに養育費を払っている場合もあります。先ほどのスライド7にも書いておきましたが、再婚したアメリカの女性の多くは働いています。妻にも収入がありますから、家計について発言権を持っています。というわけで、ステップファミリーの家計の問題は実に複雑です。お金は別の世帯からもやってくるし、世帯の外へも出て行くのです。

再婚カップルがお金の問題をどのようにやり繰りしているのかについて、20年以上にわたって研究されてきました。現時点での一致した結論と言えるものは、どんなやり方であってもその家族にとってうまくいっているのであればそれでよいということです。研究者たちは当初は次の2つのタイプに注目していました。すべてのお金をひとつの銀行口座に入れて必要なお金はすべてそこから出すという「1つの財布」家族に対して、夫妻がそれぞれ自分の銀行口座を持っている「2つの財布」家族です。研究者たちは、どちらがうまくいくのかと考えたわけですが、「3つの財布」家族というパターンもありました。夫と妻の口座のほかに、共通の口座を設けるというケースです。結局のところ、どのやりが一番よいとは言えなくて、個々の家族にとってもっともうまくいくやり方をとればよいとい

うような研究結果になっています。

マリリン：石井クンツさんは、現在すでに「3つの財布」家族だと先ほどおっしゃっていました。彼女の財布と彼の財布と共通の財布があると。もし彼女が再婚したら、子どもたちがあちこちからやってきて、一体いくつの財布が必要になるのでしょうか。15個くらいかもれません（笑）。

再婚カップルの異質性の高さ

マリリン：初婚カップルと再婚カップルの違いに関して別の観点からもう少しお話ししましょう。再婚カップルの方が、夫妻の年齢の差が大きく、育った家庭の宗教が異なることが多い、つまり異なる宗教間での結婚が多いということです。また、教育歴などの点でも差異が大きいです。アメリカでは、初婚カップルは似たもの同士が結婚することが多いです。大学で出会った相手だとか、中間階級の人が同じような階級の人が住んでいる居住地域で出会った相手だとか。労働者階級の居住地域でも同じことが起こるわけです。再婚では、皆さんが思いつくどのような変数〔個人の特性〕に関しても、初婚よりも異質な組み合わせが多いと言えると思います。

ラリー：この再婚カップルにおける多様性が再婚後の生活にどんな意味をもつかを考えてみましょう。ひとつには、相互交渉すべきことが必然的に多くなるということです。二人の人間が異質であればあるほど、そして異質な文化の出身であるほど、ほとんどあらゆることについて交渉する必要が出てきます。これは、多くの人が予想さえしていないようなストレス源を再婚生活にもたらすことになります。臨床家の中には、ステップファミリーには2つの異なる文化が含まれると比喩的に表現した人がいます。これはちょっとおもしろいですね。私たちも異なる2つの文化を代表して今日ここに集っているわけですから。確かに、ステップファミリーには、2つの文化が徐々に融合するという側面があります。言語も違いますし、日常生活の慣習も異なりますし、家族がどのように運営されるべきかについての考え方も違います。信じられないかもしれませんが、このようなことに再婚後に気づいてびっくりすることも珍しくありません。なぜなら、再婚前のカップルは恋に落ち

ている状態ですから、再婚後の生活において一日をうまくやり過ごすのにどれだけの努力が必要か、週末を問題なく過ごすためにどんなに苦労するかということについて予想できないのです。

マリリン：このスライド8は多分研究者以外の人にとってはあまり興味がないかもしれませんが、ステップファミリーに関する研究知見の多くは大規模データの分析から得られたものです。石井クンツ

- スライド8**
数量調査から
なぜこのようなことがわかるのか？

 - 大規模な二次データセットが広く使われ続けている。
 - NSFH(家族と世帯に関する全国調査)
 - AdHealth(青年期の健康に関する縦断的全国調査)
 - High School and Beyond(高校生活とその後に関する縦断的調査)
 - NLS-72(全国縦断調査1972年の高校クラス)
 - Survey of Income and Program Participation(年収とプログラム参加調査)
 - Health and Retirement Survey(健康と退職調査)

さんは社会学者ですから、こうした大規模なデータを収集していると思います。ここに来ている方々は、研究者ではない方が多いようですからとばして先に進みましょう。

ステップファミリーの質的研究 ― 継子と親しくなるために継親がすべきこと

マリリン：私たちは、ステップファミリーのメンバーにインタビューするなど、もっと質的な方法でアメリカのステップファミリー研究を始めました。ラリーと私は、今ではほとんど質的な調査ばかりをやっています。大量サンプルへのアンケート調査は石井クンツさんのような社会学者のものですから……えっ？ ああ、あなたは質的調査もやっているの？ それはよいことね（笑）。大量サンプルのアンケート調査は何らかの結果をもたらしてくれますが、「なぜ」そのような結果になるのかを教えてはくれません。回答者がある回答をしたことはわかるのですが、ではなぜそう回答したのかを知りたくなります。そこで、私たちは回答者にインタビューして「なぜ？」と問いかけるわけです。私たちは、継父、継母、そしてステップファミリーの実母にインタビューし、継子へのインタビュー調査も行いました。そして今は、元ステップファミリーのメンバーにもインタビュー調査を始めるところです。もしある子どもが初めはふたり親家族で育ち、母親が再婚して継父ができ、その後離婚することになったとしたらどうなるのでしょうか。その継父が子どもの成長過程のほとんどの時期に子どもと一緒に暮らしていたとしたら、その後の継父子関係はどのようなものになるのでしょうか。

ラリー：先ほど省略してとばしてしまったスライド8の中に挙げた大規模データセットは、わかりやすい全体像を与えてくれます。ステップファミリーにおけるいろいろな家族関係の様子を示したり、初婚家族とステップファミリーやひとり親家族がどう違うかを比較してみせたりします。しかし、質的調査研究は、この点で詳細な情報を付け加えてくれます。具体的にどのようにステップファミリーが異なるのかとか、ステップファミリーがどのようにして問題を解決するのか、などを知ることができます。明日（会議2日目）、日本のステップファミリーについての質的な調査研究の成果も報告されるはずですよ。

マリリンと私が一緒にやった質的研究のいくつかを少し紹介したいと思います。最初の研究は、私たちが「親しみ研究（Affinity Study）」と呼んでいるものです。この研究では

スライド9 ステップファミリーの質的研究

- 質的研究の数は増えている。
- 関係形成や家族形成のプロセス（過程）に焦点をあてている。
- 特定の対象に限定して焦点をあてている（ゲイやレズビアンステップファミリーなど）。

継親がいかにして継子と親密な関係を育んでいくかということを調査しました。その質的研究では、親と継親と継子にインタビューしました。とくに継親を対象にして、継子と親しくなり、絆を築くためにどんなことをしたのかを尋ねました¹。

継親がやったことは、3つのパターンに分けられることがわかりました。第1のパターンは、継子と友だちになるということです。何歳であ

ろうと友だちになる際に誰もがまずやることですが、相手が好きなことは何なのかを知り、それを一緒にやってみるということです。例えば、継子は野球が好きだったとします。というのも、今朝、野球をやっている子どもたちを見かけたのです。その場合には、一緒にキャッチボールをしてみたらよいでしょう。あるいは、コンピュータ・ゲームが好きな継子だったら、その子と一緒にゲームをやってみる。そのように、継子と一対一で楽しむ時間をできるだけたくさん作って、その子のことをできるだけ知ろうとすることです。

マリリン:私はステップファミリーの中で実母の立場にあります。ラリーと再婚したとき、私には幼い二人の息子がいました。あるとき気づいたのですが、血縁の親は自分の子どもがかわいくて仕方ないので、他人も同じように思うだろうと考える傾向があるようです。それで、自分には息子の言動がかわいいと思える場合でも、夫には不快に感じられることがあるという事実を受け入れ、それに慣れるまでに、私自身かなり時間がかかってしまいました。というわけで、パートナーがあなたを愛していて、あなたが自分の子どもを愛しているとしても、パートナーがあなたの子どもの愛せるわけではない、ということに血縁の親たちはなかなか気づけないことがあります。パートナーが継子に愛情を感じるようになるまでには相当な時間がかかります。この「親しみ研究」調査の結果から、まずは継子

スライド10 質的研究

- 臨床家や支援実践家によって観察された内容を研究対象とする研究者もいる。
 - 忠誠心の葛藤
 - 継親子関係がどのように発達するか
 - ステップファミリー内でのコミュニケーション動態

と友だちになるというパターンが出てきましたが、ステップファミリーの大人たちは、そもそも子どもと親しくなる努力が必要だということにさえなかなか気づきません。私〔継親〕は大人なのだから、子ども〔継子〕は当然自分を尊敬してくれるだろうなどと期待してしまうのですが、そんなことはまず起こりません。少なくともアメリカでは。

ラリー: さて、調査から明らかになった第2のパターンは、結婚するまでは継親が子どもといろいろなことをして友だち関係を築こうとするのですが、再婚したら途端にそのような努力をやめてしまうというパターンです。これでもう「親」になったのだから、子どものご機嫌を取るようなことはしなくてよいと考えてしまうのです。

第3のパターンの継親は、「継子と親しい関係を築くためにどんなことをしましたか」と尋ねると、ただぼかんとこちらを見つめる継親です。つまり、何もしなかった継親です。

この3つの類型を比べてみれば、子どもとよい関係を築くうえで、どれがもっともよいパターンかは皆さんすでにおわかりだと思います。この研究に続いて行った継子に対する

スライド11 さらに必要な研究は何か？

- 縦断的(長期的)研究
- 同棲(事実婚)によるステップファミリーの研究
- 高齢期ステップファミリーの研究とステップファミリーにおける多世代間関係の研究

調査では、継親の行動を受けて継子が継親に対してどのような行動を取ったかについて研究しました。それについては次の基調講演の中でお話したいと思います。

今後なされるべきステップファミリー研究は何か？

マリリン：では、今後必要とされる研究はどのようなものでしょうか。まず長期的で縦断的な研究が必要です。しかし稀にしか実施されていません。縦断研究には非常にお金がかかります。一般的に言って、長期間にわたる調査を実施するのは難しいのですが、ステップファミリーに関してはなおのこと困難があります。ステップファミリー研究への助成も少ないです。それから同棲しているステップファミリーの研究が必要です。アメリカでは、同棲がきわめて急速に増えています。それから、高齢期のステップファミリーについてはほとんど何も明らかにされていません。高齢期にパートナーと死別した後に再婚してできた高齢のステップファミリーについて、その家族動態がどのようなものを研究する必要があります。ラリーと私は、高齢期のステップファミリーにおける義務感についての調査

スライド12 さらに必要な研究は何か？

- ゲイ・レズビアンของステップファミリー研究
- ステップファミリーが他の社会制度(機関)とどうつながっているか
- プロセス(過程)をさらに重視する
- 研究の成果を実践向けに読み替える
- ステップファミリーへの介入方法をよい方向に進化させる
- よりよい(多様な)調査サンプル

研究を行いました²。年老いた継親に対して継子がどのような義務を負っていると感じるのかを研究したのですが、ここでは詳しく話す時間がありません。質問があれば後ほどお願いします。

ラリー： それ以外にも、最後のスライド 12 に挙げたものがアメリカだけでなくおそらく日本においても今後取り組む必要があると考えられる研究領域です。が、時間がなくなっ

てしまいました。質疑応答の時間にご質問いただければお話ししたいと思います。どうもありがとうございました。

質疑応答

石井クンツ（司会）：それでは今のご講演について、ご質問があればお願いします。

質問者 1：アメリカでは、同棲関係にあるカップルが作るステップファミリーが多いということでしたが、同棲・事実婚はどれくらい多いのでしょうか。

ラリー：それは同棲についてのデータがないので、誰にもわからないのです。

質問者 2：最後のスライド〔12〕に出ていましたが、ゲイやレズビアンของステップファミ

リーについてもう少し詳しくお話いただけますか。

マリリン：アメリカでは、ゲイやレズビアンのカップルは次第に社会に受け入れられ、見える存在になってきました。実際、つい先週のことですが、ニューヨーク州ではゲイやレズビアン結婚が公式に認められることになりました。それに加えて、ゲイ・レズビアン離婚も認められるようになりました。これまでは、結婚したい多くのゲイ・レズビアンのカップルはカナダへ行って結婚しました。が、そのカップルが離婚したいということになったら、アメリカではそれができない。また、カナダで法的に離婚するにはカナダに1年間居住しないとイケないのですが、それが経済的理由などで不可能となると大変困った状況に陥ります。アメリカ社会は、このようなカップルに対してきちんとした対応を取ってこなかったわけです。

とくにレズビアン・カップルでは、以前のヘテロセクシュアルな関係でもうけた子どもを現在のレズビアン・カップルの生活に連れてきている場合が多いです。彼女らの離婚率あるいは別れる率は、再婚カップル一般とあまり変わりません。そうは言っても、アメリカには依然として偏見が強い州もあります。ですから、アメリカのどこに住んでいるかによって、周囲に隠さずに生活できるか、周囲に隠して家族生活を営むかの状況が異なってきます。周囲に隠して生活することはストレスが大きいので、カップルの関係にも非常に悪い影響を与えることになります。

レズビアンのステップファミリーにおける家族関係の動態は、ステップファミリー一般と似ています。血縁のある母親は自分の子どもを守ろうとする傾向があり、継母は部外者的な立場に置かれやすいです。それは、継母が継子と関係を作ろうとするときの典型的なパターンです。つまり、その家族動態は、ステップファミリー一般の場合と非常によく似ています。

ゲイの男性たちは、離婚するときに子どもの監護権を獲得することはめったにありません。ですからゲイのカップルが子どもを連れて生活していることはまずないことなのですが、もしどちらかの子どもと一緒に暮らしている場合には父子関係が非常に深いものになることが多いようです。そうじゃない場合もありますが。

想像がつくと思いますが、自分の配偶者が同性愛者であることが後になって発覚した場合、相手はとても取り乱すことになり、別れる場合に強い怒りの感情が生じることがあります。



しかし、ゲイやレズビアンのカップルは、時間が経つにつれてそれを乗り越えることが多いようです。そして、時間が経つと、離婚した元配偶者とのよい関係を回復するようです。私の知る限り、異性婚カップルに比べても、元配偶者とうまく関係を維持している例が多いと思います。

質問者 3：アメリカでは、再婚で継父となった人と子どもの養子縁組はどうなっているのでしょうか。再婚後、親と子どもの姓がどうなるのかなど、戸籍に関する問題はどうか教えてください。

石井クンツ（司会）：まず、アメリカには戸籍制度はありません。ですから、日本のような戸籍を巡る問題はないということです。

ラリー：アメリカ合衆国には実際のところ国の家族法というものがないのです。50 の州があるので、50 種類の〔州ごとの〕家族法があるということです。例えば、ゲイやレズビアン¹の結婚を認めているのは 5 つの州だけです。しかし、各州の法律の間にも類似性・共通性は見られます。例えば、初婚のカップルが離婚する場合、両親による子どもの共同監護が優先されるという傾向は現在ほとんどの州に共通しています。「優先される」というのはどういう意味かと言うと、とくに大きな問題がなければ母親と父親の両者が監護権を持つべきであると裁判官が判断するということです。それが現在の状況です。

吉本真紀（SAJ 副代表）：ひとつ補足すると、アメリカには戸籍がないのですが、アメリカで子どもが生まれると「出生証明書」というものがもらえます。そこに母親と父親の名前が書かれてありまして、それは一生変わりません。親の離婚や再婚によって何かが書き換えられたりすることは一切ありません。もしその後名前が変わるなどの場合には、その都度裁判所に申し出て、認められれば〔それを証明する〕新たな書類が増えるということになります。

石井クンツ（司会）：ただし、養子縁組すれば、「出生証明書」の親の名前が変わるということのようですね。

それでは、また後ほど質問の時間がございますので、続きはぜひそちらでお願いいたします。

注

- 1 例えば次の論文を参照。Ganong, L., Coleman, M., Fine, M., & Martin, P., 1999, "Stepparents' affinity-seeking and affinity-maintaining strategies with stepchildren," *Journal of Family Issues*, 20, 299-327.
- 2 Coleman, M., Ganong, L., Hans, J., Sharp, E., & Rothrauff, T., 2005, "Filial obligations in post-divorce stepfamilies," *Journal of Divorce & Remarriage*, 43(3/4), 1-27.

2. ステップファミリーでうまくいくのはどんなことか

What Works in Stepfamilies?

マリリン・コールマン、ローレンス（ラリー）・ギャノン（ミズーリ大学）

Marilyn Coleman and Lawrence Ganong (University of Missouri)

（日本語訳：野沢慎司）

* [] 内は訳者が文脈を補い、説明した部分を示している。注も訳者が追加した。

元配偶者との関係をどうするか

ラリー・ギャノン：この報告では、ステップファミリー研究の成果を応用して、ステップファミリーの家族生活の改善にどう役立てられるかをお話したいと思います。

スライド2 カップル関係

- 再婚した女性は、家庭内の様々な決定に関して自分も発言権や責任をもっている場合に満足感が高まる。
- 再婚した親が元配偶者との紛争を避けることができれば、その再婚は満足度の高いものとなる。
- 元配偶者への愛着が残っていると、再婚後の夫婦関係が満足度の高い関係になるのは難しくなる。

先ほどの第1報告でも触れましたが、再婚している女性の大半は家庭外で雇用されています。ですから、彼女たちが夫婦関係においてもより大きな発言権をもちたいと考えていることは驚くにはあたりません。これらの女性はほとんどの場合、自分の子どもをもっていて、結婚後の新たな家庭に連れてきたわけですので、なおさらそう考えるのは当然かもしれません。再婚カップルでは、家庭内の様々な決定に夫と妻がより平等に関わっ

ている場合に結婚満足度が高いということがいくつかの研究から明らかになっています。

マリリン・コールマン：このスライド2の2番目の項目は、日本ではちょっと違うと思われるかもしれません。というのも、日本にはアメリカのような共同監護（joint or shared custody）〔日本で言えば共同親権〕の制度がないわけですね。先ほどの報告でもお話ししましたように、アメリカの場合は、共同監護がますます一般化していますから、共同監護のために元配偶者同士が話し合う必要があります。しかし、元配偶者同士が対立してばかりいると、子どもは苦しむことになります。元配偶者に対して愛着の気持ちが残っている場合に、それが喧嘩につながることもあります。怒りが生じたり、闘ったりするのは相手に対する愛着がなくなっているからだと思う人もいますが、実際には元配偶者への愛着がなくなっていないために闘いが続くのです。そのような人たちにとって、もはや配偶者ではなくなった相手と協働してうまく子育てをするのは非常に難しいです。

ラリー：離婚した両親が共同で子育てする場合には、職場の同僚のようなビジネスライクな関係を持てばよいと私たちはアドバイスしています。皆さんの職場の同僚の中にもあまり好きになれない人がひとりやふたりはいると思うのですが、それでも一緒に仕事をこなすためには礼儀をわきまえた関係を保つことが必要になりますよね。それと同じです。

継子たちの目から見た多様な継親子関係

次の2つのスライドは、先ほどの「親しみ研究」調査から導かれた継親子関係に関する知見ですが、先ほどの第一報告でお話したので、ここでは説明を省略します。

スライド3 継親子関係

- 継親は、継子と「仲のよい関係を作る」ように心がけて振る舞うべきである。
- 継親は、継子の好きなことを一緒にやってみるなど、継子の活動に関わりをもつよう心がけるべきである。
- 継親が、継子と共通の興味・関心のあることについて、知識やスキルを教えてあげるのもよい。
- おこづかいやほしがっているものを与えることも、継子からの好意を得るのに役立つ。

スライド4 継親子関係

- 継親は、継子との関係形成を急ぎすぎず、ゆっくりアプローチし、関係を深める主導権を継子にゆだねるべきである。
- 継親は、継子と良好な関係を形成した後も、継子と「仲のよい関係を作る」努力をやめるべきではない。
- 継親は、継子をしつめたり、約束事を設定する役割ではなく、継子をあたかく支援する立場に立つべきである。

その継親に対する調査の継続調査として、大学生になった継子たちを対象に調査を行いました。私たちは、その継子たちに、「継親と親しい関係を築くために何かしましたか、どんなことをしましたか」という質問をしました。

マリリン：ほとんどの継子たちは「何も思い浮かばない」と答えました。そもそも子どもたちは、継親と仲よくならなければならないとは思っていないのです。子どものほうから大人と友だちになろうなどとはまず考えないわけです。ですから、継親との関係をよくするために何かしましたかと問われても、どう答えてよいか困り果ててしまっていました。

ラリー：最初の継親を対象とした調査と、今話していた2番目の〔継子を対象とした〕後続調査から得られた興味深い発見のひとつは、同じ家族の中のひとりの継子は継親とよい関係が築けていたと答えているのに、もうひとりの継子はその継親に対して拒絶的なケースがあることです。〔つまり同一のステップファミリーに育ったきょうだいの間でも同じ継親に対する関係性が大きく異なるのです。〕なぜそうなのか、私たちも知りたいのですが、よくわかりません。

継親子関係に関するこの調査からは、継親子関係の発達には6つのパターンがあることが明らかになりました¹。それを手短に紹介しましょう。第1のパターンは、親が再婚したときに子どもがまだ乳幼児だったというケースで、継親は3番目あるいは4番目の〔実質的な〕「親」という存在になっていて、子どもたちもまるで親のように継親を慕っているというパターンです。

第2のパターンは、最初から継親のことが気に入っていたというものです。というのも、お互いの興味関心が非常に似ていたからなのです。そもそも継子自身、新しいお父さん、あるいは新しいお母さんがほしいと思っていて、継親もそのような関係を築こうと努力したパターンですね。

第3のパターンは、初めは継親に対してとくに悪い反応はなかったのですが、継親子関

係の発達が非常にゆっくりだったケースです。子どもは血縁のある親の両方とすでに親密な関係を持っていたので、継親がいても悪くはないけれど、それを必要としていたわけではなかったのですね。

第4のパターンは、継子が最初から継親を拒絶したというものです。

第5は、最も興味深いと思うパターンですが、最初は継親のことを大嫌いだった継子が、何らかの出来事をきっかけとして、継親ととても親しくなったというパターンです。

最後の第6のパターンは、別居の親が再婚して継親ができたけれど、あまり親しくならなかったというパターンです。というのも、その継親と一緒に暮らすことも期待されていなかったし、ともに時間を過ごすこともほとんどなかったからです。継子自身も成人するような年齢だったこともあって、それぞれ関わり合うこともなく、近い関係にならなかったのです。

継親は忍耐強く継子との友人関係・友好関係を築くこと

マリリン：次のスライド〔5〕には、継親が継子と生活していくときにうまくいくための基本原則のようなものをいくつか挙げました。継子が継親に好意的な反応を示している間はものごとがうまく展開します。しかし、それは逆境への序曲に過ぎません。継親に対して好意的な継子ばかりではないことが明らかになり始めます。そしてひとたびステップファミリーが問題にぶつかると、継親は諦めてしまいやすいのです。子どもたちは、はじめのうち、非常に失礼な態度を示すかもしれません。「あなたは母親じゃないんだから、あれしろ、これしろ、って言うのはおかしい」とか。それで、時間が経てば継親にとってよい変化が生じるかもしれないのに、「この子に好かれることは絶対にありえない」と考えて、継親が努力するのを諦めてしまうのです。継親の皆さんに届けたい私たちからのメッセージは、簡単に諦めないでがんばってほしい、ということです。たとえ継子が嫌なことを言っても、継親は継子に好かれるように努力し続けてほしい。そうすれば、おそらく最終的には、継子が継親に歩み寄ってきます。

スライド5 継親子関係

- ・ 継親がよい関係を築くうえで鍵になるのは、継親が仲よくなろうと努めていることに対して継子が好意的に応えるという点である。
- ・ 継父と継子の関係が良好であると、家族メンバー間に親密感が増し、よりよいコミュニケーションが生まれ、家族メンバー間の感情表現も「健全」なものになる。
- ・ 青年期にある継子は、継親とのコミュニケーションがうまく行っていると感じている場合には、親と継親が協力し合って自分を育ててくれていることに高い満足を感じる傾向がある。

ラリー：コミュニケーション研究の分野でおもしろい研究があります。その研究によれば、思春期・青年期の継子のいるステップファミリーに関して、ふつうの日常会話の頻度が低い家庭と比較して、日常会話をよくする家庭では継親子関係がより親しいものと感じられていることがわかりました。

マリリン：日常会話というのは、とても単純なことを指しています。

継親にできることは、実に簡単なことなのです。例えば「今日はどうだった？」とか「学校は楽しかった？」とか「先生、何か言ってた？」とか、すごく単純な言葉です。ちょっと意外ですが、ステップファミリーでこのような簡単な会話をするだけでも変化が生じるのに、実際にはこのようなちょっとした会話さえしない場合もあるのです。

スライド6 継親子関係

- 継親は、間違いをした場合には、きちんと謝るべきである。継子の感情に敬意を払い、気をつかう。
- 継親は、自分が何かを変えようと言ったり、新しい約束事を設定したりするのを避けるべきである。継子はそれを脅威と見なす。
- 継親は、継子の別居親と競い合ってしまうことがないように気をつけるべきである。

次の点もあまりに当たり前じゃないかと思われるかもしれません。継親が何か間違ったことをしてしまったら、継子に謝るべきです。でも、例えば、継子のことをまだよく理解していない継親が継子に対してひどく怒ってしまった後で、「怒鳴りつけてしまってごめん」と謝れないことが多いのです。謝ることは大事です。そのような場合、子どもはきちんと謝ってもらう必要があります。継親は子どもに対してすべきことをすべきなの

です。しかしながら、大人というのは子どもに謝罪することに慣れていません。ステップファミリーでは、そうするように心がけるべきです。

ラリー：私たちの研究からは、親が気づいていないような子どもの問題点を継親が発見することがよくあることがわかりました。そういう場合、継親はついついその子どもの問題点を何とかして直してやろうとしてしまうのです。一般的に言えば、継親はその継子の悪いところを直そうとするのではなく、肩の力を抜いて、継子の友だちのような立場で助けてあげればいいのです。

マリリン：次に挙げたのは、継親が親と競い合ってしまうことです。継親がどんなに継子につくして、いろんなことをしてあげたとしても、それで親との競争に勝てるわけではないのです。継親が親に勝つというようなことは起こりません。継母が子どもにしてくれた

スライド7 継親子関係

継親にとってうまくいきやすい子育てスタイルとは...

- あたたかい存在になる(一緒に何かを楽しむ、困ったときに助けてあげる、話をよく聴いてあげる、など)。
- すべきこと、すべきでないことの指針と指示を出す(どこで誰と何をしているかを把握する、門限や行ってはいけない場所などはっきり言葉に出して伝える、など)。
- 継親は、親役割を引き受けるべきではない。ステップファミリー内の成人メンバーは、継親が継子の親になることを期待されない場合に幸福感が増す。
- 親と継親が子育てに関する互いの役割について合意できているほど、役割緊張(ストレーン)を経験することが少なく、継親子関係が良好だと感じる。

ことを血縁の母親が感謝することもないのです。継父が子どもにしてくれたことを、血縁の父親が感謝することもまずありません。そんなことが起こると夢見ないようにしましょう。血縁の親と競争してはだめです。血縁の親が買ってやれないような高価なものを継親が子どもに買ってやることがあります。おかげで子どもの生活がよくなったと喜

んでもらえるかというとなんかそんなことはなくて、子どもをお金で釣ろうとしているのだと思われるだけです。

ラリー：北米の家族に関する限り、もっともよい結果をもたらす子育てのやり方というのは、子どもにあたたかく接すると同時に子どもをきちんと統制するような子育てだと言われています。これは初婚家族の血縁の親に関して言われていることです。つまり、たくさんの愛情を与え、明確な方針に則って子どもの行動を把握し導くのがよいということです。このやり方は継親にとっても最善の策であるとわかってきました。ただし、継親になったばかりの時期には、「統制」役ではなく「あたたかさ」を与える役をまず重点的に担当すべきです。

マリリン：アメリカの思春期の子どもは、親からああしろ、こうしろと命令される必要はないと思っています。ましてや第3の親である継親からあれこれ言われる筋合いはないと思うのも当然です。継親は一步下がって、距離を置いて、血縁の親が子育てやしつけするのを見守り、必要があればそれを支援することです。継親自身が子どもの行動を統制しようとしません。そんなことをしたら、アメリカの子どもたちはほぼ間違いなく憤慨するでしょうね。

ラリー：アメリカでは、愛着関係に基づく子育ては、大人と子どもの間に愛のある絆を築くことを意味しています。継親は、継子に対して、親がよくやるようなしつけ法を採用する前に、まずは愛情による絆、愛着の絆を築かなければいけません。

継親は子どもの発達について理解する必要がある

マリリン：子どものいない人が子どものいる人と結婚する場合に、子どもというものについて何も知らないこともあります。そのような場合、例えば10歳くらいにならないとできないことを3歳児ができると期待してしまふようなことが起きます。子どもの発達について何も知らないからです。ですから、継親はいろんな本を読んで勉強する必要があります。ステップファミリーについての本や子どもの発達についての本を読んで勉強する必要があります。子どもに対して現実離れした期待を抱かないようになるためです。アメリカで起こる児童虐待には、子どもを持った女性と暮らしている男性（継父である場合も、

スライド8 継親子関係

- 子どもの発達や子どものしつけ方についての知識や経験をもっている継親は、継子にどう対処したらよいかについて戸惑うことが少ないだろう。
- 経験が乏しい継親は、子どもというものがどのように発達するものなのか、現実的な知識を書物から学ぶのもよい。
- 継親と継子が養子縁組すれば自動的にステップファミリーの家族関係が親密なものになるわけではない。

そうでない場合もあります）が、間違った期待を持っていたために起こるケースがあります。例えば、子どもの継父あるいは母親の恋人が、生後15ヶ月の幼児は自分でちゃんとトイレができるはずと思ってしまうのです。そんな幼い子どもにはできないことなのに、お

漏らししちゃった場合に非常に腹を立ててしまうのです。子どもの発達についての知識がまったくないからです。ですから、もし子どもを持っていない相手と結婚するつもりなら、子どもの発達について学んでもらう必要があります。子どものどんな行動が間違っただけで、どんな行動が間違いとは言えないのかを理解してもらわなければなりません。子どもが間違っただけをやっていないのに、罰を与えたりしないようにしてもらわなければなりません。

ラリー：最後の論点は、養子縁組についてです。アメリカで養子縁組をする動機としてもっとも多いのは、養子縁組することによってステップファミリーがもっと家族らしく感じられ、親密だと感じられるようになるため、というものです。しかし、そのようにうまくは行きません。もちろん、家族の関係が親密になったので養子縁組をするということはあるでしょう。しかし、養子縁組によって家族が変化するわけではないということです。

ステップファミリーにおける血縁の親の役割

マリリン：子どもの親が誰かと再婚しようとするときに忘れがちなことがあります。というのも、その誰かと恋に落ちていて、その新しい恋愛の相手との関係がどうなるかという自分自身の問題に気を取られているからなのですが、忘れないでほしいことがあります。再婚前に自分の子どもと一緒にやっていたいろんなことが子どもにとって大切なことな

スライド9 血縁のある親子関係

- ・子どもと同居している親は、継親のいない場面で、自分の子どもだけと過ごす時間を持続させるべきである。
- ・母親とその子どもの親子関係が良好であれば、継父は継子とよりよい関係を築きやすくなる。
- ・親が権威的な子育てスタイルを取っている場合に、子どもは学校生活もうまくいき、対自的・問題行動や対他的問題行動が出ることも少ない。
- ・父親が子育てに関わっているほど、継母の役割への適応はうまくいく。

で、再婚後にも続けてほしいということです。インタビューした継子たちからは、「ママがシングルマザーだったときには一緒に映画に行ったり、外出したり、一緒にショッピングに行ったりしたけど、今はもうしないなあ。ママは映画なんかには継父と一緒にいくようになったから」というような言葉を聞くことができました。子どもが継父とよい関係を築く上では、このよう

なことはよくないことです。血縁の親は、子どもとの愛情を確かめるための時間を作る必要があります。子どもに、継親のせいで自分は見捨てられたというような思いをさせないために。

ラリー：このスライド9に挙げたのは、すべて血縁のある親のための重要なアドバイスばかりです。自分の子どもと親密な関係を維持し続けること、そして継親が子どもとの友達関係を作ろうとする努力を支えてあげること、これが大事です。

マリリン：親が注意すべきことは、例えば次のようなことです。子どもと継親だけを家に置いて夜どこかに出かけなければいけないとします。子どもは寝る時間になってもなかなか床につかないものですが、継父がいきなり子どもに「8時だからもう寝なさい」と言う

スライド10
血縁のある親子関係

- 母親が同棲している場合よりも再婚している場合の方が、子どもの学業も良好であり、また問題行動も少ない。
- ステップファミリーの親子関係は、密着しすぎた関係になる場合がある。
- 青年期の子どもが血縁の親とのコミュニケーションがうまくいっていると思っているほど、その子どものステップファミリー生活に対する満足感や適応度が高い。

のはあまり感心しません。それよりも、母親が出かける際に子どもに向かって「8時になったらあなたは寝る時間だと（継父に）伝えてあるからね」と言っておいて、継父も「お母さんが8時には寝なさいって言っていたよね」と継子に言うようにするのです。ほんのちょっとした違いのように思えるかもしれませんが、子どもにとっては大きな違いなのです。

シングルマザーの時期には、親子関係が親密になりすぎる傾向があります。母と子はとてもとても近い関係になることがあります。そのような場合、母親にとって、自分の配偶者〔継父〕さえ子どもに近寄らせたくない存在になります。私たちがインタビューした母親の中には、「私はまるで子持ちのヒグマみたいなのよ」と言った人がいました。「私は子どもたちをつねに守ろうとしているから」と。そして、「自分の夫〔継父〕からも子どもを守ろうとしてしまう」とも言っていました。私にはちょっと変じゃないかと見えるのですが、彼女はシングルマザーであることに慣れきってしまったのだと思います。子どもの責任を単独で担い、ちょっとした危険からもつねに子どもを防御している状態に慣れすぎてしまった。それをやめることができなくなってしまったわけです。その場合、継親は家族の中で「3つ目の車輪」のような存在になります。〔他の2つの車輪のペアがいつも一緒に転がっているので〕自分の演じる役割が何もないと感じます。母親は継父とよく話し合い、継父との信頼関係を作り上げる必要があります。継父がもっと子どもと接触し、関われるようにしてあげて、継父が子どもの関係を深められるようにする必要があります。

母親が仲介者になってしまう場合もあります。子どもが継父に腹を立て、継父は子どもに腹を立てているという状態になったときに、母親が両者の間に立って、仲裁する役を果たすのですが、結局は母親が消耗してしまいます。仲介役となることで一時的にはうまくいくこともあるのです。しかし、母親は喧嘩してほしくないわけです。自分が原因で継父と継子が一緒に暮らすことになったのだからと、母親が責任を感じてしまいます。喧嘩はしてほしくない。それで喧嘩を止めさせようとします。それで疲れ果ててしまうのです。

それよりも効果的で、よいやり方としては、母親が通訳になる方法があります。「あなたが学校から帰宅したのに何の挨拶もなしで部屋に行っちゃったから彼（継父）は気分を害しているみたい」とか、「あの子が話しかけなかったのは、あなた（継父）のことが嫌いだからじゃなくて、うっかりしていただけなのよ」とか、つねに両者の間の通訳をし続けるわけです。なぜ彼がそんな行動を取ったか、なぜ子どもがそんなふう振る舞うのか、と。そうすると、最終的には、両者が次第に理解し合えるようになります。それには長い時間がかかります。でも、この通訳者という役割のほうが、仲介者となって全員を仲よく

させようとがんばるよりも母親にとって消耗が少ないのです。

元夫婦による共同養育のすすめ

ラリー：夫婦が離婚するのは、両者の仲がうまくいかなかったからです。それぞれの信念や価値観が異なっていたからですね。そこには、子育ての方針における食い違いも含ま

れます。とりわけ両者間の対立が激しく、敵対して離婚に至った場合(それが多くても不思議はないわけですが)、離婚後にはこの人と一緒に子育てするよりも、自分ひとりで子育てしたいという気持ちになりやすいです。

しかし、アメリカの研究からは、両親の離婚後も子どもが両方の親との交流を保ち、両親ともに子どもの生活に関わっている場合のほうが、子どもたちの学業成績

スライド11 離婚した父母の共同養育

- 父母の間に対立がないことは、子どもの行動によい影響をもたらす。
- 共同養育する父母間が敵対していない場合において、法的な共同監護を行っている、子どもの適応や継親子関がより良好であり、ステップファミリーがより親密である。
- ステップファミリーの実親は、もう一人の別居親と共同で養育責任を果たしている場合に満足感が低い。
- 子どもは別居親との関係をできるだけ維持できるようにすべきである。継父のいるステップファミリーの子どもは、別居の父親と接触が多く、よい関係を築いているほど、ステップファミリーの生活にうまく適応しやすい。

や精神的健康や問題行動の少なさなどいろいろな点で、より良好な結果をもたらすことがわかっています。しかし、すでに述べましたが、両親間に対立があると、それが子どもにストレスをもたらし、子どもの心を傷つけます。

そのような理由から、アメリカの裁判所は、両親による共同法的監護をますます重視するようになってきました。とは言え、たいていの場合、身上監護権は母親のほうに行きますから、子どもは母親と過ごす時間のほうがはるかに長いのですが、子どもは両親の間を行ったり来たりすることになります。アメリカの裁判所の半数では、両親が離婚する際には共同養育に関する教育〔講習など〕を受けることが義務づけられています。というのも、両親が関係を保ってうまく共同養育を行うことが非常に重要であると考えられているからです。ところが、再婚によって共同養育する両親の関係も変化します。なぜ変化するのか、いかにして変化が生じるのかについてさらに研究が必要です。

スライド12 ステップファミリーというユニット

- ステップファミリーに暮らすことは、絶え間ない計画的努力を要する。
- ステップファミリーのメンバーがステップファミリーを家族だと感じられるような経験...
 - 人生上の大事なイベントをともに経験すること、
 - 日々の活動を共有すること、言い換えれば、ステップファミリーのメンバーが自分たちを家族ユニットであると意味づけるのに役立つことのすべて、
 - ちょっとした世間話、
 - 休暇や休日と一緒に過ごすことが、より家族らしい感じをもたらす助けになる。
- 家族のきまりごとを執り行うこと(夕食全員そろって食べるなど)はステップファミリーのメンバーが家族アイデンティティを発達・維持させるのに役立つ。

ステップファミリーが家族であるために必要なこと

マリリン：しっかりとステップファミリーを築き上げるためには、多くの計画的努力を要します。しかし、努力といってもあまりに単純すぎて、なぜこんなこと思いつかなかったのだろうというようなものもあります。私は2年ほど前に青年期に達した継娘たち約30人にインタビューしました。そのインタビューでは、「どんなときに自分のステップファミリーを『家族だ』と感じましたか」という質問をしました。そうしたら、「そうですね。ある晩、夕食が終わってから皆でボードゲーム〔「人生ゲーム」などのように盤上でやるゲーム〕をやったときかな」という回答がありました。「えっ、たったそれだけのことなの？」と思ったのですが、夕食時という回答は何度も出てきていました。別の子は、皆で休暇をとってクルマでドライブ旅行したときだと言っていました。クルマのなかで一緒に過ごしているうちに、何だか「家族」のような感じがし始めたというのです。ステップファミリーでは、ぜひそういったことを計画してやってみてください。必ずしも特別なことを計画する必要はないのです。一緒に夕食を食べることも、ゲームを楽しむことも、特別なこととは思えないですね。現代の子どもたちにとっては、そのほんのちょっとしたことで家族と感じられたり、感じられなかったりするようです。

スライド13 ステップファミリーというユニット

- 感情を表出するコミュニケーションがうまくできることと対立が低レベルであることが、家族の良好な適応と関連している。
- 安定した(長期継続した)ステップファミリーは、離婚を経験していない家族と同じような家族パターンをみせることもある。時間が経つにつれて、青年期の男の子と継父のいる家族では、両親のいる核家族と同じような問題解決行動がみられるようになった。
- ステップファミリー生活について楽観的であることは、ステップファミリー生活に対する満足度と関連している。
- 家族内の関係は、時間が経つにつれて改善することが多い。
- 長期に渡る継親子関係が、すべて良好なものになるわけではない。礼節をわきまえた距離のある関係のままにとどまるものもある。

ラリー：私は日本に来て今日で9日目になります。ようやく箸だけを使って食事ができるようになりました(笑)。異質な文化に慣れるにはやはり時間がかかります。ステップファミリーには2つの異質な文化が存在するという比喩的表現を先ほど使いました。ステップファミリーのメンバーも、がんばって互いの家族文化を学び合うという気持ちがあれば、次第に自分たち

独自の新たな家族文化を創造することができます。しかしながら、私は自分が非常にうまく箸を使いこなせるようになるとは期待していません(笑)。つまり、現実的な、ほどほどの期待を持つことが肝心だということです。

マリリン：というわけで、彼は日本で飢え死にする心配だけはとりあえずなくなったようです(笑)。

さて、もしあなたが継親なら「皮膚を厚くする(develop a thick skin)」必要があります。この英語を日本語にうまく訳してもらえるかしら。〔図々しくなる、図太くなるということです。〕というのも、継子というのは、日々いろんなやり方で「あなたは私の実の親ではない」ということを伝えてきます。私の下の息子が残したメッセージをラリーが見

スライド14 ステップファミリーというユニット

- ステップファミリーは、休日の計画の立て方が柔軟であり、楽しく休日を過ごしている家族が多い。
- 自分のステップファミリー世帯が柔軟であると感じている青年期の子どもほど、ステップファミリー生活や継親子関係に対する満足度が高い。
- 家族の凝集性は、ステップファミリーの満足度と関連している。情緒的な親しさを感じていると、自分のステップファミリーに満足だと感じる傾向がある。
- ステップファミリーに関する否定的な情報は疑ってかかるのがよい。ステップファミリーを否定的に見る「神話」を強く信じている継父ほど、継子を育てることに対する満足度が低い。ステップファミリーに関する否定的な「神話」を信じている母親は、現在の結婚や家族、生活全般への不満度が高い。

つけた日のことを覚えています。その子はどこかに出かけるときにはいつも階段の下のあるところにあるメモ用のボードにメッセージを書いていたのですが、そこに「ママとラリーへ〇日に〇〇へ行きます…」と書いてあったのです。その子がラリーの名前も一緒にそこに書いたのはそれが初めてでした。それまではいつも「ママへ 友だちの家に行くけどすぐ帰り

ます」という具合に私宛だけに書いていたのです。7年間もそうだったのに、私自身はそのことに気づいてさえいませんでした。継親はそのようなことでいちいち傷ついたり、むかついたりしてはいけません。[子どもに受け入れられるには]時間がかかるのです。

ラリー：最後に触れたいのは、柔軟性についてです。継親と親が柔軟であれば、うまく問題に対処でき、互いによく話し合うこともでき、子どもにもうまく対処できるでしょう。

マリリン：ステップファミリーにとって必要なもののひとつは、相談できる場所です。だからこそ、SAJのような組織の存在が非常に重要なのです。私は、日本にもこのような活発な団体が誕生したことを大変嬉しく思います。アメリカでは、同様の団体〔SAA〕によって社会の中に大きな変化が生み出されました。団体の様々な活動の成果がアメリカ社会の文化の中にたくさん残されています。それでステップファミリーの社会的な認知が高まりました。ですから、ぜひがんばってください。

質疑応答

石井クンツ（司会）：それでは皆さん、質問がたくさんあると思います。よろしくお願いします。

質問者1：時間がなくて先ほどお伺いできなかったことですが、最初の〔講演の〕最後のスライド〔12〕に「介入」という言葉が出てきたと思います。要するに、どういうふうにサポートするかとか、社会がどう支援すべきか、ということかなと思ったのですが、ステップファミリーへの介入方法をよりよい方向に進化させることにどんなことが含まれるかを教えていただければと思います。

マリリン：ステップファミリーに関して、いろいろ新しい試みが出てきています。新しい介入のプログラムが開発されていますが、現時点ではそれらはきちんと評価されていません。おそらくうまく機能しているのではないかと思われそうですが、よくわかっていません。ですからどのプログラムは効果があるのか、どのプログラムは効果がないのか、調査研究する必要があります。その点、しっかりした調査がなされると期待したいです。

質問者2：本日は貴重なお話ありがとうございました。私はステップファミリーで育ったステップチャイルド〔継子〕にあたります。日本ではステップチャイルドが同じような立場の友だちと出会って話す機会がすごく少ないと感じています。アメリカの場合はそういったステップチャイルド同士が出会って話し合うような場所や団体があるのか、もしくはステップチャイルド専門のカウンセラーがいるのかを教えてくださいたいと思います。

ラリー：Facebookがある！ この答えだけで十分かな？（笑）

実際、継子のための組織はアメリカにもないですね。うーん、ないなあ。……ステップファミリーの家族関係を専門とするファミリー・セラピストはいます。そのなかには、インターネット上にウェブページを開設している人もいますね。ただし、そういったウェブサイト利用の難しい点は、それを作っている人がちょっと変な考えをもった人物かもしれないし、きちんとした知識を持った専門家かもしれない。だけど、素人にはそれを見分けることができないという点です。

継子に対するインタビュー調査からわかったことは、継子たちは自分の家族についてあまり人に話さないということです。なぜかという、ステップファミリーはあまりにも複雑なので、他の人にはとても理解できないだろうと思ってしまうからです。それで、家族関係がよいか悪いかとは関係なく、継子たちが自分の家族のことを人に話す場合にはほとんどつねに一言前置きがつきます。「うちの家族は本当に変わった家族なんだけどね…」というような前置きを必ず言ってから話し始めるのです。よく聞いてみると、継親との関係がかなりよい場合もあれば、悪い場合もあるのですが、いずれにしてもほかの家族とは違う家族なのだ、ほかの家族とはかけ離れた家族なのだと感じているので、いつも同じような前置きをつけてしまうのです。



マリリン：若い継子たちへのインタビューの中には、友だちと話していたときに「私には血のつながっているきょうだいが2人、半分血のつながっているきょうだいが2人、ステップのきょうだいが3人いるのだけれど…」と言ったら、その友だちは完全に話についてこられなくなって困惑してしまったのでその話をするのはやめた、というような例がありました。また、

私が教えていた学生の中に、母親、父親、継母、継父の全員と非常に親密な関係にある子がいました。彼女の場合、血縁のある父親と継父の両方を「お父さん〔Dad〕」と呼んでいましたし、どちらも「お父さん」だと感じていました。彼女は、友だちに話しているときにもどちらも「お父さん」と言ってしまうので、友だちのほうは話について来られなくなると言っていました。彼女は、自分にとってはどちらも「お父さん」だからそう呼んでいたわけです。しかし、アメリカの継子たちは、たいていの場合、継親のことはファーストネームで呼びます。そのほうがふつうですね。そして、多くの継子たちは、自分の家族のことはそれまで誰にも話したことがなく、そのインタビューが初めてだったと言っていました。

質問者 3：現在はそんなことはないのですが、継子が幼かった頃、すごくスキンシップを求められました。「おっぱいを飲みたい」と3歳か4歳の子ども〔継子〕に言われたんです。その当時はすごく抵抗があったんですが、悩んだ挙句に飲ませたんです。それがいまだに自分の中でそうすべきだったのか、しなくてもよかったのかと思っているんです。そのようなスキンシップは、特に日本では親しい関係じゃないと難しいと思うんですが、そういったものを求められたときに、どのような対処の仕方をすればよかったのか教えて欲しいのです。

ラリー：子どもというのは自分が必要なものは何でも口に出して言うものです。その3歳のお子さんは、母親が必要だったのでしょうね。継母をお母さん代わりだと思ったのでしょう。

この状況については、そのようなコメントになります。しかし、たぶんアメリカなら、将来その子が13歳くらいになると、今度は「血縁のある母親がどんな人なのか知りたい」と育ててくれた継母に対して言い出すでしょう。それがまた別のジレンマを生み出すことになると思います。そこで必要になるのが柔軟性です。そのように、それぞれの年齢に特有の欲求があります。3歳児であれば「スキンシップ」と言うんですか？〔これは和製英語なので英語にはない表現〕…私もずいぶん日本語が身につきました（笑）…それが必要だけでも、13歳になるとアイデンティティの問題が出てきて、自分の産みの親を知りたいという欲求が出てくるわけです。そこでどう対応するかを決定するには柔軟性が要求されます。継親であるということは実に難しいことなのです。

質問者 3：おっぱいをあげてよかったということでしょうか？

マリリン：うーん、このようなケースは今まで聞いたことがないです（笑）。

質問者 3：継子が6歳になったときにセメントベビーが生まれたので、赤ちゃん返りをし

て、またおっぱいをねだられました。

ラリー：継母との関係を取られないように防衛的な反応を示したということなのでしょうね…。

マリリン：あなたのやったことは正しかった！（一同笑）

質問者4：今日は自分に当てはまる、とてもよいお話を聞かせていただき、本当に感動しました。ありがとうございました。私の実子と継子との関係について質問させていただきます。私の実子と継子の弟のほうがとてもきょうだい関係が悪く、私の実子が「お前は存在するな」とか「いなくなれ」というような暴言を吐きます。実子が12歳、継子は12歳と7歳で、みな同居しています。実子が7歳の継子に対して暴言を吐きます。12歳の継子と実子は、好き合ってははいないけれど、口には出さないし、互いの存在は認め合っているようです。どうしたらよいのか。ご助言をお願いします。

マリリン：きょうだいというのは、血縁があろうが、継きょうだいであろうが、だいたい仲が悪いものです（笑）。だから、とくに問題だとは限らないですが、部屋が一緒とか、何か喧嘩するような理由がありますか？具体的に意見がぶつかる問題が何かありますか？

質問者4：私の連れ子と〔継父である〕夫があまりよい関係ではなく、夫が過干渉な感じでした。〔継子のうち〕弟のほうを1歳のときに引き取りましたが、そのとき〔自分の〕子どもが5歳だったので、私が小さいほう〔継子〕に手がかかったことと、夫が〔継子の〕弟のほうをひいきするということで、よく思っていないようです。そして、夫は私の子に指示命令をすることが多いです。それであまりうまくいっていない感じです。

マリリン：ジェラシーですかね。

質問者4：ジェラシーはすごくあると思います。

マリリン：彼〔継父〕にそんなことしないようにしてもらう必要がありますね（笑）。

ラリー：私は最初聞いたときには逆だと思いました。継父が7歳の子〔自分の次男〕にばかり関心が向いてしまうし、その子もお父さんの考えに同調して、お父さんもまたその子の肩を持つとか…ということかと思ったのですが〔違うのですね〕。しかし、いずれにせよ、解決策は同じです。男の子が12歳くらいになると、日本ではどうか知りませんが、アメリカでは母親の言うことよりも父親の言うことをはるかによく聞きます。父親の声は低

くて深みがあることと関係しているかもしれないし、まあ理由はよくわかりません(笑)。
とにかく、あなたの夫がこの問題の解決チームにおけるキャプテンにならないといけない
ません。誰が悪いのかをはっきりさせる必要はなくて、まずは彼がこのような喧嘩は許しま
せんということをはっきりさせてやめさせる必要があります。どんなルールにするかはあ
なたが決めるとしても、お父さんが話をつける必要があります。とにかく、彼が救助の現
場に現れて、助け上げてくれないと困ります。

質問者4：暴言はやめさせられないのでしょうか？

ラリー：冷たい言い方はしたくないのですが、やはりあなたは今まで自分で何とか解決し
ようと最善の努力をしたわけだから、あなたの夫が助ける必要がありますよ。彼がそこに
一歩足を踏み入れてくれないとダメですね。あなたひとりではどうにもできないです。

質問者4：夫の言うこともきかないんです。

ラリー：じゃあ、夏休みにそのお子さんを私のところに預けてください(笑)。

質問者5：日本では「ステップファミリー」の夫婦間の子どもを「セメントベビー」と言
ったりしますが、アメリカではセメントベビー以外に何か違う言葉で表しますか？

マリリン&ラリー：「ミューチュアル・チャイルド」(mutual child=お互いの子ども)
ですね。

質問者5：「セメントベビーと」どちらのほうが使われるケースが多いのですか？

マリリン&ラリー：「ミューチュアル・チャイルド」です。

質問者5：もうひとつ、アメリカの有名な人でステップファミリーを持つ人は例えば誰で
しょうか？

ラリー：バラク・オバマは継子です。我が国の大統領です。ビル・クリントンも継子です。
元大統領ですね。

マリリン：映画スターはほとんど全員がステップファミリーです(笑)。

ラリー：ブラッド・ピット[も継父です]。…実際のところ、たくさんの有名人がステッ

プファミリーです。例えば、アメリカ合衆国の建国の父、ジョージ・ワシントンも自分の子どもはいなかったけれど継父でした。合衆国の歴代の大統領の約半数が継父でした。最近では、継子である大統領が増えているということです。そしていずれ継父にもなるかもしれません。

石井クンツ（司会）：ジョージ・ワシントンはアメリカの建国の父じゃなくて、建国の「継父」ということですね。



マリリン＆ラリー：その通り！（爆笑）。

ラリー：〔映画スターの〕デミ・ムーアとのブルース・ウィリス〔このふたりは13年間の結婚生活の後に離婚。3人の娘がいる〕とアシュトン・クッチャー〔ムーアがウィリスと離婚後に結婚した俳優〕は、非常に有名なステップ

プファミリーです。この3人はしばしば公の場に一緒に登場して、ステップファミリーのノーマライゼーション〔正常化〕に貢献しました。父親〔ウィリス〕と継父〔クッチャー〕がよい関係を保って、子どもたちの養育の面で協力し合っているところを人々に見せたわけですから。これはちょっと変わった例かもしれませんが、文化にプラスの影響をもたらしたのは確かです。このような家族のあり方も当たり前なのだという印象を与えたと思います。映画スターではありますが、これも「ふつう」じゃないかと。

質問者6：講演の内容でちょっとすっきりさせたいところがあります。継親子関係でうまくいくためのお話のときに、血縁の親子の場合には「ルールや規範」と「愛情」の両方で対処し、ステップファミリーの場合には「愛情」は多く、「ルール」は控えめにと教えていただきました。「愛情」という言葉の内容というか質の部分が気になります。どうしても「愛情」というと「love」という血縁の親子のような質を持たなければいけないようなプレッシャーを感じさせがちです。ステップの親子の愛情のあり方はどうあるべきかを教えてください。

ラリー：先ほど説明したときに「友だち関係（friendship）」という言葉は何度も使ったはずですが、どうやらそれをちゃんと通訳してくれなかったのかな（笑）。〔継親が継子に対して〕友だちに対するような愛情〔つまり友情〕を持つということであれば、実現可能性が充分にある目標になると思います。しかし、これはちょっと風変わりな目標と言えるでしょう。なぜなら、継親は年齢の離れた幼い相手と友だちになることが自分の目標だ

などとはふつうは考えないからです。〔少なくとも〕アメリカでは大きく歳の離れた友人を持つ人はめったにいません。マリリンがすでに話したように、継子たちに継親との友だち関係を深めることについて質問をすると彼らは質問の意図がわからないという顔をしました。

マリリン：自分が継子から愛される〔慕われる〕ことを目標に設定してしまうと、継親はおそらく失望することになると思います。最終的に愛される〔慕われる〕場合がないとは言えません。しかし、そうなりたいと希望するなら失望に至るでしょう。ステップファミリーにとっての最善の目標は、継親と継子が礼節を保った関係を持てることです。希望を設定するならせいぜいその程度にとどめるべきです。目標を高く設定してしまうと、失望することになりやすいです。

質問者 6：目標を高く設定するのは、親の視点から見て、という話ですね。では、子どもからの期待についてはどうでしょうか？

ラリー：いろいろな状況が考えられます。現代では、子どもは両親が離婚した後も血縁の両親との関係を持ち続けます。ですから、継親は親の代替ではありません。その場合、たいていの子どもは、継親とうまくやっていたとしても、自分にああしろ、こうしろと命令されるのは嫌なものです。もちろん子どもの期待は子どもの年齢によっても違ってきます。ところが、血縁の親のひとりが完全にいなくなってしまうということも実際にはあります。その場合には、子どもが新しい母親なり父親を求めることはありえます。ですから、〔子どもの側からの期待は〕状況によってずいぶん違ってきます。実に様々だと思います。

おそらく〔親になってほしいという継親に対する〕子どもからの期待はアメリカでは日本よりも低いだろうと思います。というのも、私は野沢さんの明日の報告原稿を読みましたが、アメリカのほうは〔ステップファミリーに対する〕見方に幅があるという印象を持ちました。日本も少しずつアメリカと同じような方向に変化しているようですが、アメリカのほうにステップファミリー観の多様性が大きいと思います。アメリカのほうに、ステップファミリー像の複雑性も大きいし、役割モデルやガイドラインも様々です。同時に、各自が自分独自の家族のやり方を探し出す余地も大きいのかもしれません。どちらのほうもよいとか悪いとかと言っているわけではありません。私の理解では、〔日本の現状は〕アメリカの1990年代の状況に近いように思えます。私もその時代を経験しているので、それがどんな状況なのかよくわかります。そして今ではアメリカはそこからずいぶん変化してしまったということです。ですから、今から何年か経てば、また違ったことが言えるのかもしれない。

質問者 6：さっきの質問者のお話とも重なりますが、やはり3歳や6歳の子がおっぱいを

欲しがるといというのは母を求める行動だと思います。その際に、〔継母は〕実親のような愛情を与えなければいけないというプレッシャーが大きいのだと思います。日本の場合は面会交流の割合が低くて、実親との関係性がはっきりしない場合、ないに等しい場合もあるので、継母が荷物をより多く背負っていると思います。〔アメリカで状況が変化したのは〕共同監護の制度になったということが一番大きな要因でしょうか？

マリリン＆ラリー：その通りです。

マリリン：将来予測について一言述べさせてください。日本政府は少子化対策として父親の育児参加を推奨していると、石井さんが教えてくれました。それによって女性がたくさん子どもを産むようになって出生率が上がるかどうか、私にはわかりません。しかし、も



し日本政府の政策が成功して父親の子育てへの関わりが強まったなら、おそらく離婚した父親が自分の子どもとの交流を諦めるということは現在よりも少なくなると思います。もし政府の政策が功を奏して父親が子どもに深く関わるようになれば、離婚によって父親が子どもとの関係を断たれるようなことは容認できなくなるはずです。

質問者7：私は継父の立場にあります。〔継子と〕妻の元配偶者との面会のことでちょっとお伺いします。私自身は、継子と結構うまくいけていると思っています。元配偶者との面会交流も行っております。実父が面会させている子どもに対していつの間にか勝手に携帯電話を買い与えていたのですが、そのことを「お父さん〔継父〕やお母さんには言わなくていいよ」というようなことを子どもに言ったらいいです。それは「親に嘘をついてもいいよ」ということを伝えているような気がして、子どもに対する教育の面で面会自体を続けていいのかなと迷った時期もありました。けれども、実父との面会は続けたほうがよいとどこにでも書いてあります。面会交流を続けるデメリットとメリットを詳しく例を挙げて教えていただけると助かります。なお、実父が携帯を買い与えたのは小学6年生でした。今は中1ですから結構最近の話です。携帯は実父と連絡を取るために与えたものだと思います。

ラリー：あなたが面会交流を尊重し、それを続けていくことに大きな困難を感じていることはよく理解できます。しかし、それを続けることがきわめて重要です。なぜなら、面会交流をあなたが断ったらどうなるでしょう。父親は次第に完璧な存在になります。〔継父

である〕あなたは、日々「早く寝なさい」とか何とかうるさい小言を言う存在であり続けるのに対して、〔会えない血縁の〕父は携帯電話を買ってくれたすばらしく完璧な存在になっていくことになります。面会交流を止めさせたいという気持ちに駆られるのは目先の利得の誘惑によるものです。しかし、長い目で見れば、面会交流を続けたほうがあなたにとってよい結果がもたらされます。

このような共同養育は実に難しいです。2つの家庭にそれぞれ異なった価値観がある。そしてあなたにはあちらの家庭でどのような価値に基づいて子どもを教育するかについては統制できないわけです。しかし、私が強調したいのは、アメリカでは子どもが父親との関係を維持することは非常に重要だと考えられているということです。年月が経てば、子どもは父親がどんな人なのか、継父がどんな人なのかいずれわかってきます。責任感のある人なのか、無責任な人なのか。しかし、共同養育を続けることはきわめて難しく、つらいのも確かです。ですから面会交流を続けていることに対しては尊敬の念を抱きます。それが簡単なことではないことはよくわかります。私自身継父ですし、そのような状況を経験していますから。

石井クンツ（司会）：ほかにもご質問があるとは思いますが、すでに時間が過ぎてしまっています。本日の公開講演会は、これで終わりにさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

注

1 詳しくは次の論文を参照。Ganong, L., Coleman, M., & Jamison, T., 2011, “Patterns of stepchild-stepparent relationship development, *Journal of Marriage and Family*,” 73, 396-413.

第 2 部 シンポジウム 日本のステップファミリー

— 研究・実践の現状と展望

Symposium on
Research on and Supportive Activities for Stepfamilies in Japan

パート I 制度と現実をめぐる研究の展開

Part I: Research on Stepfamilies in Japan

開催日：2011 年 7 月 3 日（日曜） 13:30～15:20

場 所：明治学院大学（白金キャンパス） アートホール

司会：永井暁子（日本女子大学）

Chair: Akiko Nagai (Japan Women's University)

3. ステップファミリーにおける家族関係の社会的・構造的困難

Social and Structural Aspects of Difficulties in Stepfamilies

野沢 慎司（明治学院大学）

Shinji Nozawa (Meiji Gakuin University)

継親は親ではない？ — アメリカからのメッセージ

ステップファミリーは家族形成することが難しいと言われています。私たちの調査研究でも、確かにそんな点があるなと気づかされてきました。そこで、どのような点に困難があるのか、調査から見えてきたことをお話ししたいと思います。



私たちの研究のスタートは 2001 年です。ちょうどその年に SAA というアメリカのステップファミリー支援団体の（当時の）会長、マージョリー・エンゲルさんをお招きして講演していただいた際に、そのお話を聞いて大きな衝撃を受けたところから始まりました。ステップファミリーには必ず継親がいます。子どもの親の新しいパートナーにあたる人です。マージョリーさん

さんがアメリカから携えてきたメッセージというのは、継親は「親の代替」ではない、「新しい親」ではないというものでした。親と継親は別物であるという強いメッセージです。私は、そう言われて初めて自分が暗黙の内に継親を親と同じ様なもの、同等のものだと思っていたことに気づかされました。私たちがそのときに受け取った課題、そしてその後追いつけた主要テーマというのは「では、継親とは何なのか？」ということになりました。マージョリーさんは、アメリカにおいても、継親の役割が社会制度の中にきちんと位置づけられておらず、曖昧であることが問題なのだとおっしゃられていました。しかし、少なくとも当時の（そしておそらく今でも）日本では、継親の役割が曖昧であるという認識は薄く、むしろ（私自身もそう信じていたように）継親は親であるのが当たり前という通念が支配的でした。

マージョリーさんの来日をきっかけとして、次に登壇する菊地さん、今日の司会の永井さん、茨木さんなどの研究仲間と一緒にステップファミリーの調査研究を進めてまいりました¹。10 年かけて見えてきたことを少し紹介させていただきます。ポイントは、ステップファミリーをめぐる家族形成の難しさを理解するには、ひとつには広く社会的文脈、つまり社会に浸透している家族に関わる文化や制度を視野に入れる必要があること、そしてもうひとつは、家族の人間関係の全体像を広く視野に含める必要があるということです。

制度に組み込まれていないステップファミリー

ひとつ目のポイントの源泉は、アメリカの家族社会学者、アンドリュー・チャーリンの論文です。30年以上も前、1978年の論文で彼は、再婚によって作られる家族、ステップファミリーは「不完全な制度」と書いています²。どういう意味かちょっとわかりにくいかもしれませんがね。再婚家族に離婚率が高いのは、個人あるいは世帯の中に何か原因があると見る見方が支配的であった当時、そうではなく、ステップファミリーを取り囲む社会の制度に眼を向け、そこにこそ家族の形成や維持を難しくする要因があるという視点を強調したのです。そして、社会の様々な「制度」の中にステップファミリーが十分に組み込まれ、想定されていない状態を指して「不完全な制度」と指摘したのです。ここで「制度」と言っているのは、家族メンバーが互いをどう呼ぶべきか、どのような関係をもつべきかなどの規範（ルール）や文化（慣習）を含む非常に広い意味での「制度」です。社会制度にしっかりと組み込まれ、そこで想定されているのは、たいていの場合、標準的な核家族、初婚の家族です。多数派の標準的な家族は、それに適した多様なツール（用語法、役割モデル、社会的なガイドや支援サービスなど）が社会制度の中に装備されているので、それに従えば自然にうまくいくように仕組まれています。しかし、ステップファミリーの場合、その特有の家族のあり方が、社会の制度に組み込まれていないし、想定されていないために、家族を形成し、家族生活を営んでいくにあたって、戸惑い、混乱、困難、苦痛、気まずさなどを経験することが多いと考えられます。

例えば、親族が互いをどう呼ぶか、その関係をどう説明するかという問題があります。初婚家族では、一般化した用語があるのでそれが問題にならないのですが、ステップファミリーの場合、継親、継親のきょうだい、元配偶者とその現在の配偶者、元配偶者の親やきょうだいをどう呼んだらいいのか、標準的なモデルがない。お手本になるものがない、という状態が「不完全な制度」の意味するところです。同様に、継親はどんな役割を果たせばよいのか、継親（継子）になるとはどういうことなのか、参照すべき役割モデルが社会の制度（文化）の中に用意されていない。標準的初婚家族とは違って、そのような曖昧な社会的状況の中で、暗中模索しながら家族関係を作らなければいけないことが、ステップファミリーにおける困難の一因となっているということです。

名前のない家族？

5年前にミズーリ大学を訪問し、今日ご参加くださっているコールマン先生とギャノン先生に初めてお会いしたとき、日本語にはステップファミリーという英語の単語にぴったり対応する言葉がないんですとお話したところ、「へえそうなの？」と驚かれていました。英語の“stepfamily”に該当する名称が十分に普及していない日本では、より一層「不完全な制度」と言えそうです。私たちは、そして社会は、名づけられたものにしか関心を向けられないからです。

ところが、日本語の辞書の中にも「ステップファミリー」というカタカナ言葉がすでに

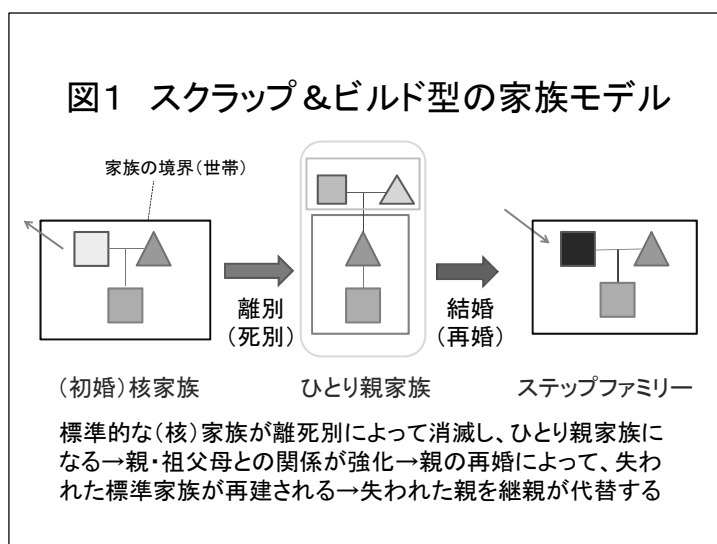
登場しているんですね。これには、つい数日前に気がつきました。皆さんご存知だったでしょうか。「ステップファミリー」という言葉はまだなじみがないと言う方も多いですが、『大辞林』（第3版、三省堂、2006年）には「血縁でない親子関係を含んだ家族」という定義が出ていました。辞書にも載ったということは、日本のステップファミリーの制度化が進んだ証拠だと思って一瞬喜んだのですが、よく考えるとこの定義でよいのかなとちょっと首を傾げました。この定義では、里親家族や養子縁組家族を含むことになってしまいます。ステップファミリーという家族の重要な特性は「血縁でない親子関係」を含んでいることなのか、という点にも疑問を感じます。そこには、継親子関係は、血縁はないけれど親子関係と同じものだと暗黙の内に想定されているように感じるからです。

今日のゲスト・コメンテーターであるギャノン先生とコールマン先生の共著書では、「成人の少なくともひとりが以前の関係での子どもをもつ家族」と定義づけられています³。非常に注意深い、客観的な定義であり、先ほどの辞書とはずいぶん違いがあります。

こういう定義の問題ひとつ取っても、そこを探っていくと、ひとつのひとつの家族がぶつかる困難には社会的な要因が関連しているということに気づきます。この数年、そのあたりをいろいろと考えているうちに、離婚や再婚を経て作られることが多いステップファミリーについて、私たちが暗黙の内にもっているイメージにはどうやら2種類あって、それが社会の中に混在しており、互いにぶつかり合っているために、いろいろ混乱や困難を引き起こしていると思ひ至るようになりました⁴。

「スクラップ&ビルド型」のステップファミリー

2つのイメージのうちのひとつを、私は「スクラップ&ビルド型」家族モデルと呼んでいます。先日、ラリー・ギャノン先生に、「そんな英語はない」と言われました（笑）。「スクラップ&ビルド」というのは和製英語なのですね。けれども、「だいたい意味は通じるよ。なかなか面白いんじゃないか」とも言ってくださいました（笑）。すでにあるものを壊して新たに作ること。どんどん二階建て、三階建てと増やしていくのではなくて、壊して作り



直すことを指す「スクラップ&ビルド」という言葉があります。ステップファミリーをそれと同じように見る見方です。かつてあった家族が壊れてしまったが、再度同じような家族を作り直すというイメージです。もうひとつは、すでにある人間関係に新たな関係が追加され、さらにつながって広がっていくイメージで、「連鎖・拡張するネットワーク型家族」モデルと

名づけてもいいかなと思っています。

「スクラップ&ビルド型」家族は、従来から日本社会の中にある考え方だと思います。今でもかなり一般的であり、根強い考え方だろうと思います。離別あるいは死別によって親の一方が不在となった家族が、それまであったかたちの家族としては消滅し、なくなってしまったと考えるわけです。離婚を「家族崩壊」と呼ぶ人もいますが、その背後にあるのがこの考え方です。その結果として作られる家族（世帯）は、子どもから見ると親が一人だけの家族という意味で「ひとり親家族」と呼ばれます。この用語は社会にかなり流通し、普及しています。そして再婚という出来事によって新しい家族・世帯が再スタートする、と考えます。家族形成のやり直しだとも言えますが、その再構成、再スタートの主体は誰かと言え、基本的には子どもの親権を持ち、子どもと一緒に暮らしている親でしょう。もう一人別の大人が世帯に加わって、元のような家族が再び始まるというイメージです。この場合には（親権を持つ）親の新しいパートナーが継親（継父・継母）です。そして、継親は「新しいお父さん」「新しいお母さん」と呼ばれることが多く、そうみなされることになります。

「スクラップ&ビルド型」を図示してみたものが図1です。元々あった核家族の親の一人が出て行って、いなくなる。そしてこの世帯には親が一人だけ残っている。もちろん、子どもが複数の場合もあります。日本の場合、「ひとり親家族」になったときに、この残った親とその親とのつながりが強くなって、子どもの祖父母が場合によっては一緒に暮らしてひとつの世帯になって子育てをサポートしてくれることも少なくないのです。が、そういう場合でも、再婚後はまた元の核家族世帯という構成に戻ることが多いようです。不在だったお父さんあるいはお母さんの代わりの人が来るとみなされます。このような家族モデルを、次の報告者である菊地さんは、「代替家族モデル」と呼んでいます⁵、それとほぼ重なります。親が継親によって代替される家族です。家族の変化の過程全体を見ると、元々の家族が一旦なくなったことになって、それに匹敵する家族が再度作り直されるというイメージを強調するために、私はちょっときつい表現ですが「スクラップ&ビルド型」家族モデルという呼び方をあえてしています。

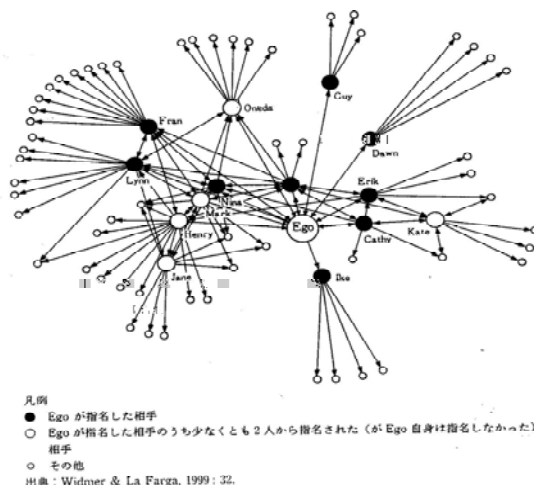
後の報告でも話題に出るかもしれませんが、日本の制度は、離婚後に子どもの親権を持てるのは両親のうち一人だけで、もう一人は親権を失うという単独親権制です。戦前・戦後の時期には、親権を取るのはほとんどが父親だったのに、高度経済成長期以降、急激な変化があり、母親が圧倒的多数になりました。

「連鎖・拡張するネットワーク型」のステップファミリー

さて、もう一方の「連鎖・拡張するネットワーク型」の家族モデルとはどのようなものか。これは単独親権制度下の日本においては少なくとも現在のところまだ目新しいものです。昨日のお話にもありましたが、アメリカなどではもうだいぶ前からこれに近いたちが広がっています。制度上、離婚後の共同養育が当たり前になっているからです。

離婚後の家族は、ひとつの世帯として全員が一緒に暮らしているわけではないけれども、関係のネットワークとしては存続していて、さらに親の再婚後は継親などが加わって複数の世帯にまたがって複雑な親族ネットワークが拡張する側面があります。この場合、家族の結節点になるのは子どもです。子どもが複数の世帯を行ったり来たりすることがあるならば、世帯の境界を越境して2つの世帯をつなぐのは子どもです。先ほどの「スクラップ＆ビルド型」モデルは親が主体であると言ったのですが、こちらは子どもの視点から見たステップファミリーのイメージに近いと言えるかもしれません。養育費の負担や実際の養育・教育の役割という面で、複数の世帯にまたがる、より多くの大人が子どもに関わるという意味でも、子どもを中心としたネットワークです。

**図2 誰が誰にとって「重要な家族」メンバーか
米国西海岸に住む2度の離婚経験をもつ50代女性の事例**



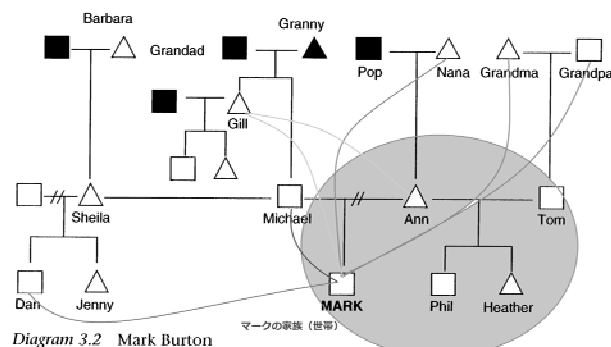
また、家族には、みんなが強い絆で結ばれていて仲がよいものという一般的イメージがあるかもしれませんが、現実の家族はそうではないことも多いです。ここで言うネットワークとしての家族にも、ほとんど交流のない人同士の関係や、対立・競合する人同士の関係も含まれていると想定されています。

例を挙げると、2度の離婚経験のある中年女性の家族に含まれるのは誰かをインタビューした研究があります。その女性対象者が家族に含めた相手からも話を聞くというスノーボール方式のインタビュー調査で、その一連のインタビューから家族のネットワーク図を描いた研究です（図2）。その女性を中心とした家族は、一塊の集団ではなく、境界がなく、外側にどんどん拡散するようなネットワークであることがわかりました⁶。

もうひとつ、これは最近出たステップファミリーの研究書の中に出てくるイギリスの事例です⁸。ステップファミリーで育ったマークさんという若い男性の家族関係を示す親族図です（図3）。彼は、一緒に暮らしている世帯のメンバーである楕円形の影の部分（母親、継父、異父きょうだい）を自分の家族だと感じているのですが、それ以外にも、別居している父親、父親の再婚相手（別居の継母）の子（別居の継きょうだい）と関係が続いています。また、父親の姉（父方の伯母）とは母親共々親しい関係が離婚・再婚後も続いており、一方、母方の祖父母だけでなく継父方の継祖父母（と呼ばばよいのでしょうか？）とのつながりも強い。離婚・再婚を経て、ネットワークが拡張したかたちの家族・親族関係になっています。

ステップファミリーには、このように「連鎖・拡張するネットワーク」という側面があり、家族によってはこの側面が特徴として強く現れる場合があります。それを「連鎖・拡張するネットワーク型」家族と私は呼んでいます。先ほど、家族の人間関係の全体像を広く視野に含める必要があると述べましたが、世帯の中だけでなく、その外側へと視野を広げるとステップファミリーの世帯を越えたネットワークとしての特徴が見えてくることのあるのです。

図3 連鎖・拡張するネットワーク型家族モデル



出典: Allan et al.(2011: 49). 色つきの部分(線や文字など)は野沢が加筆。

インタビューに見る「スクラップ&ビルド型」家族モデル

私たちは、今までいくつかの段階にわたるステップファミリー調査を行ってきました。アンケート調査を最初にやり、それから第一次インタビュー調査というかたちで、継親や実親の立場の人を中心に何人かの方々に、詳細なインタビューさせていただきました。ステップファミリーで育った子どもの立場の人にも、少数ですがインタビューさせていただきました。そのインタビュー後、数年を経て第二次の再インタビュー調査もごく少数のケースですけれども行いました。どういう方々にインタビューしたかということについては配布資料を見てください。そのインタビュー事例の中から、ごく一部を紹介させていただきます。

まず、かつてあった家族がなくなって、その後それに近い核家族をもう一度作るのがステップファミリーだと考える「スクラップ&ビルド型」モデルを前提としている例です。



例えば、夫妻とも2人の子ども（小学生）を連れて再婚4年後にインタビューした実継母さんは、「主人の子どもを本当の子どもとして思いたい」「同じレベルでみたい」という気持ちでやってきた、と語っていました。「とにかく、同じ意識でいたいというか、自分の子のように甘えさせていたいし、自分の子のように叱ってあげたいし、という、その気持ちでいたかった」という願いを持って

やってきたそうです。彼女によれば、夫も同じように「私が本当に（夫の子を自分の）子どもとして見られるようになってほしいと思っている」と言うのです。つまりこのご夫婦は、継母が継子に対して自分の子どもに対するのとまったく同様に母親になることを当然の目標としたわけです。しかし、実際にはそのようにはなりません。実はインタビューのこの後の部分で、この継母が継子を我が子のように感じられないことを大変苦しく感じ、悩んでこられた経緯が語られます。このままでは家族を続けていけないと追い詰められた状況に直面していた方でした。

もう一人の方は、結婚して間もない頃の状況を思い出して、こんなことを言っています。こちらは初婚の継母さんです。「結婚して1週間くらいしたら、『もう何年も前から住んでいたような気分だ』って言うんですよ、彼は。毎日私がいて、『お帰りなさい』って言って、ごはん作って、子どもの世話をしてっていうのを見てたら、『何年も前からこうして暮らしてたみたいだ』って言うんですけど、私はちっともそんなふうに思えないわけですよ。『何でこんなに毎日わけわかんないんだろう』ってぐらいなんです。それを聞いた時に、『ああ、もうこれは、このままじゃ私つらいばかりだなあ』っていうふうに思ったんですよ。私は到底そう思えない、っていうのがあって、これがすごい甘さなんだなあって、お互いの甘さだったんだ、っていうのはすごい思いましたね」と語っていました。

3番目のケースも似ています。先ほどひとり親家族の時期に孫と祖父母のつながりが強くなることもあると言いましたが、この方の場合には、夫の元配偶者の方が亡くなった後、その両親（子どもたちの祖父母）がすぐ近くに住んで交流がありました。亡くなった元妻のご両親が「走れば30秒」のところに住んでいたもので、再婚して一緒に暮らし始めたらすぐ夏休みになって、この継母さんが子どもたちのお昼ご飯を毎日一生懸命作るのだけど、継子の一人は食べ物の好き嫌いが激しく、作ったものを食べずに近くに住んでいるその祖父母のところに駆け込んで好きなものを食べさせてもらっていたのです。それで継母が「非常に傷ついた」という例です。ご飯を食べさせるのは「新しいお母さん」である自分の仕事であるのに、それを継子に食べてもらえないことは、お母さんとして受け入れられていないことになります。そこから悩みと葛藤が始まった事例です。

それ以外にも、やはり継子のおばあちゃんがそれまで子どもをしつけていたのだけども、継母が新しいお母さんになったのだから、「あなたのやり方」でしつけてほしいと言われてがんばったという事例がありました。しかし、子どもはおばあちゃんのしつけの方針に慣れているので簡単には変わらないわけです。それで継母は祖母との競争に負けたような気持ちになり、子どもの母親になるという当初のイメージや期待が崩れていく経験をして苦しみます。

ステップファミリーの構造的困難

こうやっていくつかの事例を並べて検討してみると、継親を親の代替者だと考える「スクラップ&ビルド型」のステップファミリーの経験する困難は、構造的な困難だという気

がしてきます。「構造的」とはどういう意味かというと、社会の標準的な家族の鋳型、つまり子どもにはただ一人のお父さんとただ一人のお母さんがいるというパターン、その型に無理やりはめ込もうとすることによって摩擦が生じているように思えるのです。そこでは、継親子は親子になるしかありません。社会が用意した（唯一絶対の？）家族の型とステップファミリーという家族の状況との間に生じる摩擦という意味で「構造」上の問題、「構造」のミスマッチから生じる困難だと思えるのです。

継母さんの場合には典型的に深刻な問題が現れやすいようです。子どもから見ても、自分自身の意識としても母親ではないのに、どうしても「唯一の母」という重い役割を担わざるをえない状況に置かれやすいのが継母です。そして、その鋳型へのはめ込みがうまくいかないときには、その原因は鋳型にあるのではなく、家族の中の誰か、特定の個人の問題と考えられてしまいやすいのです。当然そう感じられるはずなのに、本当の母親のように感じられず、そのように振る舞えなかったり扱ってもらえなかったりした場合、なぜあなたはできないのか、なぜ私はできないのだろうか、自分や他の誰かを責めやすいのです。自分は「意地悪な継母」なんじゃないかとか、ダメな母親じゃないかとか、強い自己否定にいたる場合もあります。一方、自分を親として受け入れない継子の方に問題があるんじゃないかというように、子どもの側の問題として追いつめていってしまう場合もあるように思います。

しかし、これは個人の問題というよりも構造の問題です。なのに、私たちは個人の問題にすり替えているのです。標準的な家族の型を「当然」のものと思って、疑わないからです。この点、個人ではなく、社会制度に目を向けた、先ほどのチャーリンの指摘は画期的だったのです。1つのタイプの家族イメージしか用意していない社会の制度状況にこそ目を向けるべきなのかもしれません。そうすれば、子どもにはすでに母親と父親（および祖父母など親以外の親的な大人）が存在しており、（曖昧な）喪失経験があり、その後に継親が登場して子どもと何らかの関わりを持つようになったという構造の家族なのに、比較的シンプルな初婚家族の構造に無理やり当てはめて、そのように振る舞おうとするところから困難が生じる構図が見えてきます。

もちろんこれは継母だけの問題ではありません。最近、子どもの虐待死事件が起きると継父が注目されることが多いです。例えば、『朝日新聞』（2009年5月22日大阪版夕刊）の記事の中には「子連れ婚の虐待、防げ」「『実父以外の父』検挙者の37%」「家族の実感乏しく攻撃」というような見出しが並んでいます。継父のような「実父以外の父」は危険な存在であると言わんばかりの認識が、新聞の見出しに表れています。暗黙の内に、「実父以外の父（継親）」も父であるという前提に立ち、父親なのにちゃんとできない（ダメな？）父親と見なす視線がそこにあります。このような報道によって、継母と同じように継父も、当然家族（親）になるべきでありながら劣った家族（親）でしかないというレッテル貼りに巻き込まれる危険性があります。

「連鎖・拡張するネットワーク型」家族の課題

一方、ネットワーク型の家族、つまり両親の離婚後も両方の親と子どもの関係が続くパターンもあります。両親の離婚後、祖父母などの親族の関わりも維持されたり、増えたりする一方、親の再婚によって継親やステップのきょうだいなど、新たな関係がそこに加わっていくというかたちでステップファミリーが作られるパターンです。

菊地さんの数年前の論文によれば⁷、日本でも「夫婦が離婚した後も子どもは両方の親と接する方がよい」という考え方が広まってきていると思われます(表1参照)。現在では、この意見を支持する人の割合が70%を超えているとするならば、もしかするとそれが多数派の考え方、社会の新しい規範になっているのかなとさえ思えます。

表1 離婚した両親と子どもの関係 新しい社会規範の形成？	
●夫婦が離婚した後も子どもは両方の親と接する方がよいか？	
1986年	支持40.8%／不支持14.2% 「家庭・家族に関する世論調査」総理府 全国20歳以上男女
↓	
2006年	支持72.0%／不支持5.2% 「JGSS-2006調査」全国20-89歳男女
出典：菊地(2008)	

こういう状況においては、しかし、誰が誰のケアをするべきなのか、ケアの権利義務関係はどうなっているのかという問題についてはさらに曖昧な状態が生じます⁹。先ほどの「スクラップ&ビルド型」でしたら、その世帯内にいる継親が親の役割を肩代わりしていくということが暗黙の前提なのですが、ネットワーク型の場合は必ずしもそうではない。いろんな大人が関わる可

能性があるわけです。それをどのように調整してうまくやっていくかという難しい問題が新たに浮上します。再婚後も両方の親との交流を続けるという原則を維持するのは簡単ではないことが、インタビュー事例からも示唆されました。

インタビューした、あるお母さんは、娘を（離婚した元夫である）父親に会わせたいと思っていました。しかし、面会して帰ってくると、娘が昔を思い出して落ち込んだり、継父に対して冷たくしたりすることを気にしているんですね。継父のほうも「会わせないほうがいいんじゃないか」と言っていた。けれども母親は、ヴィッシャー夫妻のステップファミリーに関する本¹⁰を夫に読ませて、アメリカの事情を知ってもらい、日本でもやっぱり親に会わせたい方がいいと、夫を説得して実施しているという例でした。

一方、別居している父親（自分自身も元妻も再婚している）へのインタビュー事例では、再婚した元妻の世帯で暮らしている子どもたちから電話で「会いたい」と言ってくるけれども、あちらの「家族」にも「お父さん（継父）」がいるわけですから、そっちに首を突っ込むのはどうなのかなと、子どもたちと会うことを遠慮していました。「今はなるべく遠ざけるようなかたちでなるべく向こうへ、向こうへ」と距離を置くようにしていると言っていました。子どもたちの要望にあわせて面会交流を実施していても、父親は継父（新しいお父さん）と競合しないように、あえて子どもたちと距離を置こうとしていました。これは、「スクラップ&ビルド型」と「連鎖・拡張するネットワーク型」という2つの家族モデルが葛藤をもたらしている状況の典型例と言えるかもしれません。

家族境界の曖昧さに耐える

もうひとつのインタビュー事例は、これは継母さんですけど、長年義母（夫の母）、つまり継子たちのおばあちゃんとも同居していた方です。意識的にあまり母親役割を引き受けすぎないようにと心理的には継子たちと距離を置きながらも、継子たちの日常的ケア役割を担うという立場で暮らしてきた方です。そのおばあちゃんがつねに自分に対して批判的であることも知っていました。自分の悪口を継子たちがいつも聞かされていたはずなので、継子たちは自分のことをあまりよく思っていないだろうと思っていた。けれども、継子たちが成人した後に改めて話をする機会があって、「おばあちゃんが四六時中文句言っていた」ことについて、「〇〇さん（継母の呼び名）はどう思っているんだろう」とずっと気になっていたという言葉聞いたんですね。それで、やっぱり子どもたちはそれなりの関係を作っていけば自分のことをわかってくれるものだと実感したそうです。その出来事を契機に、継子たちとも仲よくなったと語っていました。このケースでは、継母が無理に母親になろうとせず、義母（継子たちの祖母）と競合しないように心理的に距離を置いた関係が続けてきたのに、継子が成長したときには、ある種の信頼関係が結果的にできあがっていたことに気づいたわけです。時間の流れの中で継母子関係がいつの間にか成熟していたのです。内容は様々ですが、時間の流れの中で、継親子関係が予想外に変化したという例はいくつもありました。

さて、もう時間が来てしまいました（笑）。最後の事例にも出てきたような、子どもの祖父母世代と親・継親世代との間の「世代間の家族境界」をどのように維持するかが日本のステップファミリーにおいては重要な問題になりやすいようです。その境界が曖昧であることが問題化しやすいということです。さらに、今後は「世代内の家族境界」、つまり離婚後に父と母が作る家族間の境界が前面に出てくるかもしれません。面会交流が一般化すれば、この二人の親の二つの家族の境界をどのように設定するかが問題化します。子どもはどちらの家族に所属しているのかをめぐる問題です。先ほどの、子どもと面会交流をしたいが、子どもを遠ざけるべきだと感じていた父親のジレンマがその一例です。

おそらく、今後の日本のステップファミリーにとって重要になってくることは、世帯単位で家族の境界をきっちり区切って「スクラップ&ビルド型」を続けていくのではなくて、境界の曖昧さに耐えながら子どもの所属の流動性のある程度高めていくことかもしれないと思っています。境界線のある程度曖昧にしながら、世帯を超えるつながりを維持していくスタイルもひとつの家族のあり方だと社会に受け入れられれば、先ほどお話しした「構造的な困難」を和らげられるかもしれません。具体的



に、どうやればそんなことが可能なのか、が最大の課題になります。ひとつの方策は、SAJ がこれまでやってきたように、ほかの家族は一体どうやっているのかについての情報やアイデアを交換し、共有し合うことです。多様な事例、具体例を知ることが重要です。例えば、最近、漫画家の赤塚不二夫の娘さんが自分の家族経験を書いた本が出版されました。その本の中には、離婚した両親との関係、継父・継母との関係をすべて密に育んだ事例が書かれています¹¹。そういう試みの事例、つまり家族モデルを次第に増やしていくことによって、唯一のパターンである標準型の家族を再建するだけではない、多様なステップファミリーの家族形成がしやすくなると思います。SAJ の活動に参加したことによって、そういう方向に意識が変化したというインタビュー事例を、お配りした資料に少し詳しく紹介しておきましたので、そちらを見ていただけると幸いです。

完全に時間がなくなりました。これで私の話を終わります。

注

- 1 これまでの調査については、野沢慎司・永井暁子・菊地真理・松田茂樹, 2006, 「ステップファミリーの家族過程と関係形成」野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ 編『Q&A ステップファミリーの基礎知識 — 子連れ再婚家族と支援者のために』明石書店, 55-111 頁、および野沢慎司・菊地真理, 2010, 「ステップファミリーにおける家族関係の長期的変化 — 再インタビュー調査からの知見」『研究所年報』(明治学院大学社会学部附属研究所), 40 号, 153-164 頁を参照。
- 2 Cherlin, A., 1978, "Remarriage as an incomplete institution," *American Journal of Sociology*, 84 (3), 634-650.
- 3 Ganong, L. & Coleman, M., 2004, *Stepfamily Relationships: Development, Dynamics, and Interventions*, Kluwer Academic/Plenum Press, p. 2.
- 4 野沢慎司, 2011, 「ステップファミリーをめぐる葛藤 — 潜在する 2 つの家族モデル」『家族〈社会と法〉』(日本家族〈社会と法〉学会), 27 号, 89-94 頁を参照。
- 5 菊地真理, 2009, 「再婚後の家族関係」野々山久也編『論点ハンドブック 家族社会学』世界思想社, 277-280 頁を参照。
- 6 Widmer, E. & La Farga, L., 1999, "Boundedness and connectivity of contemporary families: A case study," *Connections*, 22 (2), 30-36. (なお、野沢慎司, 2009, 『ネットワーク論に何ができるか — 家族・コミュニティ問題を解く』勁草書房, 7 章においてこの研究について詳しく紹介している。)
- 7 Allan, G., Crow, G. & Hawker, S., 2011, *Stepfamilies*, Palgrave MacMillan.
- 8 菊地真理, 2008, 「離婚後の別居親子の接触の賛否を規定する要因」大阪商業大学比較地域研究所・東京大学社会科学研究所編『日本版 General Social Surveys 研究論文集 7』, 93-105 頁。
- 9 この点については、上野千鶴子, 2009, 「家族の臨界 — ケアの分配公正をめぐって」牟田和恵編『家族を超える社会学 — 新たな生の基盤を求めて』新曜社, 2-26 頁を参照。
- 10 ヴィッシャー, E. & ヴィッシャー, J., (春名ひろこ監修・高橋朋子訳), 2001, 『ステップファミリー — 幸せな再婚家族になるために』WAVE 出版。
- 11 赤塚りえ子, 2010, 『バカボンのパパよりバカなパパ — 赤塚不二夫とレレレな家族』徳間書店。

4. 継母の役割アイデンティティ — 多様性と変化

Role-Identities of Stepmothers in Japan: Their Diversity and Changes over Time

菊地真理 (大阪産業大学)

Mari Kikuchi (Osaka Sangyo University)

なぜ、継母になることが難しいのか——母親の代わりか、意地悪なママ母？

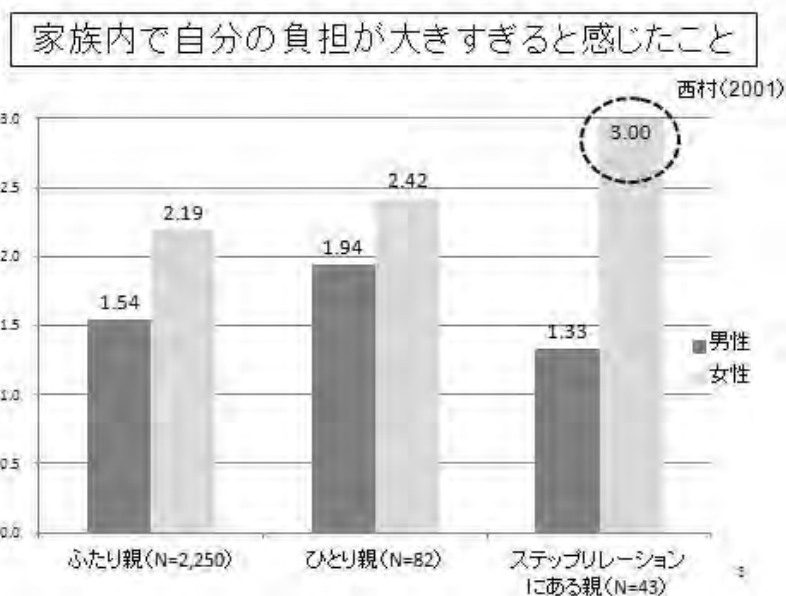


皆さま、こんにちは。大阪産業大学の菊地真理と申します。私は「継母の役割アイデンティティ — 多様性と変化」というタイトルで報告させていただきます。私はこれまで、インタビュー調査を継続しながら、ステップファミリーのなかでも特に継母に着目して、継母の経験とは一体どういうものなのかを明らかにしていく研究を続けてきました。その結果について今日をご報告させていただきます。

継母になることの難しさについては、米国でもそして日本でも、よく指摘されています¹。継母は継子の母親の代わり、母親の代役になるということが当然視されてしまうというのがあります。また、継子をかawaiiと思えない、そういった悩みを打ち明けたときに、当事者でない、継母ではない立場の人に打ち明けたときに、なかなか共感してもらえない。逆に、「それは継子がかawaiiそうじゃない？」というふうに非難されてしまうこともある。それを恐れて、悩みを誰にも打ち明けられず孤立してしまう。というのも、先ほど野沢先生が指摘されていましたが、いま日本のなかで、継親の役割モデルが曖昧な状況にある。つまり、継母が継子に対してどういう存在になるべきなのか、どのような役割を担うべきなのかということについて、役割モデルがない。そのように非常に曖昧な立ち位置にある継母に対して向けられるイメージというのは、おとぎ話にあるような意地悪なママ母か、子どもを献身的に世話をする、優しく愛情深い母親という、両極端なものです。その相反するふたつのイメージのはざまで、継母はステップマザーとしてのアイデンティティを形成していかななくてはならない、そういう状況にあるのではないかと思います。

いろんな家族経験のなかでも、高いストレスを抱えやすい継母

継母が高いストレスを抱えやすいというのは、アンケート調査による結果からも読み取ることができます²。これは日本家族社会学会が行っている全国家族調査の結果です。これは役割ストレイン（家族内で自分の負担が大き過ぎると感じたこと）について、「ふたり親」・「ひとり親」・「ステップリレーション（継関係）にある親」といった家族類型の、それぞれのカテゴリーごとに「男性」「女性」を比べて出した結果をグラフにしたものです。点線の○でかこったカテゴリーに注目していただきたいのですが、「ステップリレーションにある親」、なかでも「女性」が最も高い役割ストレインを抱えている、家族内で抱える負



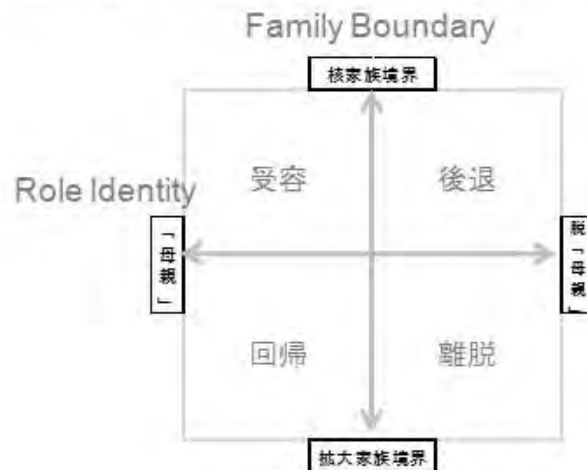
担感が大きいと感じている、という結果が出ています。さらに、「ステップリレーションにある親」の場合、「男性」と「女性」の役割ストレインの差に、他の家族類型よりも大きな開きがあるというのも特徴です。ただ、この「ステップリレーションにある親」で「女性」の立場にある人には、継母だけでなく実母も含まれています。なので、厳密には継母だけではないのですが、他の家族のタイプと比較したときに、ステップリレーションにある実母・継母というのは、最も高い役割ストレインを抱えている、家族内で負担を感じている、ということが示されています。これは統計的にも有意な差が表れていました。

インタビュー調査から明らかになったこと——継母役割アイデンティティのマトリックス

こういったアンケート調査の結果をふまえて、私は、なぜ継母が非常に高い負担感を抱えているのか、役割モデルの無いなかで継母は継子とどういった関係を築いていくのかということをリサーチクエスションとして、継母に対するインタビュー調査を行ってきました。その際にふたつの概念に注目しています。ひとつは役割アイデンティティ **Role Identity**³（継母が継子に対してどういう存在と思っているのか、どういう役割だと考えているのか）、もうひとつは家族境界 **Family Boundary**⁴（家族の範囲、特に継子や別居の実母をどのような存在と考えているのか）です。これらをどのように定義していくのか、その定義が変容するとしたらそれはなぜなのか、継母の役割アイデンティティ形成のプロセスからステップファミリーの家族形成を分析しています。

インタビュー調査にあたっては、これまでのべ 34 人の継母さんにご協力をいただきました。34 人のなかには、再インタビューにご協力をいただいた継母さんも含まれます。今日これから紹介するのはそのなかから 6 ケースの継母さんの語りです。インタビューさせていただいた 34 人の継母さんは、いずれも継子と同居しているという共通点があります。調査によって何が明らかになったかということを初めに示したいと思います。先ほど、役割アイデンティティと家族境界というふたつの概念を使って分析を進めていったと言いま

継母役割アイデンティティのマトリックス



したが、このふたつを軸として交差させて作ったマトリックス（上の図）で、私がインタビューしたデータを整理できると考えています⁵。

このマトリックスの横軸となる役割アイデンティティは、継母さん自身が継子の「母親」だというふうに感じているか、思っているかどうか（「母親」アイデンティティ）、あるいは母親とは異なる、別の何者かと感じているのか（脱「母親」アイデンティティ）。そして縦軸となる家族境界は、夫婦とその子からなる核家族境界を保持しているのか、それともそこにこだわらず比較的柔軟な家族境界を設定しているのか。この2軸を組み合わせでできる4つのタイプ（受容、後退、離脱、回帰）を用いて、それぞれの事例を整理したのが次のスライド（次ページ図）です。そして継母がもつ役割アイデンティティが変化していくパターンを5つ（①「受容」⇒「後退」、②「受容」⇒「後退」⇒「離脱」、③「離脱」（変化なし）、④「離脱」⇒「後退」、⑤「離脱」⇒「回帰」）見出しました。

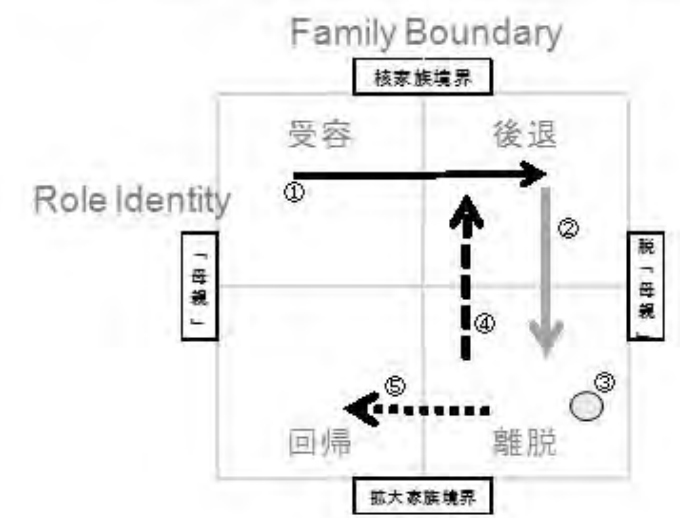
母親からの後退 — パターン①「受容」⇒「後退」

ここからは役割アイデンティティの変容パターン順に説明させていただきます。報告時間の都合上、特にパターン①、パターン②、パターン③を中心にお話させていただきます。

ひとつめの変容パターンは、「受容」から「後退」へと変化するパターンです。「受容」というタイプは、継母が継子の母親代わりとなり、自分たちのステップファミリーが初婚のような核家族になったと思い込む。先ほど野沢先生がおっしゃったスクラップ&ビルド型に当てはまるものです。私は継親の立場からみた家族形成のタイプをいくつか分類しようとしているのですが、継親がいなくなった実親の代役となることによって初婚のような核家族を再現していくような家族形成のあり方を「代替家族モデル」と呼んでいます⁶。

継母が「母親」アイデンティティを構築していくきっかけとなるのが、夫や継子の祖母から向けられる非常に強い母親役割期待です。その期待の中身というのも、家事や育児をこなすというだけでなく、継子に愛情をかけかわいがって欲しいというような、非常に

継母役割アイデンティティの変化



情緒的な側面が強調された役割を期待される。そういった期待を受容するかたちで、継母さん自身も積極的に、いいお母さんと認められなくては、という思いを強めていく。インタビューさせていただいた継母さんのなかに、結婚するまでキャリアウーマンとしてバリバリと仕事をされていたというような方もいたのですが、結婚と同時に母親にならなきゃということで、結婚を機に仕事を辞めて主婦業・母親業に専念するという方も多く見られました。とくに結婚初期段階には、そういったかたちで、仕事を辞め母親になろうと家事・育児に専念していくというケースが多いようです。

けれども、ステップファミリー生活がスタートしてから、継子のしつけ・教育というものをめぐって、継母子間で衝突が起こってくる。(スライドに) 事例をあげましたが、かいつまんで説明させていただきます。既に継母さんが結婚した時点で、継子はある程度成長しているわけです。継子はすでに生活のルールであるとか生活習慣をある程度身につけている。それを継母の方針でもってしつけ直していくということが行われていくわけです。継子からすれば、それまでに身につけてきた生活習慣を、継母によって直されることになる。それに強い反発心を抱くようになる。徐々に継母子関係が悪化してしまうということがあります。「母親でもないくせに」と言われた継母さんもありましたが、いい母親になろうとするあまりに、厳しくなるしつけや母親としての振る舞いを継子が受け入れてくれない。継子からの反発や反抗的な態度は、母親として認めてくれていないがゆえのものと感じられる。そうなると、母親になろうと思っていた、すなわち継母の「母親」アイデンティティが大きく揺らがされていく。にもかかわらず、夫からは変わらず母親になって欲しいというような役割を期待され続けていると、子育ての悩みを夫に相談出来ない。それでストレスを徐々に強めていってしまう。

例えば A さん（結婚 3 年 4 ヶ月、継娘 10 歳、現夫婦の女子 2 歳・第 1 回インタビュー

時)のように、夫と結婚するまでに子育ての経験がない初婚の継母さんの場合には、初めて実子を出産するという出来事が、この「母親」アイデンティティを大きく変容させていくきっかけになっていました。それは、実子を初めて出産して子育てを経験していくなかで、実子に対して感じられる愛情が、継子には感じられない・・・というように、実子と継子を差別化していく。そういったなかで、「やっぱり自分は継子の母親じゃない。母親にはなれない・・・。」と、アイデンティティを変容させていく。Aさん自身は、継子に対して「母親ではなくて、同居人だ」とアイデンティティを変容させていく。母親となって初婚のような核家族を目指していたAさんの家族境界も変化し、Aさん夫妻とAさんが出産した現夫婦間の女の子のみの核家族メンバーが含まれ、継子は家族境界のなかから排除されていく。このような役割アイデンティティと家族境界のタイプを「後退」としています。

(私がインタビューしたなかですけれども)結婚初期段階におけるほとんどの継母さんが、こういった「受容」から「後退」へというようなアイデンティティの変化を経験していました。

母親からの離脱 ― パターン②「受容」⇒「後退」⇒「離脱」

さらにその後、継母子関係が大きく転換していくのがこのパターン②です。「受容」から「後退」、そして「離脱」へと変化するパターンです。「離脱」というのは、別居の実母が「母親」であって、継母は「母親以外の存在」としてアイデンティティ形成する。つまり、子どもとひと組の両親(夫妻)という核家族境界に固執せず、実母の存在も当然視して緩やかに家族境界を設定し、継母は母親ではない存在として脱「母親」アイデンティティを形成することができるようになる。

Aさん(結婚8年4ヶ月、継娘15歳、現夫婦の女子7歳・第2回インタビュー時)のケースでは、実母の話題あるいは実母の存在というのが、家族のなかには「いないもの／いなかったもの」というふうに隠されてしまう、隠れた存在になっていた。Aさんのステップファミリーのなかで、実母のことはいっさい語らない、ずっと語れない状況にあったそうです。これを、「ステップファミリーのタブー」だと(スライドに)書きましたが、Aさんの夫は「家族のなかに母親はAさんひとりだけ」と考えている。けれども、Aさん自身は「母親的なポジションにあるのは自分だけではない」と考えている。家族モデルが夫婦間でズレているわけです。そういう状況のなかで、Aさんが自分は継子にとって「ただの同居人」だと言っていた、脱「母親」アイデンティティをどのように変容させていくのか、ということなんですけれども。さらに変容させていくきっかけとなったのは、成長した継子、この時点で継子さんは15歳になっていましたけれども、継子との関わり合いのなかで、継子からの役割期待をくみとり、アイデンティティを変容させていくわけです。

たとえば、Aさんの実子に対する振る舞いをみて、「私が子どものときには、そんなふうに優しくしてくれなかったじゃない、そんなことしてくれなかった・・・」と、継子がAさんに対して気持ちをぶつけてくるようになった。そうやって初めてAさんが、「あの子(継

子) のときにはしてあげられなかったことがたくさんあったんだ。(継子から) 言われてみて改めて気づいて、そういう風にやってあげればよかったって、反省点が今すごく出てきた」と(言っていた)。そして継子に謝罪した。『ゴメンね』と謝った」ということもありました。

このことはAさんにとってとても重要な出来事になっていて、というのも、継子が気持ちをぶつけてくる、そういうやり取り・ぶつかり合いを繰り返すなかで、実は継子が自分(Aさん)に「母親」を求めているというような、継子からの役割期待を初めて認知した出来事であったわけです。けれども、Aさん自身は「母親」は離れて暮らす実母であるから、「母親」を目指すことはしない。自分にとって実現することができそうで、自分たちの関係にとって適当な、「友達のような親子」を目指していきたいというように、自ら選択した役割アイデンティティへと変容させていくのです。

意図的に母親以外の存在になろうとする継母 ― パターン③「離脱」



Aさんのように、成長した継子との相互交渉を通じて、だんだんと「離脱」タイプの脱「母親」アイデンティティを獲得していく、というケースもあったんですが、一方で結婚初期段階からこういった脱「母親」アイデンティティをすでに獲得していて、そうであるがゆえに、比較的継子との関係も安定しているというケースもありました。それがパターン③です。

このパターンは継母の役割アイデンティティが変化しないという特徴があり、非常に家族間で合意形成、継母がこういった存在なのかということに対する合意の程度が高いとみています。結婚8年目になるCさん(継息子17歳、継娘15歳)の場合でしたら、とてもまれなことですが、継子の実母の話題、実母の存在を家族のなかで隠すことはしない。一切交流のない実母を探して会いに行きたいか、何年も前に別れたきりの実母のどんなことを覚えているかといった話題を、継子との間で非常にオープンに話し合うというようなことを繰り返してきている。自分たちにとっての実母の位置づけ、実母との関係性をはっきりさせているわけです。Cさんのステップファミリーでは、実母というのは、たとえ交流がなかったとしても、未だに存在し続けている、家族的関係が継続している。家族の境界線は、夫妻と継子だけという核家族に固執していない。だからCさんが実母と「母親」のポジションを競い合うということにもならない。継子の「母親」は実母であって、Cさん自身は(継子たちの)「一番近くにいる大人」だとして、「母親」アイデンティティからも意図的に距離を置いているのです。

日本の場合は、別居実母との交流というのが非常に少ない。私がインタビューしたなかでも4ケースしかいなかったんですが、その4ケースのうちのひとりがDさん(結婚7年、

継息子 14 歳、実息子 15 歳、実娘 12 歳）です。D さんの場合は、実母との交流が継続しているために、その存在は初めからはっきりしている。実母は定期的で頻繁な交流を通じて継息子の成長に深く関与していて、継息子の部活動や運動会などの学校行事にも、別々でだけでも実母も継母も参加する。離れて暮らしている実母を含めた家族形成というものがみられているわけです。だから、同居しているあいだは「責任を持って面倒をみる保護者」であって、「母親」は実母だと D さんは考えている。

D さんは夫妻双方が子連れで再婚したステップファミリーなんですけれども、お互いに別居実親との関係が継続しているというケースです。C さんと同じように、別居実父や別居実母の存在を隠さず、継子にとって今でも（離婚・再婚後も）重要な存在としてあり続けると認識し、むしろその関係が継続していけるように尊重（サポート）しようとしている。C さんと D さんに共通するのは、継子が実母を失った喪失感と実母への思慕を抱えていることを察知しているがゆえに、あえて「母親」のポジションを奪わず、「母親以外の存在」としてのアイデンティティを選択的に形成していった。実母か継母のどちらかひとりを継子の母親と限定しようとする「代替家族モデル」とは違って、「離脱」のケースにみられるような、継母と実母が継子の成長に関わり子育ての役割を分担するような家族形成のタイプを「継続家族モデル」と呼んでいます。

母親のポジションを競合しあう実母と継母 ― パターン④「離脱」⇒「後退」

継子が離れて暮らす実母と交流を継続していた場合、別居実母と同居継母のあいだで、継子のしつけや教育をする役割・責任の分担というのがうまくいかないと、どちらがよい「母親」かをめぐって実母と競い合わなくてはならず、アイデンティティが揺らいでしまうというケースもありました。乱れた生活習慣を正そうとする継母のしつけは厳しいが、実母はうるさいことは言わずに何でも許してくれる。だから、継子は実父や継母に対する反発心を抱えて家出をし、実母の家に引っ越してしまう。このような継子の行動は、たとえ継母が脱「母親」アイデンティティをもっていたとしてもこれを傷つけ、深刻な自己否定に陥らせ、継母は家族境界から継子を排除せざるをえなくなるケースもありました。

家族のなかにふたりの母親がいる ― パターン⑤「離脱」⇒「回帰」

最後のパターン⑤ですけれども、「離脱」→「回帰」というパターンです。E さんの事例を挙げていますが、E さん（結婚 6 年 4 ヶ月、継息子 23 歳、継息子 20 歳、実娘 24 歳、実息子 21 歳）は子どもが 10 代、中高生と少し大きくなってから夫妻がお互いに子連れ同士で再婚したステップファミリーの継母さんです。子どもがちょっと大きくなっているの、生活習慣のルールなどを子どもたちにも参加させるようなかたちで家族会議を何回も開いて、お小遣いの額やテレビ視聴時間などひとつひとつ生活のなかの決まりごと、生活習慣のルールをステップファミリーの家族メンバー全員で相談して決めていったそうです。年中行事や長期休暇中の家族旅行なんかも必ず開催して、現在のステップファミリーとし

ての共有経験を積み重ね、現在のステップファミリーの家族メンバーに連帯感・所属感を作り出していった。

Eさんは結婚当初には脱「母親」アイデンティティをもっていたのですが、かつ、実母の存在も家族境界から完全に排除しているというような境界の設定の仕方ではなかったんですけれども、継子からの母親役割期待というものも受容して、ふたりの母親が存在する家族のなかで「もうひとりの母親」という役割アイデンティティを持つパターンです。

ストレスへの対処戦略としての役割アイデンティティの変容

まとめに入ります。いくつかのパターンを比較して見えてきたのは、継母の役割アイデンティティには、「母親」か「意地悪なまま母」かというだけではない、多様性があるということ。もうひとつは、再調査インタビューを行って5、6年後、継母の経験がどのように変化したのか、家族関係がどういうふうに変化したと感じているのかを尋ねたわけなんですけど、時間の経過によってアイデンティティや家族境界が変化している、可変性があるということもわかりました。最後に、継母の役割アイデンティティに多様性があるとか、変化していくということに、どんな意味があるのかを考えてみたいと思います。

冒頭で継母に適当な役割モデルがないと言いましたが、役割モデルがないからこそ、ステップファミリーのメンバー間で継母に対する役割期待や理想とする家族モデルにズレが生じてしまう。そしてそのことが、ステップファミリーの家族形成の難しさに関わってくるわけです。夫から期待される母親役割を引き受け、継母は「母親」としてふるまおうとするけれども、継子からは拒否されてしまう・・・といった役割期待のズレが、継母に葛藤やストレスを引き起こす要因となっています。継母は「同居人」とか「保護者」、「友だち」などへと役割アイデンティティを変容させることによって、そのズレに対処しようとする。役割アイデンティティの変容とは、夫や継子からの役割期待を認知し、それを受け入れたりあるいは否定したり、状況に応じて柔軟に変更させながら、それぞれのステップファミリーのなかで、継母自身にとって最適のアイデンティティを探索していくプロセスであるわけです。そういった意味で、継母の役割アイデンティティは、ステップファミリーメンバーとの相互交渉のなかで作られ出されるものといえます。

その役割アイデンティティ形成のプロセスからは、「母親」アイデンティティと核家族境界を設定する、これを私は初婚の核家族を再現した「代替モデル」と呼んでいるんですけれども。そういったところから、核家族に固執せず複数の親の存在を包括した家族境界を設定し、「母親」アイデンティティから距離をとっていく、これを「継続モデル」と呼んでいます。しかし、「代替モデル」から「継続モデル」へのシフトというのが見られるのではないかと思います。「継続モデル」を安定させていくためには、家族間の合意形成が重要となりますが、その家族間の合意形成を阻むのは、実母の話題・実母の存在をタブー視する、隠れた存在にしてしまうこと。実母をタブー視するというのは、母親は家族のなかでひとりだけ、ふたり以上いるというのとはあり得ないという、一対性の親子規範に支えられた「代

替モデル」を象徴しているからです。継子にしても、誰が自分の母親なのか？ 実母はもう母親ではないのか？という曖昧な状況を引きずったままでは、継子は継母をどのように受け入れたらよいのか困惑してしまいます。そうすると継母が役割アイデンティティを形成していくための（継子との）相互交渉を開始できない障害となってしまう。ただ同時に、別居実親のことを子どもに伝えるべきか、伝えるとしてもどのように伝えればよいかという問題も同時に孕む非常にデリケートな問題です。

継母のストレスの背景を探っていくと、伝統的な家族規範、つまり初婚の核家族モデルの根強さが浮かび上がってきます。家族が多様化していると言われていますが、「（「受容」タイプで見られたように）ステップファミリーの家族形成でモデルとされるのは初婚の核家族であり、性別役割分業と母性愛規範にもとづく母親役割を継母は求められる。そういったなかで、伝統的な（初婚の）核家族モデルを乗り越えて、独創的に自分たちの家族をつくっていくというのはとても困難な挑戦ですし、当事者の努力だけに委ねられるものではありません。このような家族モデルの根強さは、単独親権制という日本の現行法制度と無関係ではありません。現行の法制度や家族規範が、ステップファミリーのような多様な家族の実態とのあいだにどのようなジレンマを生じさせているのか、そして多様な家族を許容する社会のあり方とは何なのか、ステップファミリーの挑戦は私たちにこのような課題を投げかけています。私はこの課題に今後も挑戦し続けていきたいと思っています。

注

- 1 Nielsen, L., 1999, "Stepmothers: Why So Much Stress? : A Review of the Research," *Journal of Divorce & Remarriage*, 30(1/2), 115-148.
- 2 西村純子（2001）「家族構造と家族生活ストレイン——ひとり親、ふたり親、ステップ・リレーション」 渡辺秀樹編『現代日本の親子関係』家族生活についての全国調査（NFR98）報告書 2-2, 日本家族社会学会全国家族調査（NFR）研究会.
- 3 McCall, G. J., & J. L. Simmons, 1978, *Identities and Interactions: An Examination of Human Associations in Everyday Life* [Rev. ed.], Free Press および Thoits, P. A., 1999, "Self, Identity, Stress, and Mental Health," Carol S. Aneshensel & Jo C. Phelan, [Eds.], *Handbook of the Sociology of Mental Health* (pp. 345-368), Kluwer Academic/Plenum Publishers.
- 4 Boss, P., 1999, *Ambiguous Loss: Learning to Live with Unresolved Grief*, Harvard University Press, (=2004, 南山浩二訳, 『「さよなら」のない別れ 別れのない「さよなら」——曖昧な喪失』, 学文社) および Boss, P., 2002, *Family Stress Management: A Contextual Approach* [Second ed.], Sage.
- 5 菊地真理, 2009, 『ステップファミリーにおける家族形成と対処支援の研究——継母のストレス対処過程のメカニズム』奈良女子大学大学院人間文化研究科博士論文.
- 6 菊地真理, 2009, 「再婚後の家族関係」, 野々山久也編著, 『論点ハンドブック 家族社会学』世界思想社

5. 日本のステップファミリーをめぐる法制度の現状と課題

An Overview of the Legal Systems Regarding Stepfamilies in Japan

早野俊明（白鷗大学）

Toshiaki Hayano (Hakuoh University)

ステップファミリーとは

ステップファミリーをめぐる法律上の問題として、どのような問題があるのか、その問題に対し法あるいは裁判所はどのように応えているのか、また、法または裁判所の対応のほかにどのような考え方があるのかということを紹介し、最後に今後のステップファミリーをめぐる法制度のあり方について私見を述べたいと思います。



このように限定いたします。

まず、ステップファミリーの定義についてですが、本報告では、「親の再婚によって子どもと親の配偶者との間に、継親子関係が生じた家族」とし、再婚を法律婚、子どもを未成年者に、原則として継親子関係に養子縁組がない場合に限定し、とくに継親子の法律関係に注目し説明していきたいと思います。ステップファミリーの定義については、社会学等からの定義からすると狭いのですが¹、法律関係が複雑になり説明が煩雑となりますので²、

現行民法の基本的立場

結局、「継親子関係を含んだ再婚家族」をステップファミリーと定義づけますが、このステップファミリーについて、親子関係を規律する日本民法は、何も規定しておりません。しかし、父母が協議離婚をする場合に、子の監護について必要な事項を協議して定め（民法 766 条）、父母の一方を親権者と定めなければならない（同 819 条）として、民法は子連れ離婚を認めていることになり、また、女性は離婚後 6 ヶ月を経過しなければ再婚できない（同 733 条）と定めていますので、子連れ再婚の可能性を予定していることになります。このように日本民法は、継親子関係の存在についてはステップファミリーの存在を容認していることになります。

しかし一方で、現在の民法は、法律上の親子関係について、法定親子関係、現在では養親子関係ということになりますが、この養親子関係のほかに、血縁的（生物学的、遺伝的）な親子関係が存在することによって成立するとされています。そして法律上の親子関係が成立すると、親権・監護権、扶養（養育）義務、相続権等の法律上の効果が包括的に発生するという法形式を採っています。したがって、継親子関係においては、社会的には実親

子と同様の関係にあり、扶養・監護教育など緊密な親子としての生活実態があっても、養子縁組の届出や審判がない限り、血縁関係がありませんので法律上の親子関係ではなく、親権・監護権、扶養（養育）義務、相続権等といった法律上の親子関係から発生する権利義務関係は、原則、発生しないということになります。継親子関係は、法律上、赤の他人同士といってよいのかも知れません。

ステップファミリーをめぐる法状況と課題

次に、ステップファミリーをめぐる法状況について説明し、また、その問題点を指摘していきます。まず、養子縁組³とくに普通養子縁組（以下、「養子縁組」とします）についてです。前述しましたように、継親子間には法律上の親子関係がありませんから、法律上の親子関係が成立することで発生する親権・監護権、扶養（養育）義務、相続権等の法律上の効果（権利義務関係）は発生しません。継親子関係において、法律上の親子としての効果を発生させようとするならば、すなわち、法律上の親子関係を成立させようとするならば、現在の法制度では養子縁組によるしかありません。日本の場合、養子縁組の中でも継子の養子縁組を成立させるための要件は緩く、未成年養子縁組のほとんどを占めているといわれています。民法は、継親子が事実上の親子的生活関係を形成することが少なくないため、これを法律上の親子関係に転化させやすくしているといっています。例えば、未成年者を養子とする場合に必要とされる家庭裁判所の許可は、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」には免除されます（民法 798 条ただし書）。また、15 歳未満の子を養子とする場合には、その法定代理人が代わって承諾をしなければならないのですが（同 797 条 1 項）、代わって承諾（代諾）をする法定代理人のほかに、養子となる者の監護すべき者（監護者）と定められた父母がいるときには、法定代理人が代諾をするにつき監護者である父母の同意を得なければならないと定められています（同 797 条 2 項）。日本では、母親が親権者すなわち法定代理人となって子を連れて離婚するケースが多く、また、親権者のほかに監護者を定めることが少ないことから、監護者の同意を得なければならない場合は少なく、親権者である法定代理人だけの承諾によって養子縁組がなされることがほとんどです。したがって、母親が親権者となって 15 歳未満の子を連れて離婚し再婚したような場合、再婚相手（継親）と継子との間で養子縁組をするときには、母親の承諾だけで養子縁組ができることとなり、親権者でも監護者でもない別居している父親の関与がなくとも養子縁組ができるということになります。父親の知らないうちに自分の子が他人（継親）の子どもになってしまうという状況が多いということになります。このように、継親と継子の養子縁組は容易にすることができます。

しかし、一方で、このような現在の法律のあり方は必ずしも子の利益を図るものではなく、子のもう一方の別居している実親の権利をあまりに蔑ろにするものではないかとの批

判があります。配偶者の未成年の子を養子とする場合には家庭裁判所の許可を要しないと
する民法 798 条ただし書きの趣旨については、配偶者の子を養子とする場合にはおよそ養
子の福祉を害することはありえないとの判断に基づくとされていますが、この判断がすべ
ての場合に妥当するとは限らないとして、家庭裁判所の許可をすべての未成年養子の場合
に及ぼすべきである⁴とか、あるいは、法定代理人のほかに監護者がいる場合にはその同
意を得なければならないとする民法 797 条 2 項については、離婚後に親権者である父母の
一方がその再婚配偶者との継子養子縁組を代諾する場合には父母の他方がこれをチェック
できることを認める必要があるとして、監護者が実際に監護していない場合や親権者でな
い場合でも縁組同意権を認めるべきである、すなわち、父母であれば監護者・親権者でな
くともその者の同意を必要とすべきである⁵との議論が有力に主張されています。おそらく
将来そのような方向で立法作業が進むと思われますし、そういうことになれば、将来、継
親と継子との養子縁組が現在よりも難しくなってくるだろうと想像されます。

もともと、今までの話は、継親子関係を養親子関係に取り込むこと、すなわち、養子縁
組によって継親と継子との間に法律上の親子関係を成立させることが子の利益となりその



家族に安定性をもたらすであろうとの前提
での話ですが、そもそもその前提が適切な
のかどうか、養子縁組をすることが果たし
ていつでも子の利益となるのかどうか、家
族に安定性がもたらされることになるのか
どうかを考えなければならないと思います。
この点につきましては、また後で触れたい
と思います。

第 2 に、継子の養育費についてです。継親は継子に対し扶養義務を負うのかどうか、別
の言い方をすれば、継親は継子の養育費を負担すべきなのかどうかということです。婚姻
生活のために必要な費用、これを法律用語では「婚姻費用」（同 760 条）といいます
が、例えば、衣食住の費用・交際費・医療費等のほか、子の養育費・教育費等を指すの
ですが、この中に継子の養育費が含まれるのかどうかという問題です。この「子」を「
(夫婦) 共通の子」と限定する見解もあり、それによれば、継子の養育費の問題は、
本来扶養法のレベルの問題であり、継親子間において扶養義務が課されるのは、
特別な事情がある場合に家庭裁判所の審判があるときに限られるから（同 877 条 2 項）、
婚姻し共同生活をしているという理由だけで、継子の養育費を婚姻費用の中に含める
のは、扶養法の原則を変更するものである⁶と批判します。しかし、他方で、継子が
その夫婦を中心とする家族共同体の一員となることは社会的に相応な生活形態であり、
かつ婚姻費用分担は扶養義務と直結するものではない⁷との理由から、あるいは、双方
の協力で継子を養育する合意があった以

上、夫婦の一方がその養育責任を放棄して他方にのみ責任を委ねることが許されてよいわけではない⁸との理由から、婚姻費用の中に継子の養育費を含める見解もあり、この見解に立つ裁判例もあります⁹。

第3に、親権・監護権についてです。親権とは、子に対する監護教育権・居所指定権・懲戒権・職業許可権など子の世話や教育をしたり、しつけをしたりする権限、これを身上監護権といいます。これと、子の財産を管理したり、子に代わって契約などの法律行為をする権限、これを財産管理権といいます。この2つから成ります。監護権は一般に前者の身上監護権を指します。前述しましたように、継親子関係にあっては、養子縁組がない限り法律上の親子関係が成立しませんので、継親は継子に対する親権・監護権を原則持ちません。社会的には実親子同様の関係にあり、緊密な親子としての生活実態があったとしてもそうです。果たしてこれでよいのか、議論の余地が十分にあります。また、監護権については、婚姻関係が別居または離婚に至った場合に、民法766条¹⁰に基づいて継親を含めた第三者を（ちなみに継親は父母以外の者として法律上「第三者」とされている点にも注目する必要があります）監護者とすることができるのかどうか、また、継親を含めた第三者が同条の監護者指定の申立権を有するのかどうかといった法律上の争点があります。前者の問題については、継子の実親が監護不能や監護不適切な場合もあり、父母以外の第三者を監護者と定めて子の実質的保護をはかる必要があるとして、また、民法766条での監護者は父母の協議または家庭裁判所の審判がなければ変更・終了が許されず、子のために安定した監護養育関係を形成できるメリットがある¹¹などとして、第三者も監護者になれるというのが通説および実務です。養護施設や祖父母等を監護者とする裁判例¹²がありますが、継親を監護者とする公表裁判例は現在のところありません。後者の問題については、裁判所・学説の見解は対立しています。継親を含めた第三者からの申立てを認めることは民法766条の文言からは無理があること、親権者や監護者に対する第三者からの不当な干渉となりうる余地があることを理由に第三者の申立権を否定するもの¹³と、民法766条は育ての親としての最適任者を選任したりする積極的な権限を家庭裁判所に付与した趣旨の規定であるとの理由から、あるいは、第三者からも申立権を認めないとすれば、法規が欠落していることによる不利益を結果的に子に及ぼすことにもなり、子の福祉の実現が形式的資格や権限の有無によって阻まれるという不幸な事態ともなりかねないとの理由から、第三者からの申立権を肯定するもの¹⁴とに分かれます。一審の家庭裁判所は肯定、二審の高等裁判所は否定する傾向にあります。一般に、自分を監護者にしてもらいたいということで申立てをすることが多いのですから、継親を含めた第三者も監護者になれるとしながら、監護者指定の申立権者になれないとするならば、第三者は監護者になれないとすることに等しいと思います。継親を含めた第三者にも申立権を認めるべきだと考えます。もっとも、どのような場合に申立権を認めるべきかについては検討の余地があります。

第4に、面会交流についてです。面会交流とは、一般に、離婚後、親権者または監護者とならなかった親が、子と会って一緒に時間を過ごしたり、手紙や電話で交流をもつことをいいます。面会交流についてもステップファミリーをめぐり2つの法律上の問題があります。1つは、継子の別居している実親（非親権者・非監護者）が、その子に対して面会交流を求めてきたときに、「新たに形成された再婚家庭における安定性」という要素を面会交流の可否にあたり考慮すべきかどうかという点です。この点については、a．面会交流の障害事由に当たらないとするもの¹⁵、b．まずは新しい家庭の安定、新しい家庭に子が馴染むことを優先すべきとするもの¹⁶、c．子の現在の安定した家庭を尊重しつつ、実親との面会交流の可能性を探る姿勢を失ってはならないとするもの¹⁷、の3つの考え方があります。裁判例は基本的にb説に立ち¹⁸、原則として非親権者（非監護者）からの面会交流を認めないという傾向にあります。b説・c説に対し、a説からは、子は現実に監護している親との関係とそうでない親との関係を個別に持つことができるのであり、また、再婚相手に気兼ねして別れた夫（妻）に会いたくないとか、子を動揺させたくないといった程度で面会交流が制限されることになり妥当ではない¹⁹といった批判がなされています。もう1つは、監護権の場合と同様に、婚姻関係が別居または離婚に至った場合に、継親を含めた第三者は民法766条に基づいて面会交流を申し立てることができるのか、また、第三者の面会交流は認められるのかどうかという点です。この点につき、第三者の面会交流に関する規定がないことからいずれも否定する見解と、第三者にも子の利益となる限りいずれも認めるべきであるとして肯定する見解に分かれています²⁰。継親からの面会交流の申立てにつき、公表された裁判例は一件ありますが、血縁関係がないことを理由に面会交流を認めませんでした²¹。もっとも、この裁判例は古いものですので、現在も、同じ理由づけで同じ判断が下されることはないと思います。

展望（法制度のあり方）

以上、継親子の法律関係・法的地位について説明してきました。この法律上の関係・地位を一言で述べれば、「曖昧」の一言に尽きると思います。一方で、継親子関係・ステップファミリーの存在を容認しながら、他方で、その法的地位については法律に明確に規定することをせず、すべて解釈に委ね、そしてその解釈も多様です。ステップファミリーをめぐる法制度はまさに「不完全な制度」です。

このような法制度のあり方に対しては、前述しましたように、継親子関係を養親子関係に取り込む、すなわち、継親と継子が養子縁組をすることで法律上の親子として地位を包括的に与えるという方法が考えられます。養子縁組によって継親子間の権利義務関係を明確にするということです。しかし、養子縁組が果たしていつでも子の利益となるのか、家族に安定性をもたらすことになるのかは慎重に検討されなければならないように思います。

養子縁組後離婚問題を生ずる場合には、同時に養親子関係も解消されることが多く、その意味で養親子関係は婚姻関係に従属しており、養子縁組による継子のステップファミリーへの適応を困難なものとしているとの指摘もあります²²。また、前述しましたように、現行養子縁組制度は相続権を含めた実親子と同様の法律効果を包括的に発生させることから、それゆえに養子縁組に躊躇している継親子関係が存在しているという現実にも注目しなければなりません²³。継親子関係の親子としての生活関係に鑑みれば、法律効果は必ずしも百である必要もなく、また、ゼロとすることもバランスを欠いているように思います。したがって、法律上の親子関係の成立をもって包括的な親子としての法律効果を付与する現行法のほかに、継親子関係にあっては、その実態ないし実質的關係に着目して当該関係を実親子に準ずる関係として法的効果を個別に付与する新たな立法の可能性を模索する必要があるように思います。時間がきました。ご清聴ありがとうございました。

注

- 1 全米ステップファミリー協会の創設者ヴィッシャー夫妻の定義によれば、ステップファミリーとは、「一對の成人男女が共に暮らしていて、少なくともどちらか一方に、前の結婚でもうけた子どもがいる家族」(エミリー&ジョン・ヴィッシャー『ステップファミリー』[原題 How to Win as a Stepfamilies] 春名ひろこ監修＝高橋朋子翻訳[WAVE 出版、2001 年] 16 頁)とされ、現在および過去のカップル関係が事実婚や同棲関係である場合や現在のカップルが同性同士である場合、また以前のカップル関係に生まれた子どもとその親とが同居している場合だけでなく別居している場合など、現代の多様な家族状況を幅広く含めようと意図した定義であるとされる(野沢慎司「ステップファミリーとはどのような家族なのか—アメリカとの比較を軸として」生活経済政策 124 号[2007 年] 10 頁)。
- 2 本報告以外のステップファミリーの法律関係については、野沢慎司＝茨木尚子＝早野俊明＝SAJ 編著『Q&A ステップファミリーの基礎知識—子連れ再婚家族とその支援者のために』(明石書店、2006 年) 42 頁以下を参照。
- 3 日本の養子縁組には、普通養子縁組のほかに特別養子縁組がある。両養子縁組制度の内容については、野沢＝茨木＝早野＝SAJ・前掲注(2) 218 頁以下を参照。
- 4 山本正憲『先例判例 養子法』(日本加除出版、1996 年) 73 頁。
- 5 石川稔「監護者または非親権者たる父母の同意を得ない代諾養子縁組の効力」沼邊愛一＝太田武男＝久貴忠彦編『家事審判事件の研究(1)』(一粒社、1988 年) 216 頁、223 頁。
- 6 松川正毅「婚姻費用と再婚家族の連れ子」判例タイムズ 1100 号(2002 年) 43 頁など。
- 7 島津一郎『基本法コンメンタル親族[第三版]』[深谷松男](日本評論社、1989 年) 60 頁。
- 8 青山道夫＝有地亨編『新版 注釈民法(21) 親族(1)』[伊藤昌司・松嶋道夫](有斐閣、1989 年) 432 頁。
- 9 東京家審昭和 35 年 1 月 18 日家庭裁判月報 12 巻 5 号 153 頁、東京家審昭和 49 年 11 月 15 日家庭裁判月報 27 巻 10 号 55 頁など。
- 10 現行民法第 766 条は、「①父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。②子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。③前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。」と規定するが、同条は、「民法等の

一部を改正する法律」(平成 23 年 5 月 27 日成立、同年 6 月 3 日公布。本法は、児童福祉法に係る改正の一部を除き、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内〔平成 24 年 6 月 2 日までの間〕において政令で定める日から施行される。したがって、報告時には施行されていない。)によって、次のように改正される。「①父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父または母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。②前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、同項の事項を定める。③家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずるこいことができる。④前三項の規定によつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。」(下線部分が改正部分)

- 11 棚村政行「祖父母の監護権」判例タイムズ 1100 号(2002 年)148 頁。
- 12 養護施設を監護者に指定した広島家呉支審昭和 33 年 7 月 28 日家庭裁判月報 10 巻 9 号 91 頁、祖父を監護者と指定した大阪家審昭和 57 年 4 月 12 日家庭裁判月報 35 巻 8 号 118 頁、祖母を監護者に指定した福岡高決平成 14 年 9 月 13 日家庭裁判月報 55 巻 2 号 163 頁、金沢家七尾支審平成 17 年 3 月 11 日家庭裁判月報 57 巻 9 号 47 頁など。
- 13 元里親からの申立てにつき仙台高決平成 12 年 6 月 22 日家庭裁判月報 54 巻 5 号 125 頁、祖父母からの申立てにつき東京高決平成 20 年 1 月 30 日家庭裁判月報 60 巻 8 号 59 頁、島津一郎編『注釈民法(21)親族(2)』[神谷笑子](有斐閣、1980 年)157 頁など。
- 14 元里親からの申立てにつき山形家審平成 12 年 3 月 10 日家庭裁判月報 54 巻 5 号 139 頁、棚村・前掲注(11)149 頁、二宮周平「父母以外の者を子の監護者に指定することの可否」判例タイムズ 1119 号(2003 年)113 頁など。
- 15 二宮周平『家族法[第 3 版]』(新世社、2009 年)126 頁。
- 16 岡部喜代子＝三谷忠之『実務 家族法講義』(民事法研究会、2006 年)207 頁。
- 17 善元貞彦「面接交渉とその制限―事例分析を中心として」右近健男＝小田八重子＝辻朗編『家事事件の現況と課題』(判例タイムズ社、2006 年)165 頁。
- 18 東京高決昭和 40 年 12 月 8 日家庭裁判月報 18 巻 7 号 31 頁、大阪家審昭和 43 年 5 月 28 日家庭裁判月報 20 巻 10 号 68 頁、大阪高決昭和 43 年 12 月 24 日家庭裁判月報 21 巻 6 号 39 頁、横浜家審平成 8 年 4 月 30 日家庭裁判月報 49 巻 3 号 75 頁、京都家審平成 18 年 3 月 31 日家庭裁判月報 58 巻 11 号 62 頁など。
- 19 二宮周平「子の年齢、心身の成長状況と面接交渉の可否」判例タイムズ 940 号(1997 年)95 頁以下。
- 20 学説の整理については、棚村政行「祖父母の面接交渉」判例タイムズ 1100 号(2002 年)193 頁を参照。
- 21 東京家審昭和 49 年 11 月 15 日家庭裁判月報 27 巻 10 号 55 頁。
- 22 大村敦志「『再構成家族』に関する一考察」民事研修 500 号(1998 年)37 頁。
- 23 継子養子縁組を行わない理由を分析・検討したものとして、駒村絢子「継子養子縁組の一素描―養子縁組を行わないステップファミリー当事者による語りを紹介しながら―」法学政治学論究 91 号(2011 年)33 頁以下が参考となる。

6. 継親子間の養子縁組の締結をめぐる実情¹

— インタビュー調査の知見をもとに

Interviews with Parents and Stepparents on the Adoption of Stepchildren

駒村 絢子（慶應義塾大学大学院）

Ayako Komamura (Keio University)

「ステップファミリー実態調査」 — 法的検討の基礎資料を求めて



ステップファミリーで育つ子ども達をめぐる、法制度はどのようにあるべきか。法的な観点から子どもの利益を目指した検討を進めるためには、まず前提として、子ども達の実情を理解しなければならないのではないか。そのような考えの下、私は、SAJ さま（以下、敬称略とします）の協力を得て、「ステップファミリー実態調査」と称する調査を実施致しました。本調査は 2010 年 8 月～11 月に実施

したのですが、予備調査を同年 2 月に行う等、準備作業に長い時間をかけ、SAJ には、その間も含めて多大なご支援を頂きました。本稿では、SAJ へのお礼も兼ねて、その成果の一端についてご紹介します。

まず、本調査の概容ですが、調査回答者は、ステップファミリー（夫婦（事実婚含む）の一方または両方に以前の結婚（事実婚含む）で生まれた子どもがいるご家庭）のご夫婦の一方または双方とし、前婚でもうけた子の年齢、その子との同別居、及び、前婚の解消理由（離別か死別か）は問わないとしました。回答者募集に際しては、SAJ に加え女性・子ども支援団体の Wink さまにも協力を頂きました。その結果、全部で 46 名の方から、99 件の継親子関係を含む 46 世帯のステップファミリーに関する回答を頂きました。

調査方法は、筆記アンケート（郵送またはインターネット上の調査票回答）とインタビュー（電話または直接対面）の二部構成で行いました。特にインタビューでは、ステップファミリーにおける子の養育について、実親継親夫婦、及び、もう片方の実親の関わり方をうかがいました。質問事項が盛り沢山になってしまい、所要時間は平均約 1 時間 10 分にもわたりました。ご協力くださった回答者の皆さまには、心よりお礼申し上げます。

本調査の意義と限界

わが国では、ステップファミリーの法的側面に焦点を当てた調査は、従来ほとんどありませんでした²。本調査における回答者の語りは、これまで公に知られていなかったステップファミリーの法的実情を示す手がかりとして、非常に貴重な資料となります。現在、わが国の家族法（民法）をめぐるのは、法改正を目指した研究が活発に行われています。

検討対象となっている規定の中には、継親子関係に関わるものも含まれています。本調査の成果は、私自身の研究はもちろん、広く家族法研究全般における基礎資料としても意義のあるものになるのではないかと考えています。

ただし、本調査の成果の意義に関しては、回答者層（サンプリング）の偏り故に、限界もあるということをご承知おき頂かなければなりません。例えば、SAJ や Wink を通じて回答者を募集したということは、これら団体の支援サービスの利用経験がある回答者が多く含まれることを示唆します。また、回答者の性別について、男性（継父・実父）の回答者が 7 名に対して、女性（継母・実母）の回答者が 39 名と圧倒的に多い点も特徴的です。このように、本調査の成果として獲得されたデータは、決して我が国のステップファミリー一般の姿を正確に代表するものではないということ、ご理解の程をお願い致します。なお、本調査の回答者・対象ケースに関する基本的なデータは、次の表の通りです。

回答者・調査対象の基本データ

- 回答者数…全46名
男性 継父:延べ4名、 実父:延べ5名
女性 継母:延べ27名、 実母:延べ23名
- 回答者の年齢…27～65歳、平均41歳
- 回答者夫婦の結婚期間…10ヶ月～24年2ヶ月
- 子の年齢…3～37歳、平均14.8歳

※年齢・期間はいずれも調査当時のもの。
夫婦の結婚期間は、法律婚夫婦は届出時点、
事実婚夫婦は同居開始時点を起点とする。

継子養子縁組をめぐる制度及び議論状況

継親と子の間の法的関係は、早野報告で紹介されたように、継親子が養子縁組を結んでいるか否かによって大きく異なります。早野報告の繰り返しになりますが、わが国の現行民法上、「継親子」という法概念は存在しません。戦前のように、実親継親夫婦の結婚によって継親子が自動的に法的な親子になるということもありません³。継親

子は、たとえ実際には密接な監護養育関係を築いていても、法的には監護・扶養・相続に関する権利義務を生じないのが原則です。ただし、継親子は、養子縁組を結ぶことによって法的な親子（養親子）になることができます（民法 792 条～。以下、継親子間の養子縁組を指して「継子養子縁組」とします）。継子養子縁組を結ぶか否かは、当事者の意思に委ねられています。縁組の成立のためには、ごく簡単に言うと、子が 15 歳以上であれば、養親子となる継親子同士が縁組を意欲すること、子が 15 歳未満であれば、子にかわってその法定代理人—典型的には親権者—が縁組を承諾することが求められます（民法 797 条 1 項）。このような縁組を結ぼうという意思是「縁組意思」と呼ばれており、縁組意思の合致の下で縁組届出が行われ、届出が受理されることにより縁組は成立します。

この継子養子縁組に関する規定をめぐっては、家族法改正に関する研究においても関心が寄せられています。例えば、現行法上の継子養子縁組成立の仕組みは、大雑把に言ってしまうと、子が 15 歳未満の場合、子の親権者として監護にあたる実親とその配偶者である継親という夫婦二人が望みさえすれば、あとは縁組届出を行うだけで縁組が成立するというものです。そこで、このような緩やかな手続に対して、もう片方の実親や家庭裁判所のチェックを及ぼせることにより、縁組が本当に子の利益に適うか否かを検討するための

ワンステップを付け加えるべきではないか、ということが議論・検討されているのです⁴。

しかし、現在、継子養子縁組は原則として、継親子間に監護・扶養・相続等に関する権利義務を包括的に生じさせる唯一の手段であり、正確な実数の統計こそないものの、広く活用されていることが推測されています。故に、継子養子縁組の成立手続を改めるにしても、それが実際の当事者に及ぼし得る影響を意識しながら検討を進めるべきであり、その前提として、そもそも現行法上において、実際の当事者が継子養子縁組とどのように向き合っているかを理解することが必要であると思われます。

このような観点から、本実態調査においては、回答者の皆さまが、実際にどのようなプロセスを経て、継子養子縁組を結んだのか、或いは、逆に結んでいないという状況に至ったのか、という点を重点的に質問しました。本稿では、この点について回答者の皆さまの語りが示す多様な実情を眺めます(以下、回答者・当事者の皆さまの敬称等を省略します)。

調査データ ― 継子養子縁組の締結の有無

第一に、回答者のそれぞれの家庭では、実際に継子養子縁組を結んでいるのでしょうか。数字をまとめると、次のようになりました。

- ・継父子間で縁組を結んだケース・18世帯 27件 (全 27世帯 46件中)
- ・継母子間で縁組を結んだケース・12世帯 16件 (全 30世帯 53件中)

縁組を結んだ継親子は皆、縁組当時同居していました。これに対して、一度も同居した経験のない継親子はいずれも縁組を結んでおらず、そもそも縁組の締結を検討したことさえないとのことでした。そこで、以下、本稿で扱うケースは、縁組を結んだ／結んでいないケースのいずれについても、継親子が同居している、或いは同居した経験のあるケースに限定するものとします。

調査データ ― 縁組締結に関する検討及び届出の時期

次に、縁組を結ぶか否かを検討したり、縁組届出を行ったりといった作業は、どのようなタイミングで行われているのでしょうか。特に継親実親夫婦の婚姻の時期との関係で見ると、継父子ケースと継母子ケースとでは、そのタイミングが大きく異なることが推察されました。

まず、縁組締結に関する検討の時期ですが、継父子ケースでは、ほぼ全てのケースで、継父実母夫婦の婚姻届出に際して、縁組に関する何らかの検討を行っていました。そして、結果的に縁組を結んだケースでは、夫婦の婚姻届出と(ほぼ)同時に縁組届出も行ったケースが 16世帯 22件(全 18世帯 27件中)と圧倒的多数を占めていました。これに対して、継母子ケースは二つのタイプに大きく分かれていました。一つは、夫婦が共に前婚でもうけた子を連れて同居しているタイプです。このタイプでは、継父子間で夫婦の婚姻届出と(ほぼ)同時に縁組届出を行うことから、それと合わせて継母子間でも縁組届出を行うケースが目立ちました。対して、夫のみが前婚の子を連れて同居しているタイプでは、婚姻

届出時に縁組に関する検討を行うとは限らず、縁組を結んだ場合は婚姻届出から相当期間経過（3ヶ月～12年）後に縁組届出を行っていました。このように縁組締結や縁組に関する検討の時期は様々ですが、それは、各ケースがどのような考えの下で養子縁組を結んだのかという問題と密接に関わっています。詳細は後述します。

また、縁組を結んだケースにおける縁組時点の子の年齢を見ると、子の成年後（20歳以上）に縁組届出を行ったケースが1世帯2件あった他は、全て未成年養子でした。また、未成年養子の中でも、子が自身の意思で縁組できる年齢である15歳以上の時点で縁組を結んだケースが4世帯5件あった他は、全て15歳未満のケースでした。

調査データ ― 縁組締結をめぐる判断・検討の主体

ここまで、縁組締結に関する検討や縁組届出の時期をケース単位で確認しました。次に、ケース単位よりも詳細に、各ケースを構成するメンバーがそれぞれ縁組締結をめぐる作業にどのように関わっていたかを見て参ります。継子養子縁組と実質的な関わりを持つ主なメンバーとしては、子自身、継親、実の両親が浮上します。ただし法的には、先程見たとおり全員の賛成が必要という訳ではありません。本調査の聴き取り対象は基本的に継親実親夫婦の一方のみであった（夫婦そろっての参加は3組でした）ことから、メンバー全員の関わり方を正確に把握するには限界があったものの、回答者の語りからは次のような傾向が推察されました。

第一に、縁組締結を検討したことがあるというケースの大多数は、継親実親夫婦間で何らかの話し合いを行っていました。具体的には、まず妻側が書籍やインターネットを通じて養子縁組に関する情報を収集し、それをもとに夫に相談するというパターンが目立っていたように思います。そして、結果として縁組を結んだケースでは、多少の温度差はあれ夫婦両方が縁組に賛成したのに対して、縁組を結んでいないケースでは、夫婦の一方は縁組を希望していたが他方が反対したというケースも幾つか見られました。

第二に、子自身の関わり方について、子の年齢が年長になる程、子自身の意見―特に縁組に反対する意見―が重視されていました。逆に、子が学齢期前～小学校低学年と幼いケースでは、子の意見確認をせずに大人達だけで判断するケースが目立ちました。ただし、特に継父子ケースの大多数では、縁組により子の氏が変わる点については子の意見を確認していました。また、法的な知識という点では、子の年齢にかかわらず、調査当時、子は自身の置かれている法的な立場を正確に理解していないというのが、多くの回答者が推測するところでした。

第三に、継親のパートナーでない方の実親、つまり別居実親については、縁組に関する意見確認を予め行ったケースは3世帯4件にすぎませんでした。他は全て意見確認を行わず、相当数のケースは事後報告さえ行っていないませんでした。意見確認を受けた3名の別居実親はいずれも父親で当時の子の親権者でした。つまり、実父母の離婚時に、母親が監護権者として子を引き取りながら、別居する父親が親権を持つという措置を取り決めていた

ものです。いずれのケースも最終的には親権者を父親から母親に変更した上で、母親が親権者として代諾することで縁組を結ぶに至っていました。しかし、この3名の父親のうち2名は当初養子縁組に反対し、縁組締結に至るまでに話し合いを重ねたということでした。なお、この2名は共に、単に親権者であっただけでなく、子との面会交流や養育費支払いも行っていました。

第四に、継親子が同居しているケースの中にも、ごく少数ながら、縁組について検討したことがなかったというケースがありました。これは継母子ケースで、継母子が氏・戸籍を同じくする以上、縁組を結ばずとも親子としての法的関係が生じるものと考え、縁組を結ぶという意識をそもそも欠いていたことが理由でした。また、夫婦の結婚当初に同様の誤解をしており、結婚後相当期間経ってから誤解に気づいたという継母子ケースも散見されました。これらのケースは、本調査の回答においては、縁組の機会をなし崩し的に逸していたと語っていましたが、いずれも調査後に縁組締結に至ったという報告がありました。

『縁組を結ぶ／結ばない』ということへ向けて抱いた考え」



以上、継子養子縁組を結んだ／結んでいないという状況へ至るプロセスについて、いつ、誰が、どのような形で関わっていたかを確認しました。最後に、なぜ、縁組を結ぶ／結ばないという判断に至ったかについて、当事者達が『縁組を結ぶ／結ばない』ということ」に対してどのような考えを持っていたかという点に焦点を置きながら紹介して参ります。

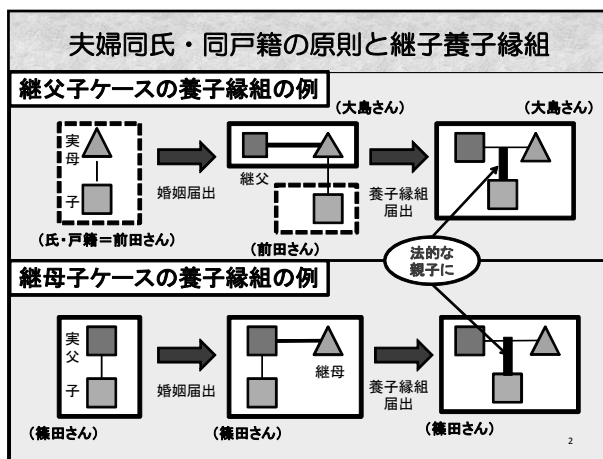
最初に少し見た通り、継子養子縁組の成立には、養親子となる継親と子（または親権者である親）の「縁組意思」の合致が必要です。この縁組意思とは具体的には何かをめぐっては学説・実務において様々な議論が展開されています。詳細は省略しますが、未成年養子縁組では、養親による監護養育の実態の存在を前提とした縁組への意思が重視されています。本稿の対象ケースでは、同居継親は全員、子の監護養育に何らかの形で関与していたことから、「縁組意思」の存否は基本的に問題にならないと思われます。しかし、縁組の成立のために必要な縁組意思の存否の問題よりも詳細に、また、法的な意味での縁組意思の主体に限定せず実質的な関連を持つその他の主な当事者も含めて、当事者がそれぞれどのような考えの下で、縁組を結ぶに至ったか、或いは逆に、縁組を結ばないという状況へ向かったか、を知ることは、ステップファミリーが「縁組を結ぶ／結ばない」ということをどのように捉えているか、ひいては、実際のステップファミリーにとって養子縁組制度はどのような意味を持っているかを理解する重要な手がかりであると考えます。

そこで、以下では、回答者の語りをもとに、当事者が『縁組を結ぶ／結ばない』ということへ向けて抱いた考え」の内容を眺めます。特に、養子縁組によって生じる法的効果

は様々ありますが、縁組締結に際して積極的に意欲され、縁組の動機となった効果、或いは逆に、縁組への抵抗感の理由となった効果として指摘されることの多かった各効果を紹介します。そして、それと共に、法的効果だけでなく、継親子の関係性をめぐる当事者の心理が、縁組を結ぶ／結ばないという判断において、どのような意味を持っていたかについても確認します。なお、繰り返しになりますが、本調査は基本的に夫婦の一方のみの聴き取りであるため、回答者自身以外の意思、特に子の意向の内容に関しては伝聞によるものであることを予めことわっておきます。

氏・戸籍 — 「氏を同じくする夫婦とその子」家族としてのステップファミリー

縁組を結ぶ／結ばないという判断をめぐって、特に継父子ケースの当事者が最も重視していたのが、子の氏・戸籍の問題でした。養子縁組の効果として、養子は養親の氏を称し（民法 809、810 条）、戸籍も同じくすることになるのですが、この効果が実質的に意味を持つのは主に継父子ケースです。というのも、図を合わせてご覧頂きたいのですが、夫婦同氏・同戸籍の原則の下、本調査の対象である継親実親夫婦（法律婚夫婦）は、1 組を除く全組が夫の氏を夫婦の氏とし、妻の方が氏・戸籍を変更していました。しかし、婚姻届出によって氏・戸籍が変わるのは夫婦のみであり、その効果は子にまで及びません。故に、継父子ケースでは、継父実母夫婦の婚姻届出後、同一世帯の中で、夫婦と妻の連れ子とで氏・戸籍が異なるという状況が生じ、家族の氏・戸籍を統一する目的で縁組を結ぼうということになるのです。先程紹介したように、継父子ケースにおける縁組届出の大多数が夫婦の婚姻届出と（ほぼ）同時に行われていたのは、まさにこの理由によるものです（なお、



婚姻届出前の実母子の氏・戸籍は必ずしも、本図のように同じとは限りません。例えば、実父母の離婚に際し、実母が旧氏に復する一方、子は実父と同じ氏を維持したケースも相当数ありました）。

それでは、何故、夫婦と子とで氏・戸籍を揃えたいと考えるのでしょうか。回答者達は次のように語っていました（() 内は回答者の立場）。

「子の戸籍が独りになるのは可哀相」（実母）

「普通の家（と言う形を整えたかった）、新しいお父さんとか…いちいち説明するの…珍しい目で見られていたのも嫌で、だから早く籍を入れて早く統一した（かった）」（実母）

「自分の戸籍に子どもと一緒に三人入って、新しい『家』を作るんだ」（継父）

このように、氏・戸籍の統一に込められた想いは様々です。しかし、その背景に共通して見られるのは、「氏を同じくする夫婦とその子」というまとまりが家族の単位として、当事者の心理において大きな意味を持っているということです。先行きに多少とも不安を抱える出来たてのステップファミリーの多くにとって、氏・戸籍を揃えることは一つの家族としてのまとまりを整えるための重要な、もしくは、当然のステップになっています。氏・戸籍上に表現される「夫婦とその子」からなる婚姻家族の枠組みが社会に深く浸透し、ステップファミリーの在り方にも影響を及ぼしていることが、ここに示唆されているようにも思われます。

とはいえ、全ての継父子ケースで子の氏の変更が意欲されていた訳ではありません。逆に、継父子間で縁組を結んでいないケースの多くは、その理由として氏の変更の効果を挙げていました。特に目立っていたのが、子が比較的年長（中学～高校生）で、自らの意向として氏の変更を拒んだケースです。長年使って馴染んでいる氏を、或いは別居実父と同じ氏を名乗り続けたいと子が訴え、そうした一個人としての子の気持ちを尊重して縁組を結ばないという判断がなされているのです。ただし、この時、継父実母側では縁組を希望するケースもありました。養子縁組は氏・戸籍の統一だけではなく、次に見るように、子の生活保障の強化につながる側面もあるからです。しかし、そうはいっても、これらの子達にとって氏の変更は苦痛であり、この点では、縁組による親子同氏の効果は、縁組による継親子関係の法的強化の障害になってしまっているとも言えそうです。

以上は、継父子ケースにおける氏・戸籍の問題でした。これに対して、継母子ケースでは氏・戸籍の問題は全く別の意味を持っています。つまり、継母実父夫婦が結婚に際して夫（実父）の氏を夫婦の氏に選ぶ結果、夫婦と夫の連れ子の氏・戸籍は揃うことになり、縁組による氏・戸籍の統一はそもそも問題とまらないのです。故に、縁組を結ぶとしても、婚姻届出と同時に行う必要性はそれ程意識されません。むしろ反対に、継母子は氏・戸籍が同じであることから既に法的親子としての関係にあると誤解し、故に縁組締結について検討する機会を長らく持たなかったケースがあったということは、既に紹介した通りです。

子の経済的受益 ― 扶養・相続

養子縁組の法的効果としては、氏の変更はむしろ派生的な効果に過ぎません。法的により実体的な意味を持つ効果として、継親は親として未成年の子を養育するための権利義務―具体的には、親権及び扶養義務を担うことになります。更に、子の成年後も存続する効果として、継親子間に親子としての相続関係も生じます。これらの効果の中では、扶養・相続等の経済面にかかわる効果について（特に継父子ケースの大多数では氏・戸籍の問題と並行して）意識するケースが目立ちました。そして、これらの問題についても、氏・戸籍の問題と同様に、継父子ケースと継母子ケースとでは当事者の姿勢は大きく異なると共に、やはり、各法的効果が縁組締結の動機になっていた側面と障害になっていた側面との両方が見られました。

まず、継父子ケースでは、とりわけ子が継父を相続する権利の発生を積極的に意欲して縁組を結ぶケースが目立っていました。その意欲の内容を分析すると、主に二つの要素が現れます。一つは万一の場合の子の生活保障の強化への意欲、もう一つは継父自身の前婚での実子（同別居は問わない）と子との立場の平等化への意欲です。ある実母は、再婚に伴う転居を機に仕事を辞めたとしつつ、次のように語っていました。

「(夫急死)時の生活保障……を考えると、(夫の前妻の許)に前婚の子どももいるので、遺言も結構その後の調停とかで色々変わって行くし、調停自体もすごく大変(なので)、子どもという部分では同じ権利を与えて欲しいと(夫と話し合っただけで縁組しました)」

他方、扶養義務の発生への意欲は、縁組締結の動機としてはそれ程指摘されませんでした。ただし、それは継父子間の扶養関係それ自体を意欲しないという訳ではなく、むしろ継父が子の経済的な面倒を見るということを、(縁組ではなく)結婚及び同居の当然の結果として捉えていることによるものと思われます。また、一部の継父は、後述するように、家族の在り方の問題として、そのような経済的責任の負担を縁組によって明確に示すという点に意義を見出していたようです。

このような継父子ケースにおける扶養・相続等での子の経済的受益をめぐる意識の背景にあるのが、夫婦の性別役割分業の実態です。先程紹介した実母のケースのように、多くの場合、妻が専業主婦またはパート主婦で、夫が一家の経済的な大黒柱となっています。とはいえ、妻がフルタイムで勤務するケースもあり、そのようなケースでは、継子養子縁組を結んでいても、妻（実母）が遠慮して、実際の子の扶養から継父を除外する傾向が見られました。

以上に対して、継母子ケースでは、扶養・相続関係の発生に対する抵抗感故に縁組を結ばない、というケースが幾つかありました。ある継母はフルタイムで勤務していて、実際に実父と分担して子の経済的な面倒を見ていながら、法的な扶養義務を負うとなると別問題であると語っていました。継母が責任の負担とそれによる子の受益を拒否する背景には、菊地報告において紹介されているような、継母子の関係性をめぐる複雑困難な状況がうかがわれました。詳細は、後程紹介します。

別居実親の存在 ― 養育費支払いをめぐる

本調査の対象ケースは、子の実父母夫婦が死別しているケースと離別しているケースの両方があり、後者のケースの中には、別居実親による面会交流や養育費支払いが続いているケースもありました。この時、養子縁組の効果をめぐる問題としては、子の扶養義務の順位について、養親となった継親は別居実親に優越すると解され、故に、別居実親からの養育費支払いが減額・消滅するということがあります。この点について、特に継父子ケー

スで、実父からの養育費支払いを維持するために養子縁組を結んでいないというケースが幾つか見られました。ある継父は、別居実父からの養育費減額申立を受けて争っている最中で、実際には実父から支払われた養育費を子の将来のために貯蓄し、日常的な支出はほとんど継父が担っているが、養育費支払いは別居実父による「愛情表現」かつ「子どもの権利」として守らなければならないものと捉えていると語っていました。ただし、このケースでは、特に実母が、縁組を結んでいないことによる不安として、万一実母が死亡した場合の子の処遇について、現在の継父の許での安定した生活が守られるのかという懸念を訴えてもいました。

また、これに対しては、別居実父から養育費支払いを受けていたとしても、養子縁組を結ぶケースは数多く、結果的に養育費支払いが減額・消滅したケースも少なくありませんでした。それらケースの実母達は、新たな家庭の在り方を重視し、縁組による実父の支払後退はやむを得ないものと受け止めていました。

以上に対して、継母子ケースでは、別居実母による養育費支払いを受けているケースはほとんどありませんでした。しかし、面会交流を継続しているケースは相当数あり、その中には、法的効果よりも継親子の関係性をめぐる気持ちの問題として、継母にとって別居実母の存在が縁組の障害となっていたケースが見られました。詳細は後で紹介します。

継親子の関係性をめぐる心理① — 「親になるということ」の意味

ここまで、縁組に伴う法的効果への当事者の意欲及び抵抗感を眺めました。しかし、当事者が縁組について考える際に、法的効果の問題の背景において、或いは、ケースによってはむしろ前面において、意味を持っていたのが、継親子の関係性をめぐる気持ちです。この気持ちの問題が縁組をめぐって持つ意味についても、やはり継父子ケースと継母子ケースとで大きく異なる傾向が見られました。

まず、継父子の「親子」という立場を整えることにより、継父子ひいては家族全体の絆を強固にしたいという、継父及び／または実母の気持ちから縁組を結んだケースが幾つかありました。この時、氏の統一や継父の経済的責任の負担といった法的効果は、関係性強化の手段の一端として位置づけられます。また、この点について、ある実母は次のように語って、継親子の関係性を「親子」という枠で示すことのハードルの低さを示唆しました。

「(継親子が、夫婦の婚姻に際して)一緒に暮らして行く上で、『親でもないのに』という一線をわざわざ作っておく必要もないというのもありました」

継子養子縁組の意義として、まさに野沢報告において紹介された、ステップファミリーを標準的な「両親夫婦とその子」という初婚両親家族の鋳型へはめ込みがちな意識の受け皿としての側面がうかがわれます。

他方、継父子ケースにおいても、養子縁組はあくまで氏・経済面の問題を整えるための

便宜的な手段に過ぎず、家族の関係性をめぐる気持ちにかかわるものではない、という回答者もいました。故に、たとえ継父子が当初より縁組を結んで「親子」を称してはいても、実際には「親子」とは異なる独自の関係性を志向・実践しているケースもあります。反対に、継父子が縁組を結んでおらず、故に法的な親子ではないが、実態としては「親子」同然の気持ちでいるというケースもあります。例えば、先程紹介した、別居実父による養育支払いの問題を理由に縁組を結んでいないという継父は、次のように語っていました。

「(縁組よりも)子どもとの直接的な人間的な信頼関係を築く方が大事だと思っています。…今は一緒に時間を過ごすとか、一緒に思い出を作るとか、子どもの教育のために何が出来るかとか、サポートすることの方が重要…(縁組したから親子になるというものではない)…親は(なろうと思って)なるもんだし、と(思います)」

対して、継母子ケースでは、継母における母親としての意識が、縁組を結ぶ／結ばないということに直接的に結びつく傾向がありました。つまり、継母達は、実際の子育ての作業の大半を担う中で、時間をかけて子の養育者、更には、子の母親としての自分の在り方を次第に固めて行きます。そうして育まれた「この子の母親になる」という決意・覚悟を、法的な親子関係を整えることによって表明したい。それは継母だけでなく、子にとっても支えになることである。そのような思いから縁組へ向かったという回答が、複数の継母達から寄せられました。ここに、そのうちの一人の語りを紹介します。

「継親子は実親子ではなく……血が繋がらない……から、紙の上だけでも安心させてあげたいんですよね。親子だよ、一人じゃないよって」

以上とは対照的に、継母が継子を自分の子として思うことができない点を主たる理由として、縁組を結んでいないと語る継母達も相当数見られました。

「縁組すると……一生親子として行かなければならない(のは)プレッシャー」

「養子縁組しちゃうと、戸籍上親子になるわけだから、所詮は人の子だからって言えなくなっちゃう」

これらの継母達は、結婚・同居から日が浅く、様々な背景事情の下で子の養育をめぐる葛藤を抱えている傾向がありました。先程紹介した、経済的責任の負担への抵抗感を合わせて訴えるケースも目立ちました。他方、主に結婚・同居から相当期間が経過しているケースで、子に対する愛着を欠くというよりは子の別居実母に対する思慕を尊重する故に、縁組を結んで自分が母親を名乗ることを躊躇してしまっていたと語る継母も見られました。

このように、縁組を結ぶにせよ結ばないにせよ、養育者としての「母親」という立場を

具体的にイメージし、かつこれを縁組という形で表現することが大きな意味を持つという意識は、性別役割分業の下、子の養育に密接に関わる継母ならではの視点と言えるでしょう。また、継母子ケースでは夫婦の婚姻届出に伴う氏・戸籍の統一の問題を生じないために、結婚と同時に急いで縁組を結ぶ必要がありません。じっくり時間をかけて慎重に縁組を結ぶか否かを検討できるということも、このような母親意識と縁組締結の問題とを結びつけているのかもしれませんが。

継親子の関係性をめぐる心理② ― 夫婦関係のための縁組？

以上のように、継母達は、子と正面から向き合いながら縁組について考えています。対して、継父子ケースでは、先程見た「夫婦と子との氏・戸籍の統一」への志向が示唆するように、継父子の一对一の関係それ自体というよりは、それを含む「夫婦とその子」という家族全体の在り方の問題として縁組をとらえる傾向があるようにも思います。更に、より極端なタイプとして、継父達の焦点は子よりも妻に置かれているという指摘が複数の実母達から寄せられています。縁組締結により子への責任感をアピールすることが、その母親である妻の信頼や愛情を獲得することにつながると、夫（継父）は考えているということです。ある実母は、夫（継父）から、子に関する覚悟・誠意を自分に対して示すための縁組締結であると告げられたとのことでした。

継親子の関係性をめぐる心理③ ― 大きくなるまで待つ

最後に、継父子・継母子ケース両方に共通して見られたのが、子の視点に立って、特にまだ幼い子の意思を確認する前に縁組を結んで、継親＝「親」と決めつけてしまうことのためにためらいを覚えるというケースでした。その多くは、継親が子の養育責任を実質上負担することに抵抗はないということ、また、子が15歳、あるいは成年に達してから縁組について改めて検討する具体的な予定があるとのことでした。これらは、子自身の意思を尊重することこそが「子の利益」に適うというスタンスを示す回答と言えるでしょうか。もちろん、子が幼いうちに縁組を結ぶというのも「子の利益」を考えてのひとつの選択でしょう。「子の利益」の捉え方・位置付けは、各家庭・当事者によって様々です。

終わりに

以上、大変雑薄ながら、本調査対象の各ケースにおいて、継子養子縁組を結んだ／結んでいないという状況に至ったプロセスを紹介しました。特に縁組に対する当事者の考えについて、本稿では項目毎に分解して眺めましたが、実際には、各項目に関する意識が重層的に組み合わさって、各ケースにおけるひとつの複雑な思考内容を形作ります。縁組を結ぶ／結ばないとひと口にいても、そこに至るまでのプロセスは実に多様であること、しかし、その中でも継父子ケースと継母子ケースとで異なる特徴が現れること、そして、その背景には、我が国の家族の制度的・実際的特徴である「夫婦の同氏同戸籍の原則」及び

「性別役割分業」の影響が見られること等を、今回のデータからご理解頂けたかと思います。更に、当事者にとって継子養子縁組は、単なる法的効果だけの問題ではなく、家族の関係性をめぐる気持ちに大きく関わる問題でもあること、それは継親子一対一だけの問題ではなく、婚姻家族としてのステップファミリーの在り方や実親継親夫婦の関係性にかかわる問題、更には、別居実親と子との関わり方をめぐる問題でもあること、そして、その中で各当事者が考える「子の利益」の形や位置付けは様々であること等も示されています。これらのことは、「法的な親子」になるということはどのような意味を持つのか、親子関係と夫婦関係との関連性を法的にどのように位置づけるべきか、法が追求すべき「子の利益」とは何か、そして、それをどのように実現していくべきか、といった、ステップファミリーだけでなく、およそ親子・家族をめぐる法制度全体の在り方を考える上できわめて重要な根本問題に対する、一つの手がかりを授けてくれるようにも思います。

本稿で紹介したのは今回調査の成果の断片に過ぎませんし、私の研究もまだ始まったばかりです。しかし、法制度の在り方を研究する上では、法制度が個々の家族にとってどのような意味を持つかという視点や、各家族の多彩な実情を踏まえ、その自主性を尊重しながら子の利益を図るという姿勢が重要であるということ—今回の調査を経て私が一層強く実感したことを、本稿を通じて皆さまに感じ取って頂けたら幸いです。継子養子縁組の締結への発言権を誰に与えるべきか、縁組成立を認める基準はどうあるべきか、そして、縁組を結ばない場合の継親子の法的関係はどうあるべきか等、ステップファミリーに関する法制度の在り方をめぐる検討事項は山積みです。ステップファミリーの在り方に大きな影響を及ぼし得るこれらの問題に取り組むにあたり、本調査における回答者の語りは貴重な基礎資料になると思います。今後とも、当事者の皆さまのご指導・ご協力の下で研究に取り組んで参りたいと存じますので、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

注

- 1 本稿は、拙補充報告「法学的観点からの『ステップファミリー実態調査について』— 継親子間の縁組締結プロセスに関するデータを中心に」の報告内容に、同報告後に刊行した論文の内容を追加するなどして大幅な加筆修正を加えたものです。本稿にて紹介の調査データの詳細に関しては、拙「継子養子縁組の締結プロセスについて—ステップファミリー当事者を対象としたインタビュー調査の知見から—」法政論究 89 号（2011 年）95 頁以下、及び、拙「継子養子縁組の一素描—養子縁組を行わないステップファミリー当事者の語りを紹介しながら—」法政論究 91 号（2011 年）33 頁以下をご参照ください。また、法学を専門とする筆者が本実態調査に挑戦するにあたっては、その準備段階から実施に至るまで、野沢慎司教授に詳細なご指導を頂いたことを改めて感謝申し上げます。
- 2 他に、質的調査をもとに法制度への示唆を示すものとして、菊地真理・野沢慎司「ステップファミリーにおける継親子間の養子縁組と別居実親子関係」日本家族社会学第 20 回大会報告（2010 年）。
- 3 ただし、解釈上、所謂「家付き」の子とその「家」に入る妻に限るとされた。
- 4 床谷文雄「四 養子法」『家族法改正 婚姻・親子関係を中心に』中田裕康編（有斐閣、2010 年）89 頁、石川稔『子ども法の課題と展開』（有斐閣、2000 年）265 頁等多数。

7. コメントおよび質疑応答 I

Discussion I

コメンテーター：マリリン・コールマン、ローレンス・ギャノン

Discussants: Lawrence Ganong & Marilyn Coleman (University of Missouri)

(日本語訳：野沢慎司)

マリリン・コールマン：大変興味深い報告でした。私たちは前もってこれらの報告原稿を読ませていただきました。日本のステップファミリー研究について、強い印象を受けた点がいくつかあります。



ひとつは、日本のステップファミリーにおいては、祖父母が演じる役割がアメリカの場合よりもはるかに大きいということです。私自身には、それがつねにいいことなのか、それともそれほどよい結果をもたらさないこともあるのか、そのあたりの判断は難しいです。私が理解したところでは、子どもの継母と祖母の関係がうまくいかなくなることもあるとのことですね。

もうひとつの点は、むしろ世界共通のことかもしれませんが、女性が家族に愛情を表現する方法のひとつは食べ物を与えること、つまり食事だという点です。私が非常におもしろいと感じたのは、インタビューの中でひとりの継子が継母の作った食事に対して「こんなの嫌だ」と言った事例です。それで、継母の気持ちが傷つきました。おそらくその子も継母が傷つくことはわかっていたのでしょうね。これは、普遍的な、世界共通の現象ではないでしょうか。相手が母親であれ継母であれ、子どもはそのようなひどい振る舞いをすることがあります。

ラリー・ギャノン：次は僕の番です。どの報告も非常に興味深い内容でした。日本とアメリカのステップファミリーが経験することには多くの共通点があることがわかりました。両国のステップファミリーの相違点は、家族内部に影響を及ぼす家族外部の環境、つまり社会的・文化的なものであると思います。家族の内部はむしろ似ているように感じます。

もちろん社会的・文化的な面でも類似点があります。先ほど野沢さんは、ステップファミリーの「不完全な制度」という側面について明確に説明してくれました。ステップファミリーの継親や親がどのような役割を演じたらよいのかについての規範やガイドラインが社会の中に存在しないことなどは、日米両国に共通する点だと思います。

しかしながら相違点としては、アメリカではすでに制度化が進んでいることが挙げられます。それは法律に関わる問題です。アメリカ合衆国のほとんどの州において、裁判所は共同法的監護 (joint or shared legal custody) を優先的に命じます。共同法的監護とは、別居親も子どもについて重要な決定をする権利を有することを意味します。これによって、ステップファミリーのメンバーは、野沢さんが論じていた「連鎖・拡張するネットワーク

型」の家族モデルに沿って家族を作らざるをえなくなります。なぜなら、ステップファミリー世帯のメンバーは、別のところに住んでいる親があたかも存在しないかのように生活することはもはや不可能になるからです。自分の世帯の中にいる子どもの生活に関して、別の世帯にいる父親あるいは母親も法的な決定権を持っているからです。

マリリン：継親による養子縁組の理由は、アメリカでも日本の場合と同じです。アメリカでも継親子間の養子縁組は、他のどの形態の養子縁組よりも多いのです。それでも継親による養子縁組はあまり一般的であるとは言えません。なぜかと言えば、継親子が養子縁組するためには、もう一人の血縁の親が子どもに対する〔親としての〕法的権利を放棄する必要がありますからです。たいていの別居親（そしてそれはたいていの場合父親ですが）は、その権利を手放したくないと思うからです。

もう一度核家族を作りたいという願望から養子縁組するのだとすると、それは単純な私たちの家族を作りたいからということになるでしょう。しかし、実際にステップファミリーを築いていらっしゃる方ならわかると思いますが、ステップファミリーは単純であるとはとても言えません。にもかかわらず、事前にものごとを単純化しておきたいという願望がどうしてもつきまといます。ステップファミリーは、核家族のようにになりたいという考えを抜きにして家族づくりができるようになる必要があります。

ラリー：先ほどのすべての報告を貫くテーマは「曖昧さ」ではないかと思います。日本でもアメリカでも、継親の役割は不明確であり、曖昧です。友人の心理学者に言わせれば、「曖昧さ」こそが私たちにストレス状態をもたらす、ということです。

先ほど〔菊地さんが〕継母について報告をしてくれましたが、継父も同様に、この子の生活や人生にとって「自分は何者か？」「自分の役割は何か？」という疑問に悩まされます。母親や父親も、新しいステップファミリーという状況における自分の役割が何なのかと悩みます。

また、法律上の曖昧さもあると思います。日本とアメリカの法制度はかなり違った点があります。しかし、どちらの法制度も〔継親の〕権利の柔軟性について明瞭に規定していません。とくに、二度目の離婚においてどうなるかという問題について、興味深い〔早野さんの〕研究報告を聞かせていただきました。

マリリン：ステップファミリーという家族を築くための苦労や負担は女性の上にのしかかっています。〔菊地さんの〕継母に関する報告に示されていたように、女性たちは苦闘を続けています。彼女たちはどうすべきかわからずにいます。ときに後悔に苛まれたりします。子どもが大きくなった後で、もっと別のやりかたがあったのではないかと考えたりします。昨日の講演会でも、「私〔継母〕がやったことは正しかったのでしょうか」という質問が出ていました。先ほどラリーが言っていた「曖昧さ」がつけねにつきまとうために、

唯一の正解など存在しません。ステップファミリーの女性たちはいつでもこの「曖昧さ」とともに生きていかなければなりません。それは実にストレスに満ちた生活です。

あ、私はあなた〔通訳者〕にストレスを与えてしまっているかも…（笑）。



ラリー：〔ステップファミリーにとっての〕明確なガイドラインや規範が存在しないために、ほかの家族はどこも「うちはよい家族だ」と思っているように見えるのに、ステップファミリーの人たちにとってはどうやれば家族関係がうまくいくのかの答えが見つからないと感じられます。「うちはすごくうまくいっている」と感じているステップファミリー

もあるかもしれませんが、たとえどんなに努力してもうまくいっているように感じられないステップファミリーもあります。別居の親からの要求があり、子ども・継子の欲求もあり、さらに同じ世帯に住む親や継親のそれぞれの欲求もあります。〔これらをうまく調整することは当然ながら非常に難しいです。〕ですから、ステップファミリーの家族全員が「まあまあうちもそれなりにはうまくいっているかも」と思える程度の状態を模索するだけでも大いなるチャレンジだと思います。

永井（司会）：貴重なコメントをいただきました。野沢先生のほうから、今のコメントに対して何かお話いただければと思います。

野沢：時間があれば他の皆さんからもぜひ発言をいただきたいと思います。

大変貴重なコメントをいただきました。我々日本の研究者が研究してきたことを、我々が参照してきたアメリカの研究者の側からはどのように見えるのだろうと思っていました。日米の間に類似点もあり、また違いもあるというお話でした。先ほど早野先生や駒村さんからの報告にもありましたが、私の印象でも、両国の一番の違いは制度上の違い、法律上の違いだと思います。その制度上の違いに、実際の個々の家族がどのように対応しているかという部分が非常に大きいように見えます。共同監護・共同養育というものを前提にしているアメリカの制度の中で作られるアメリカのステップファミリーと、単独親権の制度下で作られる日本のステップファミリーでは悩む部分が違ってくる人が多いのだと思いました。

にもかかわらず、どちらにも「曖昧さ=ambiguity」がある点では共通であると。また、ステップファミリーが「不完全な制度」であり続けているところも共通であるというご指摘がありました。その点を最後に確認できたことも非常に良かったです。

法律以外の点に関して、逆にお訊きしてみたいことがあります。昨日の講演の中でも、日本のステップファミリーに関わる変化はアメリカより 20 年くらい遅れて進行している

というご指摘がありました。確かに、アメリカのステップファミリー研究、そして SAJ のモデルとなった SAA というステップファミリー支援団体の活動はかなり以前から活発な展開を見せていました。ステップファミリーに関する社会の中のイメージとか情報というものは、例えばステップファミリーに関する書籍、ドラマ、映画などは、現時点で日本よりもアメリカのほうがかなり豊富にあるだろうと思います。そういう意味での制度の「不完全性」にも違いがあるのかなと日ごろ感じていました。その点については、お二人の先生はどのように考えるのか、コメントいただけるとありがたいです。

ラリー：20 年前には、アメリカでもほとんどの離婚が単独監護権〔日本で言えば単独親権〕でした。アメリカには 2 種類の監護権があって、子どもに関する決定権が法的監護権（legal custody）であり、子どもの世話が身上監護（physical custody）ですが、母親が子どもの身上監護権と法的監護権の両方を単独で得ていました。〔それは現在の日本に〕似ていますよね。

それ以降、アメリカでは法制度も社会的な価値観も、離婚後には共同養育を行うべきだという傾向が強まりました。そのことは、ステップファミリーにおける子育てにも大きな影響をもたらしました。1980 年代から 90 年代の初頭にかけて、父親の権利団体ができ、離婚後、父親も母親とともに子どもの養育を担うべきであると主張しました。一方フェミニストたちも、同様のことを主張しました。この 20 年間、アメリカの社会学者たちの研究では、離婚後も両方の親が子育てに関わり続ける場合、〔そうでない場合よりも〕子どもの学業成績もよいし、心理的・情緒的状态もよいという調査結果が増加しました。そうした社会学者たちの研究成果も制度の変化に影響を与えたと思います。

マリリン：父母が共同して子どもの身上監護を行うことが急速に増加したわけですが、それによって問題に直面する家族も出てきました。なぜなら、もう一人の親の許可が得られない限り、引っ越したくてもできないからです。母親が再婚し、その夫が別の都市や国に転勤になったとしても、別居している父親が同意しなければ彼らは転居することができないのです。

ラリー：再婚しようとする人あるいはカップルは、血縁のある父母が子どもに関わる決定を共同で行っているような家族状況の中に入っていくことになります。そのような状況において継親はどのような役割を果たすべきか、が問題になります。さらには、子どもが 1 週間のうち 4 日間はこちらの親の世帯で過ごし、3 日間は別の親の世帯で過ごすという場合もあります。そこでは、継親はどんな役割を演じればよいのでしょうか。このようなやり方によって、事態はますます複雑になりました。しかしそれによって、私たち〔アメリカのステップファミリー〕は〔野沢さんが提示した〕「スクラップ&ビルド型」の家族モデルから離脱していったのです。

日本に来て以来、皆さんから何度かお聞きしたのですが、日本政府は初婚家族において父親の子育てを推奨しているそうですね。それは、女性がもっと多くの子どもを産むようにするため、つまり少子化対策だということです。マリリンと私は、このような動向は離婚後の共同養育の増加につながると予測しています。なぜならば、ひとたび育児に関わった父親は子どもとの関わりを簡単には手放さないはずです。アメリカで起きたことからすると、日本でも同じようなことが起こりそうだと思います。

マリリン：アメリカの法制度は子どもにとって何が最善かを考慮して策定されています。しかし、子どもの最善の利益を考慮することは、ときに両親、大人にとっては難しい状況を生み出すことがあります。両者のバランスを取ることは簡単ではありません。

ラリー：〔残念ながらアメリカでも〕共同養育が子どもによい結果をもたらすのかどうかについての研究はほとんど行われていません。こういう場合、アメリカのことわざでは“a fly in the ointment”（玉に瑕）^{たまにきず}と言うのですが、日本語では何と言うのかな。〔通訳者に向かって〕ごめんなさい（笑）。

〔離婚した〕両親が協力し合えば、共同養育がうまくいきます。それは子どもにとって素晴らしいことです。そして継親にとっても望ましいことです。しかし、離婚後ですから父母が敵対していることも珍しくありません。敵対状況がある場合、共同監護と共同養育がうまくいかず、子どもを傷つけることにもなります。その点については、まだ十分な調査研究が行われていません。それを行うには、〔共同養育が導入されてから〕まだ十分な時間が経っていないからでもあります。

野沢：実は私は先ほど法制度以外の点についての質問をしたのですが、時間がないのでその点についての回答は省略して、聴衆の皆さんからも質問を受けてはいかがでしょうか。

永井（司会）：ほかの登壇者の方も発言したいことがあるかと思いますが、せっかくの機会ですのでフロアのほうからご質問いただければと思います。



質問者 1：本日は非常に興味深いお話をいただきました。共同養育についての質問です。私も、離婚後に別れた父親と子どもの関係が続けたほうが子どもの成長にとってよいと思っています。両親の離婚理由は性格の不一致や教育の考え方の違いなどが多いと思いますが、もっと深刻な場合、たとえば日本でも増えているドメスティック・バイオレンス、ギャンブル癖、借

金、アルコール依存、精神疾患、あるいは父親が働かずやむなく離婚をするなどの場合もあると思います。こうした場合、離婚した父親が母親や子どもと接触を続けることは子どもにとって危険であり、よくないケースがあるのではないのでしょうか。共同養育よりも、〔父親との〕関係を絶ち、単独養育のほうがむしろ子どもによい場合もあるのではないかと思います。この点についてギャノン先生、コールマン先生、日本の先生方にご意見を伺いたいと思います。

マリリン：親にアルコール依存の問題や精神疾患の問題がある場合、〔アメリカでは〕もう一人の親が単独で監護権を行使することがふつうです。しかし、多くのセラピストは、たとえそのような問題がある場合でも、子どもは親に会う必要があると感じています。その場合、「監督者付きの面会交流（supervised visitation）」と呼ばれるものを行います。それは、子どもが親と面会交流を行う際に、セラピストかミディエーター〔仲介専門家〕が子どもに付き添うのです。親が刑務所に入っている場合でさえ、子どもは親に会う必要があると主張するセラピストが多いです。理由のひとつは、昨日も話がありましたが、子どもが親にまったく会わない場合、親は完璧な存在になってしまう可能性があるからです。その親は子どもに「そんなことをしてはダメ」と言うこともないし、「出された料理はちゃんと食べなさい」と言うこともありません。子どもは、その親がいたなら自分の人生は完璧になるのに、と考えてしまいます。子どもは自分の親が実際どんな人なのかを知る必要があるのです。

質問者2：児童福祉施設の施設長をしています。訊きたいことが2つあります。1点目は、アメリカの面会交流の件です。一昨年にバンクーバーとシアトルに行った際に、面会交流権というのは産みの親の基本的人権であって、子どもの観点というよりも親の観点からスーパーバイズ〔面会交流の監督〕をされているということでした。そこでは「別居親の見解ばかりが優先されているので困っています」という話を聞きました。〔面会交流は〕子どものためなのか、産みの親のためなのかというところがわからなくなっているので教えていただければと思います。

もうひとつは、私の現場の話ですが、再婚した家族で今まで〔子どもは〕別居しているお父さんに興味がなかったのに、新しいお父さん〔継父〕ができたために、産みのお父さんってどんな人なのだろうと思って、「会いたい、会いたい」という要望がチャイルドサポートセンターのほうに来ているのですが、実際に別居のお父さんに言ってみると断られているということです。何かよい方法はないか、ヒントをいただければと思います。

ラリー：たとえ父親と母親が互いに憎み合っているとしても、一般的にアメリカの子どもたちはどちらの親も愛しています。どちらの親にも会いたいのです。奇妙に聞こえるかもしれませんが、虐待するような親であっても子どもはその親を愛しています。少なくとも

アメリカの場合はそうです。面会交流は、もちろん子どものためではありますが、同時に子どもを愛している親のためでもあります。離婚したい相手は自分の配偶者であって、自分の子どもではありません。ですから、面会交流は誰かだけのためというより、全員のためだと思います。少なくともアメリカではそうです。

2つめの質問は、再婚が子ども（の利益）に与える影響についてだったかと思います。一般的には、親の再婚は、別居親の子どもへの関わりに影響を与えます。この点に関しては、そのような結果を示す調査研究がたくさんあります。たいていの場合は、〔再婚によって〕別居親との交流が減少してしまうという結果を示しています。質問者のお話の例では、子どもは〔親の再婚によって〕父親にもっと会いたいと思うようになったということでしたね。そのようなことがあったとしても不思議ではないです。というのも、再婚によって家族動態が変化するからです。新たに継親が登場します。場合によっては、継きょうだいができる場合もあるでしょう。〔親の再婚によって〕いろいろなことが変化します。これが、ステップファミリー生活における挑戦の一部でもあるわけです。シングルマザーが現在の生活でとくに問題ないと思ってやってきたのに、突然好きな人ができてしまって、皆が一緒に暮らすことになってしまうのですからね。

マリリン：私が言いたいことは、もしかすると通訳が難しいかもしれません（笑）。発達論的に見れば、子どもというのは思春期・青年期に達するとものごとを抽象的に考えられるようになると言われてしています。ステップファミリーで生活している子どもが、幼いときから血縁の父親との接触がまったくなく、何の問題もなく幸せに育つことがあります。しかし、抽象的な思考ができる年齢になると、両親が離婚しなかったら自分の人生はどうなっていたのだろう、と考え始めます。そして、父親と会ってみたいと考えるようになります。なかには、父親と一緒に暮らそうと決心する子どももいます。父親がどんな人なのかを知りたいからです。

このような出来事はステップファミリーを動揺させることになります。それまではすべてうまく行っていた〔のになぜ〕と思うからです。しかし、これは子どもの発達上の変化に関わる出来事なのです。ステップファミリー生活に何か間違ったところがあったということではありません。〔ステップファミリーがどんなにうまく行っても〕子どもの発達段階に現れる変化なのです。

永井（司会）：まだいくつかほかにも質問があるとは思いますが、時間が来てしまいました。これでパートⅠを終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

第 2 部 シンポジウム 日本のステップファミリー

— 研究・実践の現状と展望

Symposium on
Research on and Supportive Activities for Stepfamilies in Japan

パートⅡ 支援実践の広がりと展望

Part II: Developing Supportive Activities for Stepfamilies in Japan

開催日：2011 年 7 月 3 日（日曜） 15:40～17:20

場 所：明治学院大学（白金キャンパス） アートホール

司会：茨木尚子（明治学院大学）

Chair: Naoko Ibaraki (Meiji Gakuin University)

8. SAJの10年と今後の展望

— 継親・実親支援を中心として

SAJ's First Decade and Beyond: Support for Stepparents and Biological Parents

緒倉珠巳 (SAJ 代表)

Tamami Ogura (President of SAJ)

最初に…

SAJ の現在の代表をしております、緒倉と申します。私はステップファミリーの当事者で、子供を一人連れて再婚しました。再婚したのは6年ほど前になります。SAJ に参加し活動しはじめましたのは、離婚をした翌年で、2001 年のマージョリーさん招聘イベントの年からです。



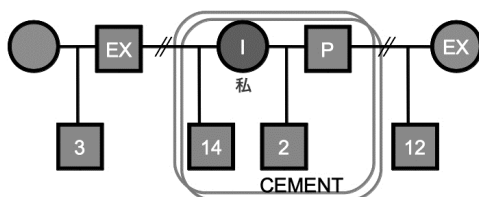
離婚をした翌年に再婚をしたわけではなくて、私の離婚のスタイルがちょっと珍しい、親権の分属スタイルで、元夫に親権を渡し、私が監護権を持ってという、両親が親としての関わりを維持するのを目的とした離婚のスタイルを選びました。

実際に親権の分属というものは、日本の離婚の1パーセントくらいと聞きますが、私自身、特に珍しいスタイルをとった自覚はありませんでした。ただ、元夫にも親権を持ってもらった中で、その後の家族形成について、どうしたらいいのだろう？と凄く考えました。当時の私は30歳と若かったので、絶対に再婚をするだろうな...と思いまして、やはり幸せな再婚をしたいと考えたことから、そういった家族がどういった形成をしていくのかを調べたくて、インターネットなどでいろいろと調べていたのですが、最初にテレビで、たまたまNHKスペシャル『世紀を超えて』という番組を見て、その中でステップファミリーという言葉を知りました。

離婚後の家族が面会交流をしながら、新しい家族を築いていく姿がそこに映し出されていました。そしてインターネットでは、知り得たステップファミリーという言葉を検索して、設立準備を始めていたSAJに出会いました。その時、ちょうどSAA代表のマージョリーさんをお招きしてのイベントの準備をしております、私もそこに参加させて

頂いて、その頃からずっと活動をさせて頂いております。

スライド(左図)にありますのは私の家庭の関係図です。赤い(○のI)ところが私で、パートナーも私も前の結婚で子どもがいて、私の子どもを連れ再婚し、今2歳になる新しい夫婦の



ミューチュアル・チャイルドが居ます。

この画像（右図）ですが、NHK スペシャルの写真を抜き出しました。10年前当時、ステップファミリーという言葉のニュアンスについて、継母とか継子、継ぐという字が、わりとネガティブで切実な言葉のように感じるようですが、ステップファミリーという言葉は、私も初めホップステップジャンプとか、ワンツーステップとか、前向きな印象を受けました。お友達関係でもステップファミリーというと、良い感じな言葉で新しい家族を捉えることができていた様子が今でも印象深く残っています。ですが実際は、マージョリーさんのお話やその後のプ



ログラムを教えていただく中で、そういうことではないということを知りました。（英語の「STEP」も「継」と同じ意味や感覚があるとのこと）

当時、インターネットでステップファミリーを検索したら、宮部みゆきさんの『ステップファザーステップ』という小説などがありました。でもあまり数はヒットしなかったのですが、今現在、ステップファミリーという言葉を検索しますと、ステップファミリーでは 73 万件、ステップマザーと検索すると 221 万という数字が出ました。如何にステップファミリー、ステップマザーに関心があるかが分かります。特にブログ等で多く、当事者の方が多いように思いました。



SAA との出会い

SAA と SAJ の出会いから生まれたものをお話しさせていただきます。マージョリーさんの講演は、日本で初めてステップファミリーという言葉を広める機会となりました。その時の、マージョリーさんが伝えて下さって私が得たもの、それは今の SAJ や日本のステップファミリーを支える為の基礎になっています。

ひとつは「ひとりではない」ということ。この言葉の感じ方は、当事者の方々でも個々に様々です。例えば、ステップマザーのある人にとっては、母になろうとしてなれない苦悩は自分だけじゃないのだ。あるいは、母ではないと別の存在である事を開き直っていいのだろうか？と悩んでいた。私でしたら、こんな複雑な家族はうちくらいかも？というのがありました。でもアメリカでは既にこういった情報は提供されていて、急に親になれるわけではないんだよとか、子どもが

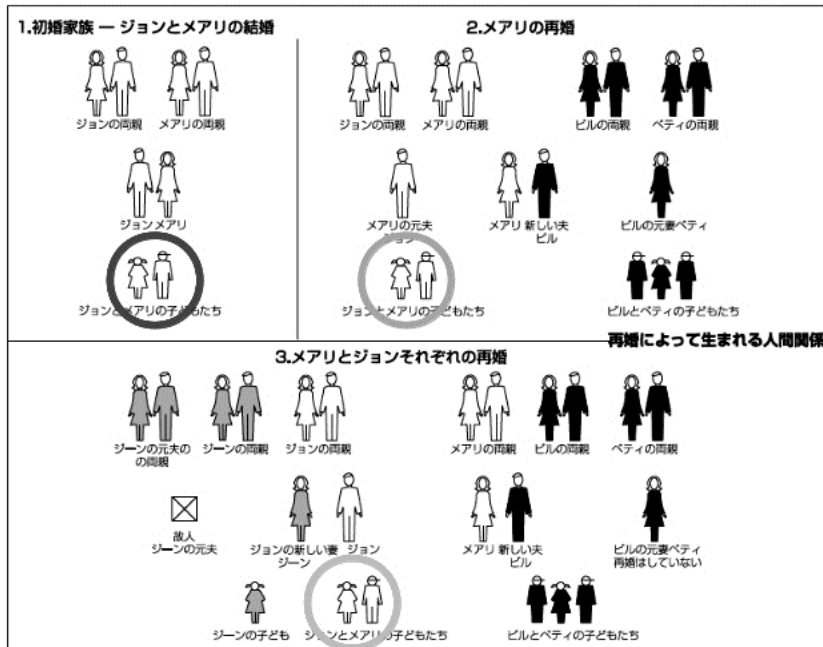
ひとりではない

日本もアメリカも同じ

ステップファミリーならでのこと

アディショナルペアレント

他に暮らす親と交流しつつも、新しく家族を築いているという様子を伺って、自分だけが特殊な問題を抱えているわけではないと思う事ができました。自分の悩んでいる事は、ステップファミリーとしてはごく当たり前で、自分はノーマルなんだと気づく事が、ステップファミリーの問題に向き合う時に大切だという事も伝えて下さいました。そしてその家族を築く困難さや感情の戸惑い、葛藤は、日本もアメリカも同じなんだと気付く事ができました。昨日、今日とお話を伺っていても、人としての気持ちがやはり凄く似ているな...という事を感じさせて頂きました。



またステップファミリーならではの家族の広がり方、その家族の多様性と重要性といった指針も頂きました。例えば、SAJのリーブスのテキストにも出てくるジョンとメアリーの図(左図)があるのですが初婚家庭の構造図で、ジョンとメアリーの子どもがいて、ジョンとメアリーのそれぞれのご両親が描かれています。この夫婦が離婚して、

メアリーの方に子どもがいて、メアリーが再婚をした時にジョンとメアリーの子どもからみると新しいお父さんがいて、そのお父さんの両親(継祖父、継祖母)がいて、ジョンとメアリーの子どもには、お父さんが二人いて、そのまたオジイちゃんオバアちゃんも三人ずついるという形になっています。そして、今度はジョンが再婚した時ジョンとメアリーの子どもからみると、ステップの兄弟がいて、お父さんお母さんは二人ずつになって、オジイちゃんオバアちゃんは更に増えるという形になっています。ステップファミリーというのは、こうやって人数が増えて、複雑化していったって拡大していくという特徴を持っているということで、こういった視覚的な解説などもただでさえ凄く分かりやすく理解できました。

そして、ステップの親の立ち位置を表す「アディショナル・ペアレント」という言葉も頂きました。新しく加わった親という意味なのですが、この考え方をもって自分が何者かというステップの親の混乱が紐解かれ、自分達なりの関係性を育むという視点を与えてくれました。例えば母ではなく親、もしくは、親ではなく信頼できる大人なんだ、またその人それぞれの新しい関係性というのも考えるきっかけになりました。

その視点を得られた事は、日本のステップファミリー、私の家族の発達にもとても大

きな事でした。継父である夫が新しく加わった親として、実父と争う必要もなく、彼なりの子どもとの関係性を構築する事ができたのは、まさにこの考えに基づいているように感じます。ここにいる SAJ のスタッフの中にもアディショナルペアレントとして、自身の価値、アイデンティティを確立しよう、確立させようとして頑張っている人たちが沢山います。

SAJ 活動の三本柱

SAJ の 10 年間をすこし振り返っていききたいと思います。2001 年から始まった活動なのですが、ステップファミリーの情報「インフォメーション」、そしてサポートグループ



の運営「サポート」、社会への提言「アドボカシー」の3つを柱に活動してまいりました。ステップファミリーの情報につきましては、先ほどのジョンとメアリーの図でありますとか、サポートグループで使うプログラム、発達段階であったり、ダイアグラムワークなど、そういった情報をテキスト化したものや、会員向けの情報をまとめたものを冊子にしました。

そして、SAJ のもっとも大きな特色といえるのが、当事者の為の対面サポートグループで、「LEAVES（リース） ペアレンツ」というグループになります。LEAVES ペアレンツは、先ほど述べましたように自分がステップファミリーとしてノーマルな事を知って、ステップファミリーの特徴や専門の情報を得ることで、同じような課題を様々な工夫と努力で取り組む「仲間」を得ることが大きな目的であり、メリットそのものとなります。2002 年の横浜での開催に始まり、東京、埼玉、といった関東首都圏、大阪周辺、名古屋、仙台、松江、福岡といった地域、現在、開催していない地域もあるのですが、10 年間のこれまでに約 100 回開催してまいりました。

しかし、その過程は、実は簡単な事ではなく、地方地域では、こういったグループに参加するという事に対し敷居が高いようで、参加者が多く集まる安定した開催というのは、東京に限られているように思えます。それでも、東海地区は継続できていますし、一番長く開催しているのは、大阪になり細々とした活動になっています。それでも、常に新しくメンバーに加わったり、去っていく方がいたりするのですが、やはりまずそこにあるという事が、10 年間やってきて、当事者の方々の励みになってきたのではないかなと思いました。なかなかその継続が難しいという理由ですが、東北地域などですと、祖父母との同居で家を留守にし難いとか、そういったグループに参加する事で、自分の家庭内の悩みなどを話す事がとてもネガティブに感じられやすく、またそういった話をする事で、自分の住んでいる地域に個人の情報が漏れていって、変な噂になってしまう

のではないかと不安があげられます。

SAJ の参加メンバーは、その部分をそこそこクリアして活動に参加してきているのですが、サポートグループの運営や開催を継続していく中で、全くの他人同士である自分達が、共同作業を通して、ステップファミリーについてのねざらいや分かち合いの経験を積んでいきます。そして、自分とはまったく違ったケースにも出会い、自分と同じ立場の人の気持ちを自分に重ねて聞くこともできますし、逆にパートナーと同じ立場の気持ちを客観的に聞く機会を得られてきました。自分の家族だけでなく、他人の家族の経験を通して、見聞きする事で、ステップファミリーとして自身の成長過程を何度も繰り返しなぞるような確認をして、その中で、新たな選択肢を見出していき、賢く強いステップファミリーに成長しているなぁという姿をいくつも見て実感しております。



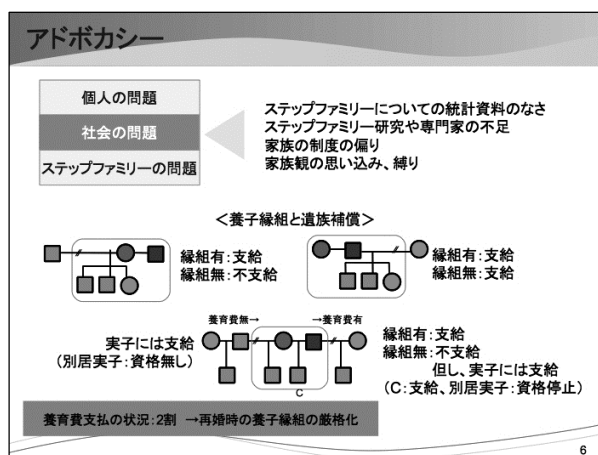
キッズリーブスでは、ステップファミリーの子ども達が、自分達がステップファミリーの子どもであることに気兼ねせず、それが当たり前でいられる経験を得られる場として提供してまいりました。私の息子も 2006 年の「個別ワーク」、2007 年の「キッズリーブスキャンプ」、2010 年の「集まれステっち」というイベントをやりました。2010 年の「集まれステっち」に関しましては、うちの息子がやりたいからやろうよという事で、協力しあって開催する事ができました。ステップファミリーの子ども達同士で、自分達がこれで普通なんだと感じること、また親の離婚や再婚の過程に様々な思いが伴ってきたけれど、それもそれでいいんだと受け止められる機会として、息子は大切に思っているようで、ちょっとラクになった面などもあったようで、とてもいい思い出として残っています。またそういった機会があったらいいなと言っています。

次に SAJ の三本柱の最後のひとつであるアドボカシーについてお話していきたいと思っています。

アドボカシー

ステップファミリーの課題を前向きに捉えていくためには、ステップファミリー個人の努力の他に多々あるように感じています。前述のお話でも外部的要因に左右されるというお話があったのですが、やはりそれを何度も何度も感じています。

ステップファミリーの課題のひとつで



もあるのですが、「個人の問題」と「社会の問題」と「ステップファミリー特有の課題」があるという事を、10年前のマージョリーさんのイベントで解説してもらいました。特に社会の問題について明確に知られていないというところがあるので、少しお話をさせていただきます。

例えば、日本の場合、子連れの実母と継父の再婚の場合、養子縁組を行う事が実務的（法律の弁護士など）にもわりと当たり前だと思われがちで、そのことに対してのデメリットを言われることがあまりありません。逆に子どものいない継父と継子が縁組をしない再婚の場合、継父にもしもの時があった場合、継子は継父の遺族基礎年金が支払われる対象にはなりません。養子縁組ありは支給で、養子縁組なしは対象外です。

最近では、そのリスクを知らないで、実父からの養育費を継続して支払って貰うために養子縁組をあえてしない、養子縁組をしてしまうと法律的に一義的には、養父に養育義務があつて、実父の義務はなくなってしまうけれども二義的なものとなり、家裁の調停などでは養育費が減免されたり、なくなったりすることが多くあります。その為に養子縁組をしないケースが増えているのですが、その養父の遺族基礎年金が支払われないというリスクを認識していない場合も多いです。逆に、継母さんと実父の場合、養子縁組をして

いなくても、遺族基礎年金が出るという形があるので、そこで養子縁組がどういった意義であるかの疑問が出てきたりもします。離婚した実父から養育費を貰っている子どもは、実父が亡くなった時に遺族基礎年金を貰う資格があるのですが、実母と住んでいると停止になります。実父から養育費を貰っていない子どもは、そもそも受給の資格がありません。



共同親権化していく可能性がある中で、再婚の連れ子養子縁組も厳格化するといわれているのですが、養子縁組が厳格化された中で、両親との遺族補償もなくなり、養育費を貰っていなければ、実父からの補償もなくなるというところで、社会的補償の対象から外れてしまう可能性がステップファミリーにはあるのではないかと少し心配です。

そして、5～6年くらい前に中学校の家庭科の教科書に SAJ とステップファミリーの紹介が載っています。このステップファミリーという家族があり、こういった活動があるという事が教科書には載っているのですが、教育現場ではなかなか紹介されないという現状もあります。

今後の展望

10 年経過しましたが、やはり状況はまだまだこれからかな？と感じます。私達は、SAA の情報を元にステップファミリー支援の指針を保ってこれまでやってこれました。でも、他にもステップマザー向けのグループなどもあったりもしましたが、継続ができていないところが目立っていました。やはり SAJ は、SAA で蓄積されて来た膨大な研究成果によって、活動をしてきたという事が私達にとってとても重要な事なんだと思います。いろいろお話を伺って、社会状況や制度的な違いがある中で、SAA の情報をトレースしつつ、日本での調査や研究の拡大もやはり必要だと思いますので、一当事者であります。微力ながらそういった研究に協力していきたいと思っております。SAJ として当事者の暮らしの面で、できる工夫として、ステップファミリーが健やかにすごせる工夫をしてまいりたいと思います。

今後の展望

ステップファミリーが暮らしやすい社会へ

- 調査・研究の拡充
心理学・社会学
児童発達・法律
- 支援の拡充
地域・相談窓口・専門家
- 新しいスタイルの提唱
ステップファミリーデー
ファミリーメダリオン



お祝いしよう
私たちの家族

8

直近の事業として「ステップファミリーデー」という事業を企画しました。2011 年度は、麒麟福祉財団様からの助成を受けて開催させていただきます。ステップファミリーデーとは、1998 年にアメリカで提唱され、ステップファミリーのお祝いの日として開催されてきました。今の日本の状況的にステップファミリーをお祝いするというと、そんな風に思えないなど、

戸惑いが当然のようにあると思われます。そして、児童虐待等のハイリスク要因といわれるほど、ネガティブなイメージが付きまとうのが実情かもしれません。ですが、ステップファミリーの家庭で育つ子ども達にとっても、子育てに励む親にとっても、その家族形態によって、社会的に後ろ向きになることは、決して健全ではないと思います。

家族が多様である事を認め、そのことを多くの家族と分かち合い、健康を取り戻すことは、家族の発達に非常に重要な影響を与えます。家族とは何だろうと私たちの常識を揺るがす課題に取り組み、自分達ならではのアイデンティティを確立して、オリジナルの家庭を築く事が、ステップファミリー発達に必要な過程や目標といえるかもしれません。そういった努力をする家族同士のアイデンティティ、行動にプラスに働きかける交流をステップファミリーデーを通して提示し、社会におけるステップファミリーのアイデンティティの形成をはかっていきたいと思っております。

SAJ は、SAA から習った取り組みに倣って、ステップファミリーが暮らしやすい社会を実現する為にステップファミリーデー、アドボカシー活動、サポートグループの活動、情報やプログラムの拡充に取り組んでいきたいと思っております。

9. 親の離婚・再婚を経験した子どもへの支援

Support for Children of Divorced and/or Remarried Parents

桑田道子（女性ライフサイクル研究所）

Michiko Kuwata (Feminine Life Cycle Institute)

はじめに

皆さん、こんにちは。女性ライフサイクル研究所の桑田と申します。女性ライフサイクル研究所と申しまして皆さんご存じないと思いますので、一言だけ自己紹介させていただきます。女性ライフサイクル研究所は、大阪と京都にカウンセリングルームを置いています、民間の心理相談機関です。私はスタッフの一人ですが、大学病院の心療内科でストレスケア外来、大阪市の虐待予防のための保護者グループを担当したり、メンタルヘルスやコミュニケーションといったテーマで企業や自治体の職員研修などの講師をしています。SAJ との出会いは先ほど茨木先生がご紹介下さったように、私が大学院生だった 2001 年の設立準備の頃よりお手伝いさせていただいて、SAJ の中で出会った子どもたち、それからまたその出会いをきっかけに NPO 法人内に Vi-Project という離婚後の家族支援プロジェクトを立ち上げました。今日はその 2 つの活動、SAJ と Vi-Project の活動から、離婚再婚後の子どもたちの支援ということで、お話をさせていただきたいと思います。

キッズサポートのきっかけ

そもそも SAJ でキッズ、子どもたちのためのサポートを検討することとなった背景からお話したいと思います。きっかけは、ある小学生の女の子の日記です。2001 年、SAJ をこれから立ち上げようという時に、スタッフ候補の 3 家族がまず合宿を行ったんですね。その参加家族の一人の女の子が、合宿に参加した他の家族を見て、「〇〇ちゃんの家族が



ステップファミリーだとは見ただけではわからなかった。うちもそうだったらうれしい」と日記に書いたんですね。その子とはその後も会って色々お話をしましたが、小学生の子なりに“はたからどう見えているんだろうか”“自分の家族ってどんなものなんだろうか”といろんな疑問だったり感じるものがあつたんだと思います。それがひとつ。また、ある 10 代の女の子ですが、その子が「離婚はいいねん。うまくいかないの

に無理しててもしょうがないから。でも再婚はせんといてほしかった」と言ったんですね。それを聞くと私としては離婚と再婚は子どもにとってどんな違いが生じるのだろうかという疑問はありますが、いずれにせよ、家族の中でうまくいかなさを感じている子どもが少なからずいるというのを実感しました。そこで、SAJ の活動の一環として、子どもたちのために支援が出来ないか、そういう風に思ったんですけれども、当時（2001 年）、子ども向けのプログラムを実施していくことについては、SAJ のスタッフからもちっとそれはどうかな、という声が届いてきました。というのは、その中には、子どもに知恵をつけてほしくないという意見もありましたし、ちょっとこれは勘違いですが「SAJ では子どもよりも夫婦の関係が大事と教えているのだから、その教えの上に立った子どもへの支援なんかしては、それは子どもにとってプラスじゃないんじゃないか」という、SAJ が伝えようとしていることから外れますが、そんな声が届いたり、親への支援と子どもへの支援、そこは何かこう、利害が対立するような話がその場では出てきました。

時期尚早との判断

ようやくステップファミリーへの支援というものが日本で初めて生まれ、今まで誰にも相談できなかったステップの親たちが初めて SAJ にコンタクトを取って仲間を見つけた。そんな状況でしたから、それはまず SAJ にアクセスしてくる親たちへのサポートが第一で、まだ子どもへの支援の段階ではない、時期尚早かなと判断しました。それから親グループのお手伝いをしながら、翌 2002 年には、昨日からも何度かお話に出ていますアメリカ、SAA のスマートステップという子どものためのプログラムの指導を受けるなどしつつ、タイミングを待つことにしました。タイミングを待ちながら SAA の知識と情報を日本向けのプログラムにリライトしていく作業をお手伝いしたことは、まずはステップファミリーを理解するために、そして、これから子どもたちのためにプログラムを実施していくことはできないか、そんな風に考えている私にとって、とても貴重で役立つ経験となりました。



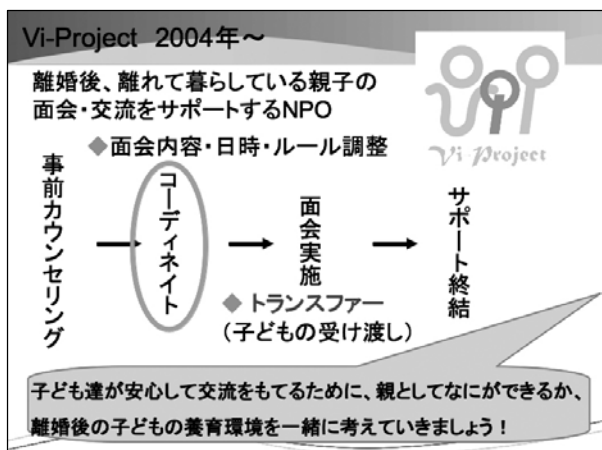
日本のステップファミリーと面会交流

そして、先ほど緒倉さんからもありましたが、10 年前のマージョリーさんのイベントでは、やはり、昨日今日と、先生方の話を聞いて、私たちが感じるのと同じように、日本とアメリカと国は違い、文化的背景、社会的背景は違うけれども、それでも多くのステップファミリーが迎える感情の変遷である“混乱”というのは共通す

るものだし、これは混乱のままで終わるわけではなく、次につながるステップがある、と力づけられるものでした。励まされるイベントであったと同時に、1つだけ、ステップファミリーの親たちがとても抵抗を示したものがあったんですね。それは、元配偶者と子どもとの面会でした。マージョリーさんが、「離婚後も関わりを持つ」そういったことを言葉に出されました。今回のイベントでも何度もお話に出ていますように、アメリカでは離婚後、離れて暮らす親子の交流が尊重されているわけですが、日本には会わない方が良いとされていた期間が長くありました。現在でも法律に明文化されているわけではありません。それから、年間約 25 万組の離婚がありますが、そのうちの約 8 割は裁判所を使わず協議離婚していますから、そもそも離婚をするからといって、その後について取り決めをしている人たちというのが限られているわけです。そうすると、マージョリーさんから、離婚後も離れて暮らす親と子どもが交流を持ちますという話を聞いた時に、「なぜ交流を持たないといけないのか、会わせないといけないのか。養育費ももらってないのに。元配偶者と一切関わりなんか持たない、持ちたくない」と、それはちょっと受け入れられないという声が大きくあったんですね。先ほど、SAA のプログラムを土台として日本向けにリライトしてきたことに触れましたが、その中でも、やはり最初は面会に関するテーマは省くなどして、SAJ でも非常に慎重に扱ってきたテーマではあります。けれども、SAJ を通して出会う子どもたちの中から、親に話せずにいる気持ちや、離れて暮らす親への思い、そういったものを色んな場面で耳にすることになりました。同時に、大半が交流について抵抗を示されましたが、少数ながら実際に面会交流を行っている方もいらっしゃったので、そういった方から実際の苦勞を聞くにつれて、何か、離れて暮らす親子の交流に第三者的なサポートがあることで交流がスムーズにならないか、何かそのために出来ないか、そう思うようになり、2004 年に Vi-Project を立ち上げました。

Vi-Project のサポート

Vi-Project は離婚後、離れて暮らす家族の面会交流のサポートをしています。別れた夫婦が直接やり取りしないで、親子の面会交流を実施できるようにというもののですが、スライドの一番左に事前カウンセリングと書いています。これは、インテークです。実際にそのケースをこちらがお引き受けできるかどうか、お父さん、お母さんから個別に話を聞き、必要に応じて子どもさんにも、としています。これまでの家族の経緯、面会についての希望、そういったことを聞きとりながら、私たちがお手伝いできるかどうかアセスメントします。実際に、じゃあやってみましょう



という話になりましたら、右横のコーディネート。ここでは面会の内容や日時、場所、それからルールですね。どういう風なルールに則って面会を実施していくのか、そういったことの調整を私たちスタッフがお父さん、お母さんと個別に話し合っていて決めています。そして面会が設定されましたら実施となりますが、面会当日には、私たちはトランスファーと呼んでいるお子さんの受け渡し、お父さんお母さんが直接顔を合わせることなく、子どもが移動できるよう私たちスタッフが、たとえばお母さんからお子さんを預かってお父さんの元へお連れする。そういったことを行っています。そして、このコーディネートと面会実施、当日のトランスファーを、何度も何度も繰り返して、面会を重ねることによって、当事者間で直接連絡を取ったり、調整しあい、子どもの受け渡しも可能になる。そんな風に第三者の支援が必要なくなれば、サポート終結としています。



現在私たちがお手伝いしている子どもたちというのは、一番小さい時が1歳1カ月、今一番大きなお子さんで5年生です。コーディネートと面会を繰り返してサポート終結までいくケースはどのようなものかという、実際には子どもは成長していきますので、いつも何々駅のどこどこにパパが待っていてくれると、ここでママとはバイバイしてパパの方へ行くんだとか、そういうことに慣れていくと子どもたちが自分で動けるようにもなりますし、小学校高学年になってくると自分で電話やメールで連絡を取り合うことも出来るようになるなど、私たちは卒業ケースと呼んでいます。サポート終結となっています。今現在、年間100件ほどのサポートを行っています。サポート内容は、このスライド一枚に入る、限られた狭い部分のサポートですが、一番大切なことは、とにかく会いさえすればいいとか、離婚した家族がみんな面会すべきだ、そういったことはありません。子どもにとって面会が良い時間、良い交流、良い機会となるために、私たちのプロジェクトは存在していますので、まずは、子どもたちが安心して交流を持てるために、お父さんお母さんがどういったことが出来るか、一緒に考えていきましょうと伝え続ける。そういった気持ち、一緒に考えていきましょうと伝え続けることが、私たちの一番やらないといけないことだと思っています。

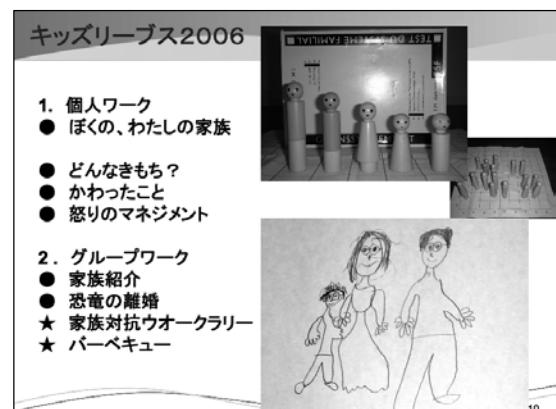
実際には、夫婦間に未解決の問題や葛藤がある場合には、その感情は面会に投影されていきます。離婚した夫婦ですからコミュニケーションがうまく取れるなんてことはなかなかありませんので、ちょっとした話の擦り合わせも難しく、悪いように悪いようにとって誤解しあって全然話が進まない、そんなこともあります。不信感を持っている者同士、ただ日にちを設定するだけでも揉めます。一方から「こうしてほしい」と希望を伝えたとして、相手方はどんなことを言われてもOKと言いたくない気持ちだったりするわけですね。何を言われたとしても、いいよと承諾するには抵抗がある。

私たちがサポートする家族は、全員調停で争ってきた方ばかり、中には裁判、審判まで

いったケースの方が全てですから、「ここでいいよと言ってしまうと相手がつけ込んでくる」と思う気持ちが養われていることもあります。そうすると、やはりなかなか話は進みません。そういった感情を抱くこともわからないではないですが、それを続けても話は進まないの、それは昨日の話にもありましたように、ビジネスライクに物事を進めていきましょうということで、第三者が介入していくわけなんですね。そうすると、第三者に主張するのであれば、それは夫婦間で意見を交わしあって決めていくよりは少し交渉の余地が生じるところがあります。元配偶者相手ではなく、第三者が相手なので多少冷静になれたり、勝ち負けではないからと引き際をご自分で見極めて見つけることが出来たり、そういう面があります。今日は時間に限りがありますので、プロジェクトの詳細や、利用する家族にどんなことが起きていくかをお話する場ではないですが、ひとつ言えることは、私たちが 2004 年から Vi-Project をやってきて、非常に葛藤が高く、対立していた元夫婦であっても、実際に交流を持って、面会に出かける子どもの顔を見て、子どものことを考えた時に、ご両親が良い協力を示すように変わっていかれる、それを私たちは実感しています。離婚後の、より良い子どもの養育環境を一緒に考えていきましょうと両親に関わり、親の離婚を経験してきた子どもたちには、子どもの家族を応援する者として、私たちは関わっています。

キッズリープス

という具合に 2004 年から Vi-Project の活動をしています、その一方で前代表の吉本さんと現代表の緒倉さんのお二人に応援いただいて、2006 年に SAJ でも子どもへのサポート、プログラムを実施しようという運びになりました。「キッズリープス」という名前でプログラムを初めて行いましたが、個人ワークとグループワークの二本立てにしました。簡単にご紹介しますと、個人ワークでは、“ぼくの、わたしの家族” ということで積み木のようなもので家族を表したり（スライドに写真（右）を載せています）、家族の絵を描いたり、ぼくの、わたしの家族の家族紹介をしました。お配りしたレジュメは絵の印刷が薄くなってしまいましたが、すごく可愛い絵を子どもたちが描いてくれているんですね。スライドでご覧いただけるかと思います。それから“どんな気持ち？”は、気持ちや感情を知ろうというもの。次のワークは“かわったこと”と書いてありますが、離婚再婚を経験している子どもたちというのは必ず変化と喪失を経験してきています。そういったものを表現するワーク。そして、“怒りのマネジメント”ですね。これらを個人ワークとして行って、その後、グループワークです。これは一泊二日のキャンプスタイルで行いました。個人ワーク同様、まずはグループ皆で家族紹



介をしあう。次に“恐竜の離婚”。これは皆さんもご存じの方がいらっしゃると思いますが、絵本です。ステップファミリーってどんな家族なんだろう、とステップファミリーについて学びながら、自分たちの気持ちを絵本の恐竜にてらしあわせて確認してみたり、その気持ちを安心できる場で表現して、表現したものをみんなで共有できる、とてもいい絵本ですので、これを使ってワークを行いました。その後、下を書いてあります“家族対抗ウォークラリー”ですね。先ほどご報告があった菊地さんと私とで暑い最中に山の中をかなり歩き回って準備しました、ポイント毎にミッションのあるステップファミリー対抗のウォークラリーです。それから“バーベキュー”という風に、学んだり、表現したり、楽しいことをしたり、とプログラムを組み立てました。

親の離婚と子ども、子どもたちへのサポート

ここで、子どもにとっての親の離婚を少しまとめておきたいと思います。1つ目は“自分の誕生・存在への疑問”です。子どもの多くは、自分の誕生は両親が愛し合ったその証だと知っています。だけれどもそのうえで、今、離婚ということが起き、現在は両親が愛し合っていない事実と直面する時に、自分が生まれたことは間違いじゃなかったのか、と



考える子どもたちがいます。「そうではない、あなたの誕生は私たちが望んだことだから」と本気で子どもに伝えてあげられるのは親しかいません。なかには残念なことに「産まなかったら良かった」とか、「顔があいつに似ていて腹が立つ」「あなたの嫌なところはあの人のDNA そのまんまだ」という風に、親からもう一方の親への悪意をこめた言葉をかけられる子どももいますが、多くの親は自分の離婚

と子どもとは分けて考えているんですね。それでもなお、親の想像以上に、大人の想像以上に、子どもは自分の誕生に疑問を抱いて傷ついている、そういうことはあります。

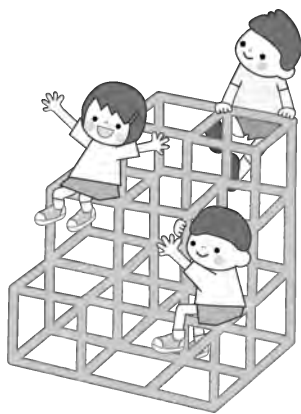
2つ目には“自分のルーツへの忠誠と葛藤”と書きました。これも、先ほど先生のお話、ディスカッションの時間にもありましたが、やはり成長段階で多くの子どもはある一定の年齢に達すると、自分のルーツについて思いを馳せるようなところがあります。一方の親や身内が、もう一方の親の悪口を言うのを聞くたびに、自分も否定されているように感じたり、自分のルーツは、今、辛辣に批判されている人にあるんだと、それは現実ですから、それがある以上切り離して考えるのはやっぱ

◆親の離婚◆	◆子ども達のサポート◆
●自分の誕生・存在への疑問 ●自分のルーツへの忠誠と葛藤 ●親の離婚は自分のせいだという自責 ●愛情を土台とした関係性への不安 ●「親が離婚した自分」というアイデンティティとマイノリティ	●いろんな家族が存在していること、その多様性を知ること ●仲間と出会うこと ●安心して、自由に気持ちを表現できる機会や場所 ●楽しい家族の思い出

り難しいんですね。自分も成長したら同じようになるかもしれない、そういう悪いところが自分の中にもあるんだなと同化して考えやすいこともあります。そのように一方の親、別居親と自分とのつながりに思いを馳せ、同時に、別居親へ思いを寄せることは同居親への裏切りなのかと葛藤を経験することもあるのです。ですから、自分のルーツへの忠誠と葛藤ということを挙げておきたいと思います。

3つ目は“親の離婚は自分のせいだという自責”です。これも大人が子どもから聞いて驚くようなことですが、自分がいい子じゃなかったから両親がケンカして、一方の親が出て行くと親の離婚を自分のせいだと胸を痛めていることもあるんですね。「僕が泣いてばかりだったからパパが怒って出て行った」「私がパパにママの悪口を言ってしまったからあかんかった」と、自分に非があるようなストーリーで親の離婚を納得しているようなこともあります。

4つ目は“愛情を土台とした関係性への不安”です。愛情を土台とした関係性というのが崩壊する、離婚によって崩壊する、それを身を持って知っている子どもたち、その中には自分が他人との関係を築くときに、相手の気持ちを信じることに難しさを感じる子どももいます。もしかすると相手の気持ちどころか自分自身の気持ちすら信じられないような思



いを抱いていることもあります。離婚により、別居親との一切の関わりが絶たれた場合にはなおさら、人とのつながり、家族とのつながりも一瞬にして断絶されるものとの認識を持つ可能性もあります。

最後は“親が離婚した自分というアイデンティティとマイノリティ”ですが、これは、自分がどういう人間か、どんな場面でどう振る舞うかを考える時に、「親が離婚している」ことが良くも悪くもついてまわることがよくあるのです。進路の際には、母はどんな仕事に就いていたのか、何を専門に

学んでいたのか考えてみたり、結婚式に別居親を呼んでいいのか、自分の親が離婚していることを結婚相手の家族はどう思うだろうかと心配したり、お葬式に自分が参列していいのかと考えたり。人生の重要な岐路、進学、就職、結婚、出産、子育て、身内の死、そういった時にいつも親の離婚という事情が浮かんできてくる場合があります。離婚の有無にかかわらず、人生の岐路に両親の存在が影響を与えることは自然なことです。重要な局面で表に出てきて、子どもの人生に影響を与える場合がありますが、なかには、親と自分との関係を考えると、喜ばしいことが素直に喜べないようなこともあります。

さらには、親の離婚・再婚を受け入れられない子どもの中には、他人から「失敗」と見られたくないと思っている子どもたちもいます。自分のことではなく、親が為した選択であっても傍から批判的にみられるときには子どもが劣等感を感じ、胸を痛めるのです。この痛みゆえ、自分のアイデンティティには「親が離婚した」ことが外せないものとなり、「親が離婚した自分」は「親が離婚していない人」とは別カテゴリーに属する、つまり「親

が離婚していない人」のコミュニティが世間一般のメインであり、そうでない自分はメインから外れたものとして孤立感や疎外感をおぼえているようなこともあるのです。

以上、親の離婚という経験が子どもにとってどのような影響を与えることがあるか、ご紹介させていただきましたが、これはなにも「だから親が離婚した子どもは問題を抱えている」、そういったことを言いたいわけでは決してありません。離婚再婚はどうあれ、その後の親を含めた周囲が子どもの環境をどう支えていけるかが大切であることを改めてお伝えしたいと思います。子どもたちをどう支えるか、ということでスライドの右側をご覧ください。どのようなことが出来るか。1 目、「いろんな家族が存在し、違いは違いであって決して優劣ではなく、その多様性を子どもたち自身が知ること」。2 目、「仲間と出会い」、「安心して自由に気持ちを表現できる機会や場所」が提供されること。そして、「楽しい家族の思い出作り」を積み重ねていくこと、これらを挙げたいと思います。

さいごに

先ほどご紹介させていただいたキッズリープスでは、子どもへのサポートにあたり、これらのポイント（スライド右側）・目的、ねらいの達成を念頭に置いて、企画してきました。緒倉さんからもありましたように、2006 年、2007 年のキッズリープスに参加してくれた当時小学生だった息子さんが、次は、「またこういう

ことをしたい」と自ら考えて、中学生になった 2010 年には、キッズリープスのバーベキューと『恐竜の離婚』を使ったプログラムを実施する、「集まれステっち」というのを開催してくれました。こんな風に、SAJ の中で成長してきた子どもたちと一緒に、また、新たに子どもたちのためのプログラムを実施していけることは、私にとっても非常に楽しみでもあり、喜びであり、これからも続けていきたいと思っています。最後、駆け足になってしまいましたが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。



10. コメントおよび質疑応答Ⅱ

Discussion II

コメンテーター：ローレンス・ギャノン、マリリン・コールマン

Discussants: Lawrence Ganong & Marilyn Coleman (University of Missouri)

(日本語訳：野沢慎司)



質問者 1：SAJ の会員です。昨日、今日と両日参加して、とても意味のあるお話をうかがいました。私の立場は、夫が離婚を経験しておりまして、同居していない継母、面会を受け入れている継母です。先ほどの面会交流の話は、とても興味深くうかがいました。離婚した両親の関係はとても難しく、継子の面会交流の日程を決めるのにもストレスが結構大きいので、こういった支援がもっと増えるといい

なと本当に思いました。同居していない継母の立場がどういうものなのかについて研究が増えていったらいいなと思いました。〔面会交流では〕いろんな過ごし方をしていると思うのですが、面会日のパターンなどをもう少し知りたいなと個人的には思いました。

面会の設定がとても難しいです。子どもの受け渡しをする場合、夫と元配偶者は会わないで、短距離なので子どもを一人で行き来させています。また、調停で離婚したので一応取り決めがあり、向こうの〔子どもの〕正確な現住所を私たちが知らないという状況でもあるので、法律的なお話も参考になりました。またステップの子どもの面会を受け入れている家族の子どもがどういう家族観やきょうだい観を持って育っていくのかなという点にも興味があります。そういった情報が充実していくといいなと思っております。今後ともよろしくお願いします。

茨木（司会）：ありがとうございます。ご自身の状況をお話しいただきました。別居されている継母さんということでしたが、アメリカではそのようなケースが多いかと思えます。パートタイムのステップマザーに関して、アメリカでの実践や状況についてお話をおうかがいできたらと思います。

マリリン・コールマン：私は、このような状況にある女性たち、つまり〔継子と〕別居している継母の調査研究をしたことがあります。その研究論文のタイトルは、“**Mothering but not a mother role**（母親のように子どもの面倒を看るけれど母親役ではない）”というものでした¹。この立場にある継母たちは難しい立場に置かれています。家に子どもが来るわけですから、子どもの世話をしなければならないのですが、決して母親ではありません。これはとても難しい役割です。

しかしながらこの〔別居している継母の〕役割は重要です。なぜなら別居の継母たちは夫がその子どもとよい関係を深めることを助ける役割を果たすことが多いからです。

茨木（司会）：何かほかに〔登壇した緒倉さん、桑田さんの〕お二人から、パートタイムのステップマザーについて、これまでの支援の中で感じていることなどありますか。

緒倉：パートタイムのステップマザーというと、私の場合でいうと、〔私の〕元パートナーの〔現在の〕奥さんになります。私の息子もちょうちよく〔元夫の家を〕訪問していますので、すごくお世話になっています。やはり母親ではないし、息子は母親とは認識していないのですが、〔元夫の〕パートナーさんがすごく協力してくれます。子どものバスのチケットを手配してくれるなどいろいろしてくれます。それに対して感謝します。向こうも努力していることにしっかり自信をもっていると思います。親ではないけれど、一つ一つその子のためにしていることを評価して行ってほしいです。

元夫が〔妻に〕「マザーリング」を求めないことが本当は大事なんじゃないかなと思います。私の元パートナーの奥さんは、サバサバしていて「母親じゃないし」と言うところはあるのですが、元パートナーとその親族は時折〔彼女に対して〕母としての役割を求めてくることがあったようです。〔私の息子が〕訪問してきたときに一緒に布団を横に並べて寝るとか。が、そのようなことについては、〔継母に対して〕母〔役割〕を求めない、他者としてあることを求める、という点を社会に対して伝えていかなければいけないと思います。

茨木（司会）：〔継母とは〕違う〔子どもを送り出す実母の〕立場からのお話でした。子育て連合というか、〔継母は〕お母さんではないけれど、息子さんを間においてサポートしあえる関係を作っていかれようとしているのかなと思いました。桑田さんは何かありますか。

桑田：〔別居の継母は、〕面会に来るパートナーの子どもを受け入れる立場なので、すごく複雑だと思うのは、やはりどこまで口出ししていいのかとすごく迷われると思うんですね。きっとパートナーさんは、子どもを迎えるのが楽しいことだし、嬉しいことだから、すごくウキウキして準備されたり、迎えたりっていうのを横で見ているというのなかなか…。〔継母が〕一緒に楽しみにして待つというのは非現実的なことだと思います。複雑だと思います。

でも実際には、まったく口出しをしないというのも難しいです。例えば、〔継子が〕自分たちの家に来るときには、自分たちの生活のスケジュールを調整しないといけないわけです。その辺りは、主張しないといけない部分もあります。やはりその線引きが難しい。どこまで言うと言いすぎになるのか、という点が難しいと思います。

だけれども、昨日、今日のお話にもあったように、これが正解というものがどの家族もわからない。パートナーの子どもが来るときには、自分たちが夫婦として子どもを盛大に迎えないといけないというのが正解でもないし、パパと子どもだけで遊びに行ってもらうことにも罪悪感を感じる必要もないと思います。その辺りもご自身がパートナーさんとの間でどのようにやっていくのが一番よいのか〔話し合って〕、お互い無理しないのでできる面会の方法が見つかるといいなと思います。



質問者 2：ステップファミリーのお父さんあるいはお母さんと子どもとの関係についての情報はありますが、連れ子同士の兄弟姉妹、あるいは別れてしまった兄弟姉妹に関する情報はあまりないので、何が起きているのか私は知りたいと思います。

マリリン：アメリカで私たちがインタビューした女子学生たちの多くは、自分の妹や弟、あるいは半分血縁のある妹や弟のことが好きだと言っていました。継きょうだい（stepsiblings）については、きょうだい同様の関係だというケースと喧嘩ばかりしているケースがありました。どれくらい仲がよいかは、興味関心などがどれくらい似ているかによって違ってくるようです。ケースごとにそれぞれずいぶん違うと思います。

ラリー・ギャノン：子どもの年齢、性別、年齢差、どれくらい頻繁に家で顔を合わせるか、などが違いをもたらす要因です。

茨木（司会）：はい、ありがとうございます。〔緒倉さん、桑田さんの〕お二人から、日本のステップのきょうだい関係の状況や具体的な事例について何かあればお話しください。

緒倉：解説することまではできないのですが、ケースとしては、きょうだい同士の関係性の難しさ、子育ての難しさという声はやはりあります。同じ歳の継きょうだいは、学力や発達面の違いが出てくることが多々あって、その中で実子と継子に個別に対応する際に、スタンスの違い、気持ちの違いがあるので、その難しさについては身近なところでリアルに聞いています。

同じ年齢の継きょうだいが意外と似ているような例もありまして、一方はバスケットボール、もう一方はサッカーに夢中で、土日は両方の親が交互に入れ替わりで活動を応援しているというスタイルをとっている家庭もあります。見ていると〔両方の子どもに〕共通点があることで、わりと平和に維持されているというケースもあります。

桑田：私もひとつだけ。今ちょうど同じ歳の〔継〕きょうだいという話があったのですが、その親御さんはまず二人に同じ習い事をさせたのですね。サッカーか、野球か。少し様子を見てみると、片方の男の子は外で元気に走り回るのが好きなのだけれども、もう一人はそうでもないなということがわかってきました。片方は向いてないなと思ったのですが、そこでやめさせてしまうと、それが継子であれば実子をえこひいきしているように周りから思われるのではないかと、思って心配しました、というお話を聞いたことがありました。

そのときに、子どもにとってどんなふうに養育環境を整えてあげるのがよいのかを親御さんとして賢く考えていらっしゃるのだなと思いました。こっちの子は元気に外で走り回らせて、別の子には結局最終的には英会話を習わせて、その子にはすごくそれがよかったのです。すごく上手に関わられたなと思いました。が、その場合にも、やはり周りの目が気になることもあるのだなとも感じました。

茨木（司会）：ありがとうございます。

野沢先生が中心になってやっているステップファミリーのインタビューを私も一緒にしたときに、子連れ再婚同士の家族でしたが、片方〔の親の子ども〕は私立の学校に通っているいろんな習い事をしていて、もう片方〔の親の子ども〕は公立で、ひとり親だったのでいろんなことをさせてあげられなくて結婚をした〔事例がありました〕。家庭の中で2つの文化がぶつかりあっていて、とても難しいという話をされていました。その中で新しい家族文化をつくっていくというか、互いに折り合いをつけていくというのがとても大変だというお話でした。〔継〕きょうだいは、違う育ち方をしてきているし、〔それぞれの〕親御さんの文化を背負っているわけで、どうやっていくのがよいのか難しいけれども、コミュニケーションを図っていくことが必要だと思いながら今のお話を聞いていました。

もうお一人かお二人、質問を受け付けたいと思います。

質問者3：SAJのスタッフです。アメリカからわざわざお越しくださった先生方、昨日今日と長い時間ご講話いただき、ありがとうございます。

昨日も、「セメントベビー」と呼ばれる、再婚後に生まれる赤ちゃんのお話がありました。英語では「ミューチュアル・チャイルド」と呼ぶというお話を昨日おうかがいしましたが、日本では新しい家族をつなげてくれるとか、固めてくれるという期待をこめて「セメントベビー」という語が使われ、普及しているところがあります。実際セメントベビー効果はあるのでしょうか。

一方、日本では、再婚後に新しい赤ちゃんを設けない方がすでにいる継子の立場の子にはよいとか、継親が継子〔のことだけ〕をずっと思っているとか、家族がまとまっていられるとか、神話じみたことも世間に広まっています。そういう両極端の意見があるのですが、アメリカではどのように考えられているのか、評価されているのか、教えていた

だきたいと思います。

ラリー：一般論としては、初婚であれ再婚であれ、赤ちゃんが〔悪い状態の〕結婚を救済することはありません。研究結果によれば、よい関係にある夫婦はたとえ子どもが生まれてストレスが増しても別れずに一緒に子育てをやっていけるけれども、関係が悪くなった夫婦が自分たちの結婚生活の救済手段として子どもを作ると金銭面でも苦しくなったりしてストレスがさらに増して別れる可能性が高まるようです。

かく言う私自身がセメントベビーです。私は、私の両親にとってのセメントベビーでした（笑）。



マリリン：以前は、ステップファミリーに関する自己啓発本〔いわゆるハウツー本〕には、どの本を読んでも、再婚した夫婦は自分たちふたりの子ども（ミューチュアル・チャイルド）を作るべきだと繰り返し書かれていました。新しい赤ちゃんが家族の絆をセメントのように固めてくれるから、と主張されていたのです。しかし、これは実にひどいアドバイスだと思います。

今では自己啓発本にもそのような主張は書かれなくなりました。実際、ある自己啓発本には、「ミューチュアル・チャイルドを持つのもよいでしょう。なぜなら〔対立しやすい〕妻の子どもたちと夫の子どもたちが互いに一致して憎む対象〔共通の敵〕ができるから」と書かれていました。新しい赤ちゃんが可哀想です（笑）。

茨木（司会）：最後のオチがちょっと…厳しいですね（笑）。

では、あと 10 分くらいあるので、今日報告してくれた日本のお二人に、今後 10 年のステップファミリーのサポートについてお考えになっていることを簡単にお話しいただけますか。そしてその後に、アメリカからのお二人に 2 日間を振り返ってのご感想、あるいは日本のステップファミリー支援あるいは研究についてコメントをいただければと思います。

緒倉：本当はもう予定の時間を過ぎています（笑）。ですからごく簡単に。

先ほどのセメントベビーの話ですが、実はセメントベビーを持ってみると大変なことが多いなという実感も私たちの中にあって、あえて質問してもらった感じです。もちろんかわいがる対象を得たことで生じる幸せもあるのですが、やはり人間が増えたことで「この大変さは何なのだろう」と疑問に思っていたところがあるので、あえて〔SAJ から〕質問させてもらいました。

これからの 10 年ですが、30 歳で〔SAJ の活動を〕始めて、今 40 歳になりまして、ようやく日本のステップファミリーの課題が見えてきたかなと実感しています。私は当事者として「これからどうしたらいいのだろう」と迷っていたりします。でも、暮らし全般に関して当事者にしかわからないこともあります。やはり、「大変なんだよ」とか、「そういうふうに言ってもらえてよかった」とか、そういう気づきを社会に伝えていかなければ〔問題が〕改善されていかない。そういうスタンスで、私はこれからもやっていきたいと思っています。

昨日と今日ではっきりしてきたことですが、外的要因〔社会的要因〕についての研究をしていただきたいということを強く思いました。今は家族社会学と家族法、それに社会福祉の実践的な面でご協力をいただいています、さらに児童の発達や心理の面でもご協力をいただきたいと思っています。SAJ はそのような専門情報をもっと増やしていきたいと思っていますので、皆様のご理解とご協力をこれからもさらに賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

桑田：10 周年ということで、この場所にたくさんの皆さんが集まる会議が開けて、私もスタッフの一人としてとても嬉しく思いました。そして、昨日、今日を通して皆さんもおわかりのように、SAJ というのは当事者が中心となった当事者支援組織です。そこに、研究者の先生方や支援者がすごくうまく有機的につながってこの 10 年やってきたなと思っています。ですからこの循環、つまり当事者のセルフヘルプのよさと、アカデミックな研究を重ねていただくと、また実際のサポートにつながぐという意味でのよい循環を次の 10 年に向けて続けていければと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ラリー：私たちをここにお招きいただいたことに、感謝しています。皆さんと一緒に話しし、皆さんから多く学ばせていただいたことを嬉しく思います。本当によい会議でした。私たちは、野沢慎司さんに心から感謝しています。私たちをここに招いてくれたのは彼です。SAJ の皆さんの活躍ぶりにも驚かされました。

マリリン：私もまったく同感です。ここに来るのをわくわくしながら楽しみにしていました。来てみて、皆さん本当によい方ばかりなので感銘を受けました。とくに皆さんからの質問の質が高かったことに驚いています。すごいことです。お招きいただき光栄です。本当にありがとうございました。

茨木（司会）：2 日間にわたる日米ステップファミリー会議、たくさんの貴重なお話をいただきました。アメリカからの新たな情報をお二人の先生方からいただきました。また日本のこの 10 年の実践についても皆さんに伝わったのではないかと思います。

私も今日は感動して聞いていましたが、SAJ はまだまだ弱小組織です。私などは今日もなぜ参加費を無料にしちゃったかなと思ったくらいです（笑）。もっと多くの日本のステップファミリーの人たちにメンバーとして SAJ に入っていて、より大きな活動、よりしっかりとした支援ができるようになるといいなと思っています。皆さんからのサポートをよろしくお願いします。

では、最後に SAJ 代表の緒倉さんから一言いただいて、2 日間の会議を締めたいと思います。

緒倉：こういった場に慣れていないので上手なことが言えないのですが、このような機会をいただいたことを嬉しく思っています。また 10 年後にもこういったことができるようにがんばっていきますので、どうぞよろしくお願いします。今日はありがとうございました。

茨木（司会）：最後に、日本が大震災という大変な状況にあったにもかかわらず、快く引き受けてくださって、ここにいらしてくださったギャノン先生とコールマン先生に対するお礼の拍手をもって終わりしたいと思います。お二人の先生、どうもありがとうございました。

皆さん、ありがとうございました。



注

- 1 次の論文を参照。Weaver, Shannon E., and Coleman, Marilyn, 2005, "A mothering but not a mother role: A grounded theory study of the nonresidential stepmother role," *Journal of Social and Personal Relationships*, 22 (4), 477-497.

おわりに

— INPUT から OUTPUT への 10 年、そしてその先へ

茨木尚子（明治学院大学）

今回の報告書のその内容の濃さに驚嘆しつつ、目を通していただきました。おそらく日本におけるステップファミリーの研究、実践についての最先端の情報が盛り込まれたものだと思います。2001 年に、アメリカから SAA 代表（当時）のマージョリーさんをお招きして、SAJ として最初の大きなイベントを開催した当時の報告書も読みかえし、この二つの報告書の大きな違いを改めて感じる事ができました。

2001 年の報告書には、アメリカのこれまでの実践と研究の厚みのある実績に基づいて、ステップファミリーの特徴、課題、支援が掲載されています。それを日本のステップファミリーの当事者や研究者が、熱心に INPUT した成果がそれぞれの感想という形で記載されており、このアメリカの研究や実践をこれから日本でも位置付けていこうという抱負が熱く語られていました。

2011 年、10 年目の報告書はどうでしょうか。再び、今回もアメリカからステップファミリー研究の第一人者であるマリリン・コールマン&ラリー・ギャノン先生をお招きして、アメリカのステップファミリー研究の最前線のお話を伺いました。その層の厚い研究蓄積は、やはりこれからの日本の研究に沢山の示唆をいただくものでした。

しかし、今回の報告書はそれだけに留まっていませんでした。それに続いて、これまでの 10 年の日本のステップファミリー研究の最前線のお話が、社会学、法学の研究者から報告されました。改めて報告書で、それぞれの方の報告を読み、その研究の意義と成果を認識することができました。その内容は、アメリカからきたお二人の研究者にとっても、示唆に富むものであったことがお二人の感想から伺えました。今回、お互いの国におけるステップファミリー研究の内容について交流できたことは、最も大きな成果だったといえるでしょう。

さらに、この 10 年の歩みをしっかりと感じる事ができたのは、SAJ の実践からの報告でした。SAJ が日本のステップファミリーを支援していくための活動組織として育っていったほしいとの思いをこめて、私は 10 年前の報告書に「ステップファミリーの当事者専門家を育てていこう」と書きました。SAJ からの緒倉さん、桑田さんの報告では、この 10 年間の実践から生まれた支援プログラムが紹介されました。沢山の困難はありましたが、当事者グループとして、地域ごとのセルフヘルプグループの開催を地道に続けてきたこと、そこからステップファミリーの支援プログラムを作ってきたことがこれまでの実践をもとに綴られています。また、どちらかという親に限定された交流や支援であった当初の活動から、最近では、子どもたちのためのプログラムへと活動が広がってきていること、また家族全体での交流へと視野が広がってきていることも確認できました。

2001 年、ひたすらアメリカからの情報を INPUT する立場だった日本の当事者や研究

者が、10年の時を経た今回、しっかりと日本の情報を OUTPUT する立場に立ったことに感動を覚えます。その存在さえ確かでなく、呼び名さえなかった日本のステップファミリーが、この10年で、その存在を社会に根付かせてきたことは、着実な前進だと思います。

さて、これからの10年を考えていかねばなりません。ステップファミリー研究は、さらにその幅と厚みをつけていくことでしょう。特にステップファミリーの実態としては、時間的経過や変化を追った研究成果が待たれるところです。また、法学では、家族の変化に対応した新たな法律のあり方が緊急課題となっているようです。ここでもステップファミリーを視野に入れた研究成果が十分に生かされていてほしいと思います。

そして、こういった研究に、当事者として SAJ は、これからも積極的に参画し続けていくことが求められていくでしょう。誰かがステップファミリーへの支援をゼロから作ってくれる社会ではないことを、この10年 SAJ は体験してきたと思います。自分たちが当事者として考え、育んできたプログラムや情報を、どう専門家や公的機関に伝え、新たな支援を広げていくのか。そのために、SAJ としてさらにどんな力をつけていかねばならないのか。次なる課題も具体的に見えてきました。

私は、この10年、当事者組織の支援者という立場で、SAJ に微力ながら関わらせていただきました。私自身、これまで障害者福祉研究をする立場で、障害当事者やその組織から学んだこと、教えられたことは計り知れないものがあります。最後に、SAJ が当事者組織としての新たな10年を歩むための羅針盤として、国際障害者運動のスローガンを記しておきたいと思います。

Nothing about us, without us!

——われわれ抜きに、われわれのことを決めるな！

ステップファミリーの当事者として、この国の家族支援のあり方を考え、構築していく営みに積極的に参加し続けていってください。

Photo Album



特別公開：日米ステップファミリー会議で紹介した絵本をSAJホームページで限定公開しています。
継子ちゃんからの温かなメッセージに会場は感動の渦となりました。

URL <http://www.saj-stepfamily.org/>

Photo Album



日米ステップファミリー会議 2011 報告書

The Comprehensive Report on the US-Japan Stepfamily Conference 2011

2012 年 3 月 24 日発行

【編者】

S A J ・野沢慎司

Edited by SAJ and Shinji Nozawa

【発行】

S A J (ステップファミリー・アソシエーション・オブ・ジャパン)

〒664-0885 兵庫県伊丹市昆陽泉町 6-8-9

明治学院大学社会学部附属研究所 (ステップファミリー研究セミナー企画 2011)

〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37

Published by SAJ and Institute of Sociology and Social Work at Meiji Gakuin University,
on March 24, 2012.